(日本語参考訳)*

Amendments to the 2006 ISDA Definitions to include new IBOR fallbacks

2020年10月23日最終版確定、2021年1月25日公表かつ効力発生の2006 ISDA Definitionsに関するサプルメント第70号

GBP LIBOR

GBP-LIBOR-BBA

セクション7.1 Rate Options

セクション7.1(w)(i)(「GBP-LIBOR-BBA」)は、全体を削除し、かつ、以下のとおり置き換えることにより、修正する。

「(i) 「GBP-LIBOR-BBA」とは、あるReset Dateにおけるレートが、当該Reset Dateのロンドン時間午前11:55(当該時刻に、ロンドン時間午前11:00の公表レートが反映される。)(又はSterling LIBORベンチマーク算定方法においてSterling LIBORのベンチマーク運営者が指定する修正された公表時刻)に、Reuters ScreenのLIBOR01ページに表示されるDesignated Maturityの期間に対応するSterling LIBORとなることをいう。

Sterling LIBORに係るIndex Cessation Effective Dateが未到来の場合

当該Reset Dateのロンドン時間午前11:55 (又はSterling LIBORベンチマーク算定方 法においてSterling LIBORのベンチマーク運営者が指定する、Sterling LIBORに係 る修正された公表時刻(もしあれば))までに、当該Reset Dateに関する Designated Maturityの期間に対応するSterling LIBORがReuters ScreenのLIBOR01ペ ージに表示されず、かつ、Index Cessation Effective Dateが到来していない場合、当 該Reset Dateにおけるレートは、Sterling LIBORの運営者が提供し、正規配信者又 はSterling LIBORの運営者自らが公表する、当該Reset Dateに関するDesignated Maturityの期間に対応するSterling LIBORとする。ただし、当該Reset Dateのロンド ン時間午後4:00(又はSterling LIBORに係る修正された公表時刻の4時間5分後)ま でに、Sterling LIBORの運営者又は正規配信者のいずれも当該Reset Dateに関する Designated Maturityの期間に対応するSterling LIBORを提供又は公表せず、かつ、 Index Cessation Effective Dateが到来していない場合、当事者が別途合意しない限り、 当該Reset Dateにおけるレートは、(A) Sterling LIBORの運営者が公式に利用を推奨 するレート又は(B) Sterling LIBOR若しくはSterling LIBORの運営者を監督する責任 を負う監督当局が公式に利用を推奨するレートのいずれかとする。上記のいずれ も、Sterling LIBORが公表されない期間中で、かつ、Index Cessation Effective Date が到来していない限りにおいて適用される。上記サブパラグラフ(A)に定めるレー トが利用可能な場合、当該レートを適用するものとする。上記サブパラグラフ(A) に定めるレートが利用できないものの、上記サブパラグラフ(B)に定めるレートが 利用可能な場合、当該レートを適用するものとする。上記サブパラグラフ(A)又は サブパラグラフ(B)に定めるいずれのレートも利用できない場合、中央清算機関又

^{*} This Japanese translation is for reference only. Although every effort has been made to ensure the accuracy of this translation, due to the differences in grammar and legal terminologies, the possibility that terms or words used in the Japanese translation may have different meanings or connotations from the English original cannot be ruled out. Therefore, this Japanese translation should not be relied upon by any person in making any decision or taking any action. If there exists any difference between the Japanese version and the English version, the English version should govern.

本日本語訳は参考訳であり、英語を原本といたします。本参考訳ではできる限り正確な翻訳を行っておりますが、英語と日本語の間には文法や法的・言語的な概念の違いがあり、それぞれの言語においても 1 つの語に対して複数の解釈が可能であります。したがって、本参考訳の正確性及び信頼性は保証されるものではありません。原文と本参考訳の間に齟齬がある場合には、原文の内容が優先します。

は先物取引所で利用されるレートで、いずれの場合も、Sterling LIBORを参照するデリバティブ取引又は先物取引の取引量が十分にあるため当該レートが代替レートとして代表的であるとCalculation Agentが考えるレートを考慮し、Calculation AgentがSterling LIBORの代替レートとして商業的に合理的であるレートを決定するものとする。

Sterling LIBORに係るIndex Cessation Effective Dateが到来した場合

Index Cessation Eventの発生後、Index Cessation Effective Date以降に到来するある Reset Dateにおけるレートは、GBP-LIBOR-BBAへの参照に代わり、Original GBP Fixing Dateに一致する「Original IBOR Rate Record Day」に対応するFallback Rate (SONIA)であって、関連するFallback Observation Dayのロンドン時間午前11:30時点において提供又は公表されている直近のレートを参照して決定される。そのような「Original IBOR Rate Record Day」に対応するFallback Rate (SONIA)が、関連するFallback Observation Dayのロンドン時間午前11:30までに、Bloomberg Index Services Limited(又はISDAが随時承認若しくは指名するその承継情報提供者)により提供されず、また、正規配信者により公表されず、かつ、Fallback Rate (SONIA)に係るFallback Index Cessation Effective Dateが到来していない場合、当該Reset Dateにおけるレートは、当該時点で提供又は公表されているFallback Rate (SONIA)の中で直近の「Original IBOR Rate Record Day」がOriginal GBP Fixing Dateと一致しないことにかかわらない。)に対応するものであって、当該時点で提供又は公表されている直近のレートとする。

Fallback Rate (SONIA)に係るFallback Index Cessation Effective Date が到来した場合

Fallback Rate (SONIA)に係るFallback Index Cessation Eventの発生後、Fallback Rate (SONIA)に係るIndex Cessation Effective Date以降にFallback Observation Dayが到来する Calculation Period (又は当該 Calculation Periodに含まれるいずれかの Compounding Period) に係るあるReset Dateにおけるレートは、Bank of England (又はその承継運営者)が運営・管理するSterling Overnight Index Average (以下「SONIA」という。)につき、Calculation Agentが、Fallback Rate (SONIA)と比較した期間構造又はテナーの違いに対応するために必要な調整をBloomberg IBOR Fallback Rate (SONIA)に係るFallback Index Cessation Effective Dateにおいて直近に公表されたスプレッド(「Fallback Rate (SONIA)」の定義において言及される。)を適用したものとする。

SONIAに係るFallback Index Cessation Effective Dateが未到来の場合

運営者又は正規配信者のいずれもSONIAを提供又は公表せず、かつ、SONIAに係るFallback Index Cessation Effective Dateが到来していない場合、SONIAを必要とする基準日について、SONIAへの参照は、最後に提供又は公表されたSONIAへの参照とみなされるものとする。

SONIAに係るFallback Index Cessation Effective Dateが到来した場合

Fallback Rate (SONIA)及びSONIAのそれぞれに係るFallback Index Cessation Effective Dateが到来した場合、Fallback Rate (SONIA)に係るFallback Index Cessation Effective Date (又はSONIAに係るFallback Index Cessation Effective Dateが後に到来する場合、

当該日)以降にFallback Observation Dayが到来するCalculation Period(又は当該Calculation Periodに含まれるいずれかのCompounding Period)に係るあるReset Dateにおけるレートは、GBP Recommended Rateにつき、Calculation Agentが、Fallback Rate (SONIA)と比較した期間構造又はテナーの違いに対応するために必要な調整をBloomberg IBOR Fallback Rate Adjustments Rule Bookを参照した上でGBP Recommended Rateに対して行った後、Fallback Rate (SONIA)に係るFallback Index Cessation Effective Dateにおいて直近に公表されたスプレッド(「Fallback Rate (SONIA)」の定義において言及される。)を適用したものとする。

GBP Recommended Rate に係るFallback Index Cessation Effective Date が未到来の場合

Fallback Rate (SONIA)に係るFallback Index Cessation Effective Dateの後に到来する最初のロンドンBanking Dayの終わりまで(又はSONIAに係るFallback Index Cessation Effective Dateの後に到来する最初のロンドンBanking Dayが後に到来する場合、当該日の終わりまで)にGBP Recommended Rateが存在するものの、運営者又は正規配信者のいずれもGBP Recommended Rateを提供又は公表せず、かつ、GBP Recommended Rateに係るFallback Index Cessation Effective Dateが到来していない場合、GBP Recommended Rateを必要とする基準日について、GBP Recommended Rateへの参照は、最後に提供又は公表されたGBP Recommended Rateへの参照であるものとみなされるものとする。

GBP Recommended Rate が不存在又はGBP Recommended Rate に係るFallback Index Cessation Effective Date が未到来の場合

(A) Fallback Rate (SONIA)に係るFallback Index Cessation Effective Dateの後に到来す る最初のロンドンBanking Dayの終わりまで(若しくはSONIAに係るFallback Index Cessation Effective Dateの後に到来する最初のロンドンBanking Dayが後に到来する 場合、当該日の終わりまで)にGBP Recommended Rateが存在しない場合、又は (B) GBP Recommended Rateが存在し、当該レートに係るFallback Index Cessation Effective Dateが以後到来する場合、それぞれFallback Rate (SONIA)に係るFallback Index Cessation Effective Date (若しくはSONIAに関するFallback Index Cessation Effective Dateが後に到来する場合、当該日)又はGBP Recommended Rateに係る Fallback Index Cessation Effective Date以降にFallback Observation Dayが到来する Calculation Period(又は当該Calculation Periodに含まれるいずれかのCompounding Period) に係るあるReset Dateにおけるレートは、UK Bank Rateにつき、Calculation Agentが、Fallback Rate (SONIA)と比較した期間構造又はテナーの違いに対応する ために必要な調整をBloomberg IBOR Fallback Rate Adjustments Rule Bookを参照し た上でUK Bank Rateに対して行った後、Fallback Rate (SONIA)に係るFallback Index Cessation Effective Dateにおいて直近に公表されたスプレッド(Fallback Rate (SONIA)の定義において言及される。)を適用したものとする。

UK Bank Rate

UK Bank Rateを必要とする基準日について、UK Bank Rateへの参照は、当該基準日のロンドンにおける営業終了時点の、最後に提供又は公表されたUK Bank Rateへの参照とみなされるものとする。

本Rate Optionsに定める規定は、セクション7.8、セクション7.9及びセクション8.5 (これらに限らない。) の対象とする。

あるReset Dateにおけるレートが、Fallback Rate (SONIA)を参照し決定される場合、セクション7.6は適用されないものとする。

本Rate Optionにおいて、また、本Rate Optionの規定の中でのFallback Observation Dayへの言及において、「Business Days」への言及は、本Rate Optionsの規定を参照し計算される支払債務について適用されるBusiness Daysへの言及とし、「Original IBOR Rate Record Day」への言及はFallback Rate (SONIA) Screenで使用される当該用語への言及とする。

定義

以下のとおり定義する。

「Original GBP Fixing Date」とは、あるReset Dateについて、別途合意されない限り、当該Reset Dateをいう。

「Sterling LIBOR」とは、当該ベンチマークの運営者としてのICE Benchmark Administration Limited(又はその承継運営者)が提供するSterling LIBOR(London Interbank Offered Rate)と称される、Sterlingに係るホールセール資金調達レートをいう。

「Fallback Rate (SONIA)」とは、期間調整を行ったSONIAのレートに、Sterling LIBORに関するスプレッド(いずれも、Designated Maturityの期間に対応するもの)を加えたものであって、期間調整を行ったSONIA及び当該スプレッドの提供者としてのBloomberg Index Services Limited(又はISDAが随時承認若しくは指名するその承継情報提供者)によって、Fallback Rate (SONIA) Screenにおいて(若しくはその他の手段で)提供され、又は正規配信者に対して提供され、かつ、正規配信者が公表するものをいう。

「Fallback Rate (SONIA) Screen」とは、Designated Maturityの期間に対応する Sterling LIBORに関するフォールバックのBloombergティッカーに対応する Bloomberg Screenで、Bloomberg Screen <FBAK> <GO>ページ(若しくは、適用ある場合、Bloomberg Screen <HP> <GO>)を通じてアクセス可能なもの又は Bloomberg Index Services Limited(若しくはISDAが随時承認若しくは指名するその 承継情報提供者)が指定する他の公表された情報源をいう。

「GBP Recommended Rate」とは、(A) SONIAの運営者が中央銀行である場合、当該SONIAの運営者によってSONIAの代替レートとして推奨されるレート(あらゆるスプレッド若しくは調整を含む。)又は(B) SONIAの運営者である中央銀行が特定のレートを推奨しなかった場合、若しくはSONIAの運営者が中央銀行でない場合、Financial Conduct Authority(若しくはその承継者)若しくはBank of Englandの一方若しくは双方がこの目的のために指名した委員会によって推奨されるレート(あらゆるスプレッド若しくは調整を含む。)であって、当該レートの運営者(若しくはその承継運営者)が提供するもの又は当該レートの運営者(若しくはその承継運営者)が当該レートを提供しない場合は正規配信者によって公表されるものをいう。

「UK Bank Rate」とは、Bank of EnglandのMonetary Policy Committeeが決定し、Bank of Englandが随時公表する政策金利をいう。」

GBP-LIBOR-BBA-Bloomberg

セクション7.1 Rate Options

セクション7.1(w)(ii) (「GBP-LIBOR-BBA-Bloomberg」) は、全体を削除し、かつ、以下のとおり置き換えることにより、修正する。

「(ii) 「GBP-LIBOR-BBA-Bloomberg」とは、あるReset Dateにおけるレートが、当該Reset Dateのロンドン時間午前11:55(当該時刻に、ロンドン時間午前11:00時点の公表レートが反映される。)(又はSterling LIBORベンチマーク算定方法においてSterling LIBORのベンチマーク運営者が指定する修正された公表時刻)に、Bloomberg ScreenのBTMM UKページの「LIBOR」という表題の下に表示されるDesignated Maturityの期間に対応するSterling LIBORとなることをいう。

Sterling LIBORに係るIndex Cessation Effective Dateが未到来の場合

当該Reset Dateのロンドン時間午前11:55 (又はSterling LIBORベンチマーク算定方 法においてSterling LIBORのベンチマーク運営者が指定する、Sterling LIBORに係 る修正された公表時刻(もしあれば))までに、当該Reset Dateに関する Designated Maturityの期間に対応するSterling LIBORがBloomberg ScreenのBTMM UKページに「LIBOR」という表題の下に表示されず、かつ、Index Cessation Effective Dateが到来していない場合、当該Reset Dateにおけるレートは、Sterling LIBORの運営者が提供し、正規配信者又はSterling LIBORの運営者自らが公表する、 当該Reset Dateに関するDesignated Maturityの期間に対応するSterling LIBORとする。 ただし、当該Reset Dateのロンドン時間午後4:00(又はSterling LIBORに係る修正さ れた公表時刻の4時間5分後)までに、Sterling LIBORの運営者又は正規配信者のい ずれも当該Reset Dateに関するDesignated Maturityの期間に対応するSterling LIBOR を提供又は公表せず、かつ、Index Cessation Effective Dateが到来していない場合、 当事者が別途合意しない限り、当該Reset Dateにおけるレートは、(A) Sterling LIBORの運営者が公式に利用を推奨するレート又は(B) Sterling LIBOR若しくは Sterling LIBORの運営者を監督する責任を負う監督当局が公式に利用を推奨するレ ートのいずれかとする。上記のいずれも、Sterling LIBORが公表されない期間中で、 かつ、Index Cessation Effective Dateが到来していない限りにおいて適用される。上 記サブパラグラフ(A)に定めるレートが利用可能な場合、当該レートを適用するも のとする。上記サブパラグラフ(A)に定めるレートが利用できないものの、上記サ ブパラグラフ(B)に定めるレートが利用可能な場合、当該レートを適用するものと する。上記サブパラグラフ(A)又はサブパラグラフ(B)に定めるいずれのレートも 利用できない場合、中央清算機関又は先物取引所で利用されるレートで、いずれ の場合も、Sterling LIBORを参照するデリバティブ取引又は先物取引の取引量が十 分にあるため当該レートが代替レートとして代表的であるとCalculation Agentが考 えるレートを考慮し、Calculation AgentがSterling LIBORの代替レートとして商業 的に合理的であるレートを決定するものとする。

Sterling LIBORに係るIndex Cessation Effective Dateが到来した場合

Index Cessation Eventの発生後、Index Cessation Effective Date以降に到来するある Reset Dateにおけるレートは、GBP-LIBOR-BBA-Bloombergへの参照に代わり、 Original GBP Fixing Dateに一致する「Original IBOR Rate Record Day」に対応する Fallback Rate (SONIA)であって、関連するFallback Observation Dayのロンドン時間

午前11:30時点において提供又は公表されている直近のレートを参照して決定される。そのような「Original IBOR Rate Record Day」に対応するFallback Rate (SONIA)が、関連するFallback Observation Dayのロンドン時間午前11:30までに、Bloomberg Index Services Limited(又はISDAが随時承認若しくは指名するその承継情報提供者)により提供されず、また、正規配信者により公表されず、かつ、Fallback Rate (SONIA)に係るFallback Index Cessation Effective Dateが到来していない場合、当該 Reset Dateにおけるレートは、当該時点で提供又は公表されているFallback Rate (SONIA)の中で直近の「Original IBOR Rate Record Day」(当該「Original IBOR Rate Record Day」がOriginal GBP Fixing Dateと一致しないことにかかわらない。)に対応するものであって、当該時点で提供又は公表されている直近のレートとする。

Fallback Rate (SONIA)に係るFallback Index Cessation Effective Date が到来した場合

Fallback Rate (SONIA)に係るFallback Index Cessation Eventの発生後、Fallback Rate (SONIA)に係るIndex Cessation Effective Date以降にFallback Observation Dayが到来する Calculation Period (又は当該 Calculation Periodに含まれるいずれかの Compounding Period) に係るあるReset Dateにおけるレートは、Bank of England (又はその承継運営者)が運営・管理するSterling Overnight Index Average (以下「SONIA」という。)につき、Calculation Agentが、Fallback Rate (SONIA)と比較した期間構造又はテナーの違いに対応するために必要な調整をBloomberg IBOR Fallback Rate (SONIA)に係るFallback Index Cessation Effective Dateにおいて直近に公表されたスプレッド (Fallback Rate (SONIA)の定義において言及される。)を適用したものとする。

SONIAに係るFallback Index Cessation Effective Date が未到来の場合

運営者又は正規配信者のいずれもSONIAを提供又は公表せず、かつ、SONIAに係るFallback Index Cessation Effective Dateが到来していない場合、SONIAを必要とする基準日について、SONIAへの参照は、最後に提供又は公表されたSONIAへの参照とみなされるものとする。

SONIAに係るFallback Index Cessation Effective Dateが到来した場合

Fallback Rate (SONIA)及びSONIAのそれぞれに係るFallback Index Cessation Effective Dateが到来した場合、Fallback Rate (SONIA)に係るFallback Index Cessation Effective Date (又はSONIAに係るFallback Index Cessation Effective Dateが後に到来する場合、当該日)以降にFallback Observation Dayが到来するCalculation Period (又は当該Calculation Periodに含まれるいずれかのCompounding Period) に係るあるReset Date におけるレートは、GBP Recommended Rateにつき、Calculation Agentが、Fallback Rate (SONIA)と比較した期間構造又はテナーの違いに対応するために必要な調整をBloomberg IBOR Fallback Rate Adjustments Rule Bookを参照した上でGBP Recommended Rateに対して行った後、Fallback Rate (SONIA)に係るFallback Index Cessation Effective Dateにおいて直近に公表されたスプレッド(Fallback Rate (SONIA)の定義において言及される。)を適用したものとする。

GBP Recommended Rateに係るFallback Index Cessation Effective Dateが未到来の場合

Fallback Rate (SONIA)に係るFallback Index Cessation Effective Dateの後に到来する最初のロンドンBanking Dayの終わりまで(又はSONIAに係るFallback Index Cessation Effective Dateの後に到来する最初のロンドンBanking Dayが後に到来する場合、当該日の終わりまで)にGBP Recommended Rateが存在するものの、運営者又は正規配信者のいずれもGBP Recommended Rateを提供又は公表せず、かつ、GBP Recommended Rateに係るFallback Index Cessation Effective Dateが到来していない場合、GBP Recommended Rateを必要とする基準日について、GBP Recommended Rateへの参照は、最後に提供又は公表されたGBP Recommended Rateへの参照であるものとみなされるものとする。

GBP Recommended Rate が不存在又はGBP Recommended Rate に係るFallback Index Cessation Effective Date が未到来の場合

(A) Fallback Rate (SONIA)に係るFallback Index Cessation Effective Dateの後に到来す る最初のロンドンBanking Dayの終わりまで(若しくはSONIAに係るFallback Index Cessation Effective Dateの後に到来する最初のロンドンBanking Dayが後に到来する 場合、当該日の終わりまで)にGBP Recommended Rateが存在しない場合、又は (B) GBP Recommended Rateが存在し、当該レートに係るFallback Index Cessation Effective Dateが以後到来する場合、それぞれFallback Rate (SONIA)に係るFallback Index Cessation Effective Date (若しくはSONIAに関するFallback Index Cessation Effective Dateが後に到来する場合、当該日)又はGBP Recommended Rateに係る Fallback Index Cessation Effective Date以降にFallback Observation Dayが到来する Calculation Period (又は当該Calculation Periodに含まれるいずれかのCompounding Period) に係るあるReset Dateにおけるレートは、UK Bank Rateにつき、Calculation Agentが、Fallback Rate (SONIA)と比較した期間構造又はテナーの違いに対応する ために必要な調整をBloomberg IBOR Fallback Rate Adjustments Rule Bookを参照し た上でUK Bank Rateに対して行った後、Fallback Rate (SONIA)に係るFallback Index Cessation Effective Dateにおいて直近に公表されたスプレッド (Fallback Rate (SONIA)の定義において言及される。)を適用したものとする。

UK Bank Rate

UK Bank Rateを必要とする基準日について、UK Bank Rateへの参照は、当該基準日のロンドンにおける営業終了時点の、最後に提供又は公表されたUK Bank Rateへの参照とみなされるものとする。

本Rate Optionsに定める規定は、セクション7.8、セクション7.9及びセクション8.5 (これらに限らない。)の対象とする。

あるReset Dateにおけるレートが、Fallback Rate (SONIA)を参照し決定される場合、セクション7.6は適用されないものとする。

本Rate Optionにおいて、また、本Rate Optionの規定の中でのFallback Observation Dayへの言及において、「Business Days」への言及は、本Rate Optionsの規定を参照し計算される支払債務について適用されるBusiness Daysへの言及とし、「Original IBOR Rate Record Day」への言及はFallback Rate (SONIA) Screenで使用される当該用語への言及とする。

以下のとおり定義する。

「Original GBP Fixing Date」とは、あるReset Dateについて、別途合意されない限り、当該Reset Dateをいう。

「Sterling LIBOR」とは、当該ベンチマークの運営者としてのICE Benchmark Administration Limited(又はその承継運営者)が提供するSterling LIBOR(London Interbank Offered Rate)と称される、Sterlingに係るホールセール資金調達レートをいう。

「Fallback Rate (SONIA)」とは、期間調整を行ったSONIAのレートに、Sterling LIBORに関するスプレッド(いずれも、Designated Maturityの期間に対応するもの)を加えたものであって、期間調整を行ったSONIA及び当該スプレッドの提供者としてのBloomberg Index Services Limited(又はISDAが随時承認若しくは指名するその承継情報提供者)によって、Fallback Rate (SONIA) Screenにおいて(若しくはその他の手段で)提供され、又は正規配信者に対して提供され、かつ、正規配信者が公表するものをいう。

「Fallback Rate (SONIA) Screen」とは、Designated Maturityの期間に対応する Sterling LIBORに関するフォールバックのBloombergティッカーに対応する Bloomberg Screenで、Bloomberg Screen <FBAK> <GO>ページ(若しくは、適用ある場合、Bloomberg Screen <HP> <GO>)を通じてアクセス可能なもの又は Bloomberg Index Services Limited(若しくはISDAが随時承認若しくは指名するその 承継情報提供者)が指定する他の公表された情報源をいう。

「GBP Recommended Rate」とは、(A) SONIAの運営者が中央銀行である場合、当該SONIAの運営者によってSONIAの代替レートとして推奨されるレート(あらゆるスプレッド若しくは調整を含む。)又は(B) SONIAの運営者である中央銀行が特定のレートを推奨しなかった場合若しくはSONIAの運営者が中央銀行でない場合、Financial Conduct Authority(若しくはその承継者)若しくはBank of Englandの一方若しくは双方がこの目的のために指名した委員会によって推奨されるレート(あらゆるスプレッド若しくは調整を含む。)であって、当該レートの運営者(若しくはその承継運営者)が提供するもの又は当該レートの運営者(若しくはその承継運営者)が当該レートを提供しない場合は正規配信者によって公表されるものをいう。

「UK Bank Rate」とは、Bank of EnglandのMonetary Policy Committeeが決定し、Bank of Englandが随時公表する政策金利をいう。」

CHF LIBOR

CHF-LIBOR-BBA

セクション7.1 Rate Options

セクション7.1(y)(i)(「CHF-LIBOR-BBA」)は、全体を削除し、かつ、以下のとおり置き換えることにより、修正する。

「(i) 「CHF-LIBOR-BBA」とは、あるReset Dateにおけるレートが、当該Reset Dateの2 ロンドンBanking Days前の日のロンドン時間午前11:55(当該時刻に、ロンドン時間午前11:00時点の公表レートが反映される。)(又はSwiss Franc LIBORベンチマーク算定方法においてSwiss Franc LIBORのベンチマーク運営者が指定する修正された公表時刻)に、Reuters ScreenのLIBOR02ページに表示されるDesignated Maturityの期間に対応するSwiss Franc LIBORとなることをいう。

Swiss Franc LIBORに係るIndex Cessation Effective Date が未到来の場合

当該Reset Dateのロンドン時間午前11:55(又はSwiss Franc LIBORベンチマーク算 定方法においてSwiss Franc LIBORのベンチマーク運営者が指定する、Swiss Franc LIBORに係る修正された公表時刻(もしあれば))までに、Original CHF Fixing Dateに関するDesignated Maturityの期間に対応するSwiss Franc LIBORがReuters ScreenのLIBOR02ページに表示されず、かつ、Index Cessation Effective Dateが到来 していない場合、当該Reset Dateにおけるレートは、Swiss Franc LIBORの運営者が 提供し、正規配信者又はSwiss Franc LIBORの運営者自らが公表する、当該Original CHF Fixing Dateに関するDesignated Maturityの期間に対応するSwiss Franc LIBORと する。ただし、当該Reset Dateのロンドン時間午後4:00(又はSwiss Franc LIBORに 係る修正された公表時刻の4時間5分後)までに、Swiss Franc LIBORの運営者又は 正規配信者のいずれも当該Original CHF Fixing Dateに関するDesignated Maturityの 期間に対応するSwiss Franc LIBORを提供又は公表せず、かつ、Index Cessation Effective Dateが到来していない場合、当事者が別途合意しない限り、当該Reset Dateにおけるレートは、(A) Swiss Franc LIBORの運営者が公式に利用を推奨するレ ート又は(B) Swiss Franc LIBOR若しくはSwiss Franc LIBORの運営者を監督する責 任を負う所管当局が公式に利用を推奨するレートのいずれかとする。上記のいず れも、Swiss Franc LIBORが公表されない期間中で、かつ、Index Cessation Effective Dateが到来していない限りにおいて適用される。上記サブパラグラフ(A)に定める レートが利用可能な場合、当該レートを適用するものとする。上記サブパラグラ フ(A)に定めるレートが利用できないものの、上記サブパラグラフ(B)に定めるレ ートが利用可能な場合、当該レートを適用するものとする。上記サブパラグラフ (A)又はサブパラグラフ(B)に定めるいずれのレートも利用できない場合、中央清 算機関又は先物取引所で利用されるレートで、いずれの場合も、Swiss Franc LIBORを参照するデリバティブ取引又は先物取引の取引量が十分にあるため当該 レートが代替レートとして代表的であるとCalculation Agentが考えるレートを考慮 し、Calculation AgentがSwiss Franc LIBORの代替レートとして商業的に合理的であ るレートを決定するものとする。

Swiss Franc LIBORに係るIndex Cessation Effective Dateが到来した場合

Index Cessation Eventの発生後、Index Cessation Effective Dateの2ロンドンBanking Days後の日又はそれ以降に到来するあるReset Dateにおけるレートは、CHF-

LIBOR-BBAへの参照に代わり、Original CHF Fixing Dateに一致する「Original IBOR Rate Record Day」に対応するFallback Rate (SARON)であって、関連するFallback Observation Dayのチューリッヒ時間午後8:30時点において提供又は公表されている直近のレートを参照して決定される。そのような「Original IBOR Rate Record Day」に対応するFallback Rate (SARON)が、関連するFallback Observation Dayのチューリッヒ時間午後8:30までに、Bloomberg Index Services Limited(又はISDAが随時承認若しくは指名するその承継情報提供者)により提供されず、また、正規配信者により公表されず、かつ、Fallback Rate (SARON)に係るFallback Index Cessation Effective Dateが到来していない場合、当該Reset Dateにおけるレートは、当該時点で提供又は公表されているFallback Rate (SARON)の中で直近の「Original IBOR Rate Record Day」がOriginal CHF Fixing Dateと一致しないことにかかわらない。)に対応するものであって、当該時点で提供又は公表されている直近のレートとする。

Fallback Rate (SARON)に係るFallback Index Cessation Effective Date が到来した場合

Fallback Rate (SARON)に係るFallback Index Cessation Eventの発生後、Fallback Rate (SARON)に係るIndex Cessation Effective Date以降にFallback Observation Dayが到来する Calculation Period (又は当該 Calculation Period に含まれるいずれかの Compounding Period) に係るあるReset Dateにおけるレートは、SIX Swiss Exchange AG (又はその承継運営者) が運営・管理するSwiss Average Rate Overnight (以下「SARON」という。) につき、Calculation Agentが、Fallback Rate (SARON)と比較した期間構造又はテナーの違いに対応するために必要な調整をBloomberg IBOR Fallback Rate Adjustments Rule Bookを参照した上でSARONに対して行った後、Fallback Rate (SARON)に係るFallback Index Cessation Effective Dateにおいて直近に公表されたスプレッド(Fallback Rate (SARON)の定義において言及される。) を適用したものとする。

SARONに係るFallback Index Cessation Effective Dateが未到来の場合

運営者又は正規配信者のいずれもSARONを提供又は公表せず、かつ、SARONに係るFallback Index Cessation Effective Dateが到来していない場合、SARONを必要とする基準日について、SARONへの参照は、最後に提供又は公表されたSARONへの参照とみなされるものとする。

SARONに係るFallback Index Cessation Effective Dateが到来した場合

Fallback Rate (SARON)及びSARONのそれぞれに係るFallback Index Cessation Effective Dateが到来した場合、Fallback Rate (SARON)に係るFallback Index Cessation Effective Date (又はSARONに係るFallback Index Cessation Effective Dateが後に到来する場合、当該日)以降にFallback Observation Dayが到来するCalculation Period (又は当該Calculation Periodに含まれるいずれかのCompounding Period) に係るあるReset Dateにおけるレートは、NWG Recommended Rateにつき、Calculation Agentが、Fallback Rate (SARON)と比較した期間構造又はテナーの違いに対応するために必要な調整をBloomberg IBOR Fallback Rate Adjustments Rule Bookを参照した上でNWG Recommended Rateに対して行った後、Fallback Rate (SARON)に係るFallback Index Cessation Effective Dateにおいて直近に公表されたスプレッド (Fallback Rate (SARON)の定義に定める。)を適用したものとする。

Fallback Rate (SARON)に係るFallback Index Cessation Effective Dateの後に到来する最初のチューリッヒBanking Dayの終わりまで(又はSARONに係るFallback Index Cessation Effective Dateの後に到来する最初のチューリッヒBanking Dayが後に到来する場合、当該日の終わりまで)にNWG Recommended Rateが存在しない場合、Fallback Rate (SARON) に係るFallback Index Cessation Effective Date (又はSARON に係るFallback Index Cessation Effective Date (又はSARON に係るFallback Index Cessation Effective Dateが後に到来する場合、当該日)以降にFallback Observation Dayが到来するCalculation Period (又は当該Calculation Periodに含まれるいずれかのCompounding Period) に係るあるReset Dateにおけるレートは、Modified SNB Policy Rateにつき、Calculation Agentが、Fallback Rate (SARON)と比較した期間構造又はテナーの違いに対応するために必要な調整をBloomberg IBOR Fallback Rate Adjustments Rule Bookを参照した上でModified SNB Policy Rateに対して行った後、Fallback Rate (SARON)に係るFallback Index Cessation Effective Dateにおいて直近に公表されたスプレッド(Fallback Rate (SARON)の定義において言及される。)を適用したものとする。

NWG Recommended Rate 又はModified SNB Policy Rate に係るFallback Cessation Effective Dateが未到来の場合

運営者又は正規配信者のいずれもそれぞれNWG Recommended Rate又はModified SNB Policy Rate(又はインデックス、ベンチマーク若しくは他のModified SNB Policy Rateの定義において参照される価格情報源)を提供又は公表せず、かつ、それぞれ当該レートに係るあるFallback Index Cessation Effective Dateが到来していない場合、当該レートを必要とする基準日について、当該レートへの参照は、最後に提供又は公表されたそれぞれNWG Recommended Rate又はModified SNB Policy Rate(又は最後に提供又は公表されたインデックス、ベンチマーク若しくは他のModified SNB Policy Rateの定義において参照される価格情報源)への参照とみなされるものとする。

本Rate Optionsに定める規定は、セクション7.8、セクション7.9及びセクション8.5 (これらに限らない。)の対象とする。

あるReset Dateにおけるレートが、Fallback Rate (SARON)を参照し決定される場合、セクション7.6は適用されないものとする。

本Rate Optionにおいて、また、本Rate Optionの規定の中でのFallback Observation Dayへの言及において、「Business Days」への言及は、本Rate Optionsの規定を参照し計算される支払債務について適用されるBusiness Daysへの言及とし、「Original IBOR Rate Record Day」への言及はFallback Rate (SARON) Screenで使用される当該用語への言及とする。

定義

以下のとおり定義する。

「Original CHF Fixing Date」とは、あるReset Dateについて、別途合意されない限り、当該Reset Dateの2ロンドンBanking Days前の日をいう。

「Swiss Franc LIBOR」とは、当該ベンチマークの運営者としてのICE Benchmark Administration Limited(又はその承継運営者)が提供するSwiss Franc LIBOR

(London Interbank Offered Rate) と称される、Swiss Francに係るホールセール資金 調達レートをいう。

「Fallback Rate (SARON)」とは、期間調整を行ったSARONのレートに、Swiss Franc LIBORに関するスプレッド(いずれも、Designated Maturityの期間に対応するもの)を加えたものであって、期間調整を行ったSARON及び当該スプレッドの提供者としてのBloomberg Index Services Limited(又はISDAが随時承認若しくは指名するその承継情報提供者)によって、Fallback Rate (SARON) Screenにおいて(若しくはその他の手段で)提供され、又は正規配信者に対して提供され、かつ、正規配信者が公表するものをいう。

「Fallback Rate (SARON) Screen」とは、Designated Maturityの期間に対応するSwiss Franc LIBORに関するフォールバックのBloombergティッカーに対応するBloomberg Screenで、Bloomberg Screen <FBAK> <GO>ページ(若しくは、適用ある場合、Bloomberg Screen <HP> <GO>)を通じてアクセス可能なもの又はBloomberg Index Services Limited(若しくはISDAが随時承認若しくは指名するその承継情報提供者)が指定する他の公表された情報源をいう。

「NWG Recommended Rate」とは、とりわけ、スイスにおける参照レートを改革するための提言を検討する目的で2013年に設立されたSwiss Franc Reference Ratesに関するNational Working Groupと同様又は類似の方法でスイスにおいて設立されたあらゆるワーキンググループ又は委員会によってSARONの代替レートとして推奨されるレート(あらゆるスプレッド又は調整を含む。)であって、当該レートの運営者が提供するもの又は当該レートの運営者(若しくはその承継運営者)が当該レートを提供しない場合は正規配信者によって公表されるものをいう。

「Modified SNB Policy Rate」とは、SNB Policy RateにSNB Spreadを加えたものに等しいレートをいう。

「SNB Policy Rate」とは、Swiss National Bankの政策金利をいう。

「SNB Spread」とは、Calculation Agentによって決定される、Fallback Rate (SARON) に係るFallback Index Cessation Eventが発生した日の2年前の日(又はSARONに係る最初のFallback Index Cession Eventが発生した日の2年前の日が後に到来する場合、当該日)を初日とし、Fallback Rate (SARON) に係るFallback Index Cessation Eventが発生した日の直前のチューリッヒ Banking Day (又はSARONに係る最初のFallback Index Cession Eventが発生した日の直前のチューリッヒ Banking Dayが後に到来する場合、当該日)に終了する、2年間の観測期間におけるSARONとSNB Policy Rateとの間の過去の中央値をいう。」

CHF-LIBOR-BBA-Bloomberg

セクション7.1 Rate Options

セクション7.1(y)(ii) (「CHF-LIBOR-BBA-Bloomberg」) は、全体を削除し、かつ、以下のとおり置き換えることにより、修正する。

「(ii) 「CHF-LIBOR-BBA-Bloomberg」とは、あるReset Dateにおけるレートが、当該Reset Dateの2ロンドンBanking Days前の日のロンドン時間午前11:55(当該時刻に、ロンドン時間午前11:00時点の公表レートが反映される。)(又はSwiss Franc LIBORベンチマーク算定方法においてSwiss Franc LIBORのベンチマーク運営者が指定する修正された公表時刻)に、Bloomberg ScreenのBTMM SZページに「LIBOR」という表題の下に表示されるDesignated Maturityの期間に対応するSwiss Franc LIBORとなることをいう。

Swiss Franc LIBORに係るIndex Cessation Effective Dateが未到来の場合

当該Reset Dateのロンドン時間午前11:55(又はSwiss Franc LIBORベンチマーク算 定方法においてSwiss Franc LIBORのベンチマーク運営者が指定する、Swiss Franc LIBORに係る修正された公表時刻(もしあれば))までに、 Original CHF Fixing Dateに関するDesignated Maturityの期間に対応するSwiss Franc LIBORがBloomberg ScreenのBTMM SZ ページに「LIBOR」という表題の下に表示されず、かつ、 Index Cessation Effective Dateが到来していない場合、当該Reset Dateにおけるレー トは、Swiss Franc LIBORの運営者が提供し、正規配信者又はSwiss Franc LIBORの 運営者自らが公表する、当該Original CHF Fixing Dateに関するDesignated Maturity の期間に対応するSwiss Franc LIBORとする。ただし、当該Reset Dateのロンドン時 間午後4:00 (又はSwiss Franc LIBORに係る修正された公表時刻の4時間5分後) ま でに、Swiss Franc LIBORの運営者又は正規配信者のいずれも当該Original CHF Fixing Dateに関するDesignated Maturityの期間に対応するSwiss Franc LIBORを提供 又は公表せず、かつ、Index Cessation Effective Dateが到来していない場合、当事者 が別途合意しない限り、当該Reset Dateにおけるレートは、(A) Swiss Franc LIBOR の運営者が公式に利用を推奨するレート又は(B) Swiss Franc LIBOR若しくはSwiss Franc LIBORの運営者を監督する責任を負う所管当局が公式に利用を推奨するレー トのいずれかとする。上記のいずれも、Swiss Franc LIBORが公表されない期間中 で、かつ、Index Cessation Effective Dateが到来していない限りにおいて適用される。 上記サブパラグラフ(A)に定めるレートが利用可能な場合、当該レートを適用する ものとする。上記サブパラグラフ(A)に定めるレートが利用できないものの、上記 サブパラグラフ(B)に定めるレートが利用可能な場合、当該レートを適用するもの とする。上記サブパラグラフ(A)又はサブパラグラフ(B)に定めるいずれのレート も利用できない場合、中央清算機関又は先物取引所で利用されるレートで、いず れの場合も、Swiss Franc LIBORを参照するデリバティブ取引又は先物取引の取引 量が十分にあるため当該レートが代替レートとして代表的であるとCalculation Agentが考えるレートを考慮し、Calculation AgentがSwiss Franc LIBORの代替レー トとして商業的に合理的であるレートを決定するものとする。

Swiss Franc LIBORに係るIndex Cessation Effective Dateが到来した場合

Index Cessation Eventの発生後、Index Cessation Effective Dateの2ロンドンBanking Days後の日又はそれ以降に到来するあるReset Dateにおけるレートは、CHF-

LIBOR-BBA-Bloombergへの参照に代わり、Original CHF Fixing Dateに一致する「Original IBOR Rate Record Day」に対応するFallback Rate (SARON)であって、関連するFallback Observation Dayのチューリッヒ時間午後8:30時点において提供又は公表されている直近のレートを参照して決定される。そのような「Original IBOR Rate Record Day」に対応するFallback Rate (SARON)が、関連するFallback Observation Dayのチューリッヒ時間午後8:30までに、Bloomberg Index Services Limited(又はISDAが随時承認若しくは指名するその承継情報提供者)により提供されず、また、正規配信者により公表されず、かつ、Fallback Rate (SARON)に係るFallback Index Cessation Effective Dateが到来していない場合、当該Reset Dateにおけるレートは、当該時点で提供又は公表されているFallback Rate (SARON)の中で直近の「Original IBOR Rate Record Day」がOriginal CHF Fixing Dateと一致しないことにかかわらない。)に対応するものであって、当該時点で提供又は公表されている直近のレートとする。

Fallback Rate (SARON)に係るFallback Index Cessation Effective Date が到来した場合

Fallback Rate (SARON)に係るFallback Index Cessation Eventの発生後、Fallback Rate (SARON)に係るIndex Cessation Effective Date以降にFallback Observation Dayが到来する Calculation Period (又は当該 Calculation Period に含まれるいずれかの Compounding Period) に係るあるReset Dateにおけるレートは、SIX Swiss Exchange AG (又はその承継運営者) が運営・管理するSwiss Average Rate Overnight (以下「SARON」という。) につき、Calculation Agentが、Fallback Rate (SARON)と比較した期間構造又はテナーの違いに対応するために必要な調整をBloomberg IBOR Fallback Rate Adjustments Rule Bookを参照した上でSARONに対して行った後、Fallback Rate (SARON)に係るFallback Index Cessation Effective Dateにおいて直近に公表されたスプレッド(Fallback Rate (SARON)の定義において言及される。) を適用したものとする。

SARONに係るFallback Index Cessation Effective Dateが未到来の場合

運営者又は正規配信者のいずれもSARONを提供又は公表せず、かつ、SARONに係るFallback Index Cessation Effective Dateが到来していない場合、SARONを必要とする基準日について、SARONへの参照は、最後に提供又は公表されたSARONへの参照とみなされるものとする。

SARONに係るFallback Index Cessation Effective Dateが到来した場合

Fallback Rate (SARON)及びSARONのそれぞれに係るFallback Index Cessation Effective Dateが到来した場合、Fallback Rate (SARON)に係るFallback Index Cessation Effective Date (又はSARONに係るFallback Index Cessation Effective Dateが後に到来する場合、当該日)以降にFallback Observation Dayが到来するCalculation Period (又は当該Calculation Periodに含まれるいずれかのCompounding Period) に係るあるReset Dateにおけるレートは、NWG Recommended Rateにつき、Calculation Agentが、Fallback Rate (SARON)と比較した期間構造又はテナーの違いに対応するために必要な調整をBloomberg IBOR Fallback Rate Adjustments Rule Bookを参照した上でNWG Recommended Rateに対して行った後、Fallback Rate (SARON)に係るFallback Index Cessation Effective Dateにおいて直近に公表されたスプレッド (Fallback Rate (SARON)の定義において言及される。) を適用したものとする。

Fallback Rate (SARON)に係るFallback Index Cessation Effective Dateの後に到来する最初のチューリッとBanking Dayの終わりまで(又はSARONに係るFallback Index Cessation Effective Dateの後に到来する最初のチューリッとBanking Dayが後に到来する場合、当該日の終わりまで)にNWG Recommended Rateが存在しない場合、Fallback Rate (SARON) に係るFallback Index Cessation Effective Date (又はSARON に係るFallback Index Cessation Effective Date (又はSARON に係るFallback Index Cessation Effective Dateが後に到来する場合、当該日)以降にFallback Observation Dayが到来するCalculation Period (又は当該Calculation Periodに含まれるいずれかのCompounding Period) に係るあるReset Dateにおけるレートは、Modified SNB Policy Rateにつき、Calculation Agentが、Fallback Rate (SARON)と比較した期間構造又はテナーの違いに対応するために必要な調整をBloomberg IBOR Fallback Rate Adjustments Rule Bookを参照した上でModified SNB Policy Rateに対して行った後、Fallback Rate (SARON)に係るFallback Index Cessation Effective Dateにおいて直近に公表されたスプレッド(Fallback Rate (SARON)の定義において言及される。)を適用したものとする。

NWG Recommended Rate 又はModified SNB Policy Rate に係るFallback Cessation Effective Dateが未到来の場合

運営者又は正規配信者のいずれもそれぞれNWG Recommended Rate又はModified SNB Policy Rate (又はインデックス、ベンチマーク若しくは他のModified SNB Policy Rateの定義において参照される価格情報源)を提供又は公表せず、かつ、それぞれ当該レートに係るあるFallback Index Cessation Effective Dateが到来していない場合、当該レートを必要とする基準日について、当該レートへの参照は、最後に提供又は公表されたそれぞれNWG Recommended Rate又はModified SNB Policy Rate (又は最後に提供又は公表されたインデックス、ベンチマーク若しくは他のModified SNB Policy Rateの定義において参照される価格情報源)への参照とみなされるものとする。

本Rate Optionsに定める規定は、セクション7.8、セクション7.9及びセクション8.5 (これらに限らない。)の対象とする。

あるReset Dateにおけるレートが、Fallback Rate (SARON)を参照し決定される場合、セクション7.6は適用されないものとする。

本Rate Optionにおいて、また、本Rate Optionの規定の中でのFallback Observation Dayへの言及において、「Business Days」への言及は、本Rate Optionsの規定を参照し計算される支払債務について適用されるBusiness Daysへの言及とし、「Original IBOR Rate Record Day」への言及はFallback Rate (SARON) Screenで使用される当該用語への言及とする。

定義

以下のとおり定義する。

「Original CHF Fixing Date」とは、あるReset Dateについて、別途合意されない限り、当該Reset Dateの2ロンドンBanking Days前の日をいう。

「Swiss Franc LIBOR」とは、当該ベンチマークの運営者としてのICE Benchmark Administration Limited(又はその承継運営者)が提供するSwiss Franc LIBOR

(London Interbank Offered Rate) と称される、Swiss Francに係るホールセール資金 調達レートをいう。

「Fallback Rate (SARON)」とは、期間調整を行ったSARONのレートに、Swiss Franc LIBORに関するスプレッド(いずれも、Designated Maturityの期間に対応するもの)を加えたものであって、期間調整を行ったSARON及び当該スプレッドの提供者としてのBloomberg Index Services Limited(又はISDAが随時承認若しくは指名するその承継情報提供者)によって、Fallback Rate (SARON) Screenにおいて(若しくはその他の手段で)提供され、又は正規配信者に対して提供され、かつ、正規配信者が公表するものをいう。

「Fallback Rate (SARON) Screen」とは、Designated Maturityの期間に対応するSwiss Franc LIBORに関するフォールバックのBloombergティッカーに対応するBloomberg Screenで、Bloomberg Screen <FBAK> <GO>ページ(若しくは、適用ある場合、Bloomberg Screen <HP> <GO>)を通じてアクセス可能なもの又はBloomberg Index Services Limited(若しくはISDAが随時承認若しくは指名するその承継情報提供者)が指定する他の公表された情報源をいう。

「NWG Recommended Rate」とは、とりわけ、スイスにおける参照レートを改革するための提言を検討する目的で2013年に設立されたSwiss Franc Reference Ratesに関するNational Working Groupと同様又は類似の方法でスイスにおいて設立されたあらゆるワーキンググループ又は委員会によってSARONの代替レートとして推奨されるレート(あらゆるスプレッド又は調整を含む。)であって、当該レートの運営者が提供するもの又は当該レートの運営者(若しくはその承継運営者)が当該レートを提供しない場合は正規配信者によって公表されるものをいう。

「Modified SNB Policy Rate」とは、SNB Policy RateにSNB Spreadを加えたものに等しいレートをいう。

「SNB Policy Rate」とは、Swiss National Bankの政策金利をいう。

「SNB Spread」とは、Calculation Agentによって決定される、Fallback Rate (SARON) に係るFallback Index Cessation Eventが発生した日の2年前の日(又はSARONに係る最初のFallback Index Cession Eventが発生した日の2年前の日が後に到来する場合、当該日)を初日とし、Fallback Rate (SARON) に係るFallback Index Cessation Eventが発生した日の直前のチューリッヒ Banking Day (又はSARONに係る最初のFallback Index Cession Eventが発生した日の直前のチューリッヒ Banking Dayが後に到来する場合、当該日)に終了する、2年間の観測期間におけるSARONとSNB Policy Rateとの間の過去の中央値をいう。」

USD LIBOR

USD-LIBOR-BBA

セクション7.1 Rate Options

セクション7.1(ab)(xxii)(「USD-LIBOR-BBA」)は、全体を削除し、かつ、以下のとおり置き換えることにより、修正する。

「(xxii) 「USD-LIBOR-BBA」とは、あるReset Dateにおけるレートが、当該Reset Dateの2 ロンドンBanking Days前の日のロンドン時間午前11:55(当該時刻に、ロンドン時間午前11:00時点の公表レートが反映される。)(又はU.S. Dollar LIBORベンチマーク算定方法においてU.S. Dollar LIBORのベンチマーク運営者が指定する修正された公表時刻)に、Reuters ScreenのLIBOR01ページに表示されるDesignated Maturityの期間に対応するU.S. Dollar LIBORとなることをいう。

U.S. Dollar LIBORに係るIndex Cessation Effective Date が未到来の場合

当該Reset Dateのロンドン時間午前11:55 (又はU.S. Dollar LIBORベンチマーク算定 方法においてU.S. Dollar LIBORのベンチマーク運営者が指定する、U.S. Dollar LIBORに係る修正された公表時刻(もしあれば))までに、Original USD Fixing Dateに関するDesignated Maturityの期間に対応するU.S. Dollar LIBORがReuters ScreenのLIBOR01ページに表示されず、かつ、Index Cessation Effective Dateが到来 していない場合、当該Reset Dateにおけるレートは、U.S. Dollar LIBORの運営者が 提供し、正規配信者又はU.S. Dollar LIBORの運営者自らが公表する、Original USD Fixing Dateに関するDesignated Maturityの期間に対応するU.S. Dollar LIBORとする。 ただし、当該Reset Dateのロンドン時間午後4:00(又はU.S. Dollar LIBORに係る修 正された公表時刻の4時間5分後)までに、U.S. Dollar LIBORの運営者又は正規配 信者のいずれもOriginal USD Fixing Dateに関するDesignated Maturityの期間に対応 するU.S. Dollar LIBORを提供又は公表せず、かつ、Index Cessation Effective Dateが 到来していない場合、当事者が別途合意しない限り、当該Reset Dateにおけるレー トは、(A) U.S. Dollar LIBORの運営者が公式に利用を推奨するレート又は(B) U.S. Dollar LIBOR若しくはU.S. Dollar LIBORの運営者を監督する責任を負うFederal Reserve Board若しくはFederal Reserve Bank of New York若しくはその他の監督当局 が公式に利用を推奨するレートのいずれかとする。上記のいずれも、U.S. Dollar LIBORが公表されない期間中で、かつ、Index Cessation Effective Dateが到来してい ない限りにおいて適用される。上記サブパラグラフ(A)に定めるレートが利用可能 な場合、当該レートを適用するものとする。上記サブパラグラフ(A)に定めるレー トが利用できないものの、上記サブパラグラフ(B)に定めるレートが利用可能な場 合、当該レートを適用するものとする。上記サブパラグラフ(A)又はサブパラグラ フ(B)に定めるいずれのレートも利用できない場合、中央清算機関又は先物取引所 で利用されるレートで、いずれの場合も、U.S. Dollar LIBORを参照するデリバテ ィブ取引又は先物取引の取引量が十分にあるため当該レートが代替レートとして 代表的であるとCalculation Agentが考えるレートを考慮し、Calculation AgentがU.S. Dollar LIBORの代替レートとして商業的に合理的であるレートを決定するものと する。

U.S. Dollar LIBORに係るIndex Cessation Effective Date が到来した場合

Index Cessation Eventの発生後、Index Cessation Effective Dateから2以上のロンドンBanking Days後に到来するあるReset Dateにおけるレートは、USD-LIBOR-BBAへの参照に代わり、Original USD Fixing Dateに一致する「Original IBOR Rate Record Day」に対応するFallback Rate (SOFR)であって、関連するFallback Observation Dayのニューヨークシティ時間午前10:30時点において提供又は公表されている直近のレートを参照して決定される。そのような「Original IBOR Rate Record Day」に対応するFallback Rate (SOFR)が、関連するFallback Observation Dayのニューヨークシティ時間午前10:30までに、Bloomberg Index Services Limited(又はISDAが随時承認若しくは指名するその承継情報提供者)により提供されず、また、正規配信者により公表されず、かつ、Fallback Rate (SOFR)に係るFallback Index Cessation Effective Dateが到来していない場合、当該Reset Dateにおけるレートは、当該時点で提供又は公表されているFallback Rate (SOFR)の中で直近の「Original IBOR Rate Record Day」がOriginal USD Fixing Dateと一致しないことにかかわらない。)に対応するものであって、当該時点で提供又は公表されている直近のレートとする。

Fallback Rate (SOFR)に係るFallback Index Cessation Effective Date が到来した場合

Fallback Rate (SOFR)に係るFallback Index Cessation Eventの発生後、Fallback Rate (SOFR)に係るIndex Cessation Effective Date以降にFallback Observation Dayが到来する Calculation Period (又は当該 Calculation Periodに含まれるいずれかの Compounding Period) に係るあるReset Dateにおけるレートは、Federal Reserve Bank of New York (又はその承継運営者) が運営・管理するSecured Overnight Financing Rate (以下「SOFR」という。) につき、Calculation Agentが、Fallback Rate (SOFR)と比較した期間構造又はテナーの違いに対応するために必要な調整を Bloomberg IBOR Fallback Rate Adjustments Rule Bookを参照した上でSOFRに対して行った後、Fallback Rate (SOFR)に係るFallback Index Cessation Effective Dateにおいて直近に公表されたスプレッド (Fallback Rate (SOFR)の定義において言及される。) を適用したものとする。

SOFRに係るFallback Index Cessation Effective Dateが未到来の場合

運営者又は正規配信者のいずれもSOFRを提供又は公表せず、かつ、SOFRに係る Fallback Index Cessation Effective Dateが到来していない場合、SOFRを必要とする基準日について、SOFRへの参照は、最後に提供又は公表されたSOFRへの参照とみなされるものとする。

SOFRに係るFallback Index Cessation Effective Dateが到来した場合

Fallback Rate (SOFR)及びSOFRのそれぞれに係るFallback Index Cessation Effective Dateが到来した場合、Fallback Rate (SOFR)に係るFallback Index Cessation Effective Date (又はSOFRに係るFallback Index Cessation Effective Dateが後に到来する場合、当該日)以降にFallback Observation Dayが到来するCalculation Period (又は当該Calculation Periodに含まれるいずれかのCompounding Period) に係るあるReset Date におけるレートは、Fed Recommended Rateにつき、Calculation Agentが、Fallback Rate (SOFR)と比較した期間構造又はテナーの違いに対応するために必要な調整をBloomberg IBOR Fallback Rate Adjustments Rule Bookを参照した上でFed Recommended Rateに対して行った後、Fallback Rate (SOFR)に係るFallback Index

Cessation Effective Date において直近に公表されたスプレッド (Fallback Rate (SOFR)の定義において言及される。)を適用したものとする。

Fed Recommended Rate に係るFallback Index Cessation Effective Date が未到来の場合

Fallback Rate (SOFR)に係るFallback Index Cessation Effective Dateの後に到来する最初のU.S. Government Securities Business Dayの終わりまで(又はSOFRに係るFallback Index Cessation Effective Dateの後に到来する最初のU.S. Government Securities Business Dayが後に到来する場合、当該日の終わりまで)にFed Recommended Rateが存在するものの、運営者又は正規配信者のいずれもFed Recommended Rateを提供又は公表せず、かつ、Fed Recommended Rateに係るFallback Index Cessation Effective Dateが到来していない場合、Fed Recommended Rateを必要とする基準日について、Fed Recommended Rateへの参照は、最後に提供又は公表されたFed Recommended Rateへの参照であるものとみなされるものとする。

Fed Recommended Rate が不存在又はFed Recommended Rate に係るFallback Index Cessation Effective Date が未到来の場合

(A) Fallback Rate (SOFR)に係るFallback Index Cessation Effective Dateの後に到来する 最初のU.S. Government Securities Business Dayの終わりまで(若しくはSOFRに係る Fallback Index Cessation Effective Dateの後に到来する最初のU.S. Government Securities Business Dayが後に到来する場合、当該日の終わりまで)にFed Recommended Rateが存在しない場合、又は(B) Fed Recommended Rateが存在し、当 該レートに係るFallback Index Cessation Effective Dateが以後到来する場合、それぞ れFallback Rate (SOFR)に係るFallback Index Cessation Effective Date(若しくはSOFR に関するFallback Index Cessation Effective Dateが後に到来する場合、当該日)又は Fed Recommended Rateに係るFallback Index Cessation Effective Date以降にFallback Observation Dayが到来するCalculation Period(又は当該Calculation Periodに含まれ るいずれかのCompounding Period) に係るあるReset Dateにおけるレートは、 Federal Reserve Bank of New York (若しくはその承継運営者) によりNew York Fed's Websiteで提供されるOvernight Bank Funding Rate(以下「OBFR」という。) 若しくはOBFRがFederal Reserve Bank of New York(若しくはその承継運営者)に よって提供されない場合には、正規配信者により公開されるOBFRにつき、 Calculation Agentが、Fallback Rate (SOFR)と比較した期間構造又はテナーの違いに 対応するために必要な調整をBloomberg IBOR Fallback Rate Adjustments Rule Book を参照した上でOBFRに対して行った後、Fallback Rate (SOFR)に係るFallback Index Cessation Effective Dateにおいて直近に公表されたスプレッド(Fallback Rate (SOFR)の定義において言及される。)を適用したものとする。

OBFRに係るFallback Index Cessation Effective Dateが未到来の場合

運営者又は正規配信者のいずれもOBFRを提供又は公表せず、かつ、OBFRに係るFallback Index Cessation Effective Dateが到来していない場合、OBFRを必要とする基準日について、OBFRへの参照は、最後に提供又は公表されたOBFRへの参照であるものとみなされるものとする。

OBFRに係るFallback Index Cessation Effective Dateが到来した場合

(A) Fed Recommended Rateが不存在の場合、又はFed Recommended Rateが存在し、 当該レートに係るFallback Index Cessation Effective Dateが以後到来する場合、及び (B) OBFRに係るFallback Index Cessation Eventが発生する場合、OBFRに係る Fallback Index Cessation Effective Date (又はそれぞれFed Recommended Rate、SOFR 若しくはFallback Rate (SOFR)に係るFallback Index Cessation Effective Dateが後に到 来する場合、当該日)又はそれ以降にFallback Observation Dayが到来する Calculation Period (又は当該Calculation Periodに含まれるいずれかのCompounding Period) に係るあるReset Dateにおけるレートは、Federal Open Market Committeeに より設定され、かつ、Federal Reserve's Websiteで公開される短期金利指標又は Federal Open Market Committeeが単一のレートを対象にしない場合、Federal Open Market Committeeにより設定され、かつ、Federal Reserve's Websiteで公開される短 期金利の誘導目標金利の範囲の中間点(短期金利の誘導目標金利の上限と下限の 算術平均として計算され、必要に応じて、セクション8.1(c)に記載の方法に従って 切り捨て又は切り上げられる。)(以下「FOMC Target Rate」という)につき、 Calculation Agentが、Fallback Rate (SOFR)と比較した期間構造又はテナーの違いに 対応するために必要な調整をBloomberg IBOR Fallback Rate Adjustments Rule Book を参照した上でFOMC Target Rateに対して行った後、Fallback Rate (SOFR)に係る Fallback Index Cessation Effective Dateにおいて直近に公表されたスプレッド (Fallback Rate (SOFR)の定義において言及される。)を適用したものとする。

FOMC Target Rate に係るFallback Index Cessation Effective Date が未到来の場合

運営者又は正規配信者のいずれもFOMC Target Rateを提供又は公表せず、かつ、FOMC Target Rateに係るFallback Index Cessation Effective Dateが到来していない場合、FOMC Target Rateを必要とする基準日について、FOMC Target Rateへの参照は、最後に提供又は公表されたFOMC Target Rateへの参照であるものとみなされるものとする。

本Rate Optionsに定める規定は、セクション7.8、セクション7.9及びセクション8.5 (これらに限らない。)の対象とする。

あるReset Dateにおけるレートが、Fallback Rate (SOFR)を参照し決定される場合、セクション7.6は適用されないものとする。

本Rate Optionにおいて、また、本Rate Optionの規定の中でのFallback Observation Dayへの言及において、「Business Days」への言及は、本Rate Optionsの規定を参照し計算される支払債務について適用されるBusiness Daysへの言及とし、「Original IBOR Rate Record Day」への言及はFallback Rate (SOFR) Screenで使用される当該用語への言及とする。

定義

以下のとおり定義する。

「Original USD Fixing Date」とは、あるReset Dateについて、別途合意されない限り、当該Reset Dateの2ロンドンBanking Days前の日をいう。

「U.S. Dollar LIBOR」とは、当該ベンチマークの運営者としてのICE Benchmark Administration Limited (又はその承継運営者) が提供するU.S. Dollar LIBOR

(London Interbank Offered Rate) と称される、U.S. Dollarに係るホールセール資金調達レートをいう。

「Fallback Rate (SOFR)」とは、期間調整を行ったSOFRのレートに、U.S. Dollar LIBORに関するスプレッド(いずれも、Designated Maturityの期間に対応するもの)を加えたものであって、期間調整を行ったSOFR及び当該スプレッドの提供者としてのBloomberg Index Services Limited(又はISDAが随時承認若しくは指名するその承継情報提供者)によって、Fallback Rate (SOFR) Screenにおいて(若しくはその他の手段で)提供され、又は正規配信者に対して提供され、かつ、正規配信者が公表するものをいう。

「Fallback Rate (SOFR) Screen」とは、Designated Maturityの期間に対応するU.S. Dollar LIBORに関するフォールバックのBloombergティッカーに対応するBloomberg Screenで、Bloomberg Screen <FBAK> <GO>ページ(若しくは、適用ある場合、Bloomberg Screen <HP> <GO>)を通じてアクセス可能なもの又はBloomberg Index Services Limited(若しくはISDAが随時承認若しくは指名するその承継情報提供者)が指定する他の公表された情報源をいう。

「Fed Recommended Rate」とは、Federal Reserve Board若しくはFederal Reserve Bank of New York又はSOFRの代替レートを推奨する目的でFederal Reserve Board若しくはFederal Reserve Bank of New Yorkが公式に承認若しくは招集した委員会によってSOFRの代替レートとして推奨されるレート(あらゆるスプレッド又は調整を含む。)(当該レートは、Federal Reserve Bank of New York若しくは他の運営者により作成される場合がある。)であって、当該レートの運営者が提供するもの又は当該レートの運営者(若しくはその承継運営者)が当該レートを提供しない場合は正規配信者によって公表されるものをいう。」

USD-LIBOR-BBA-Bloomberg

セクション7.1 Rate Options

セクション7.1(ab)(xxiii) (「USD-LIBOR-BBA-Bloomberg」) は、全体を削除し、かつ、以下のとおり置き換えることにより、修正する。

「(xxiii) 「USD-LIBOR-BBA-Bloomberg」とは、あるReset Dateにおけるレートが、当該Reset Dateの2ロンドンBanking Days前の日のロンドン時間午前11:55(当該時刻に、ロンドン時間午前11:00時点の公表レートが反映される。)(又はU.S. Dollar LIBORベンチマーク算定方法においてU.S. Dollar LIBORのベンチマーク運営者が指定する修正された公表時刻)に、「LIBOR FIX BBAM<GO>」の表題の下でBloomberg ScreenのBTMMページに表示されるDesignated Maturityの期間に対応するU.S. Dollar LIBORとなることをいう。

U.S. Dollar LIBORに係るIndex Cessation Effective Date が未到来の場合

当該Reset Dateのロンドン時間午前11:55(又はU.S. Dollar LIBORベンチマーク算定 方法においてU.S. Dollar LIBORのベンチマーク運営者が指定する、U.S. Dollar LIBORに係る修正された公表時刻(もしあれば))までに、Original USD Fixing Dateに関するDesignated Maturityの期間に対応するU.S. Dollar LIBORが「LIBOR FIX BBAM<GO>」の表題の下でBloomberg ScreenのBTMMページに表示されず、 かつ、Index Cessation Effective Dateが到来していない場合、当該Reset Dateにおけ るレートは、U.S. Dollar LIBORの運営者が提供し、正規配信者又はU.S. Dollar LIBORの運営者自らが公表する、Original USD Fixing Dateに関するDesignated Maturityの期間に対応するU.S. Dollar LIBORとする。ただし、当該Reset Dateのロ ンドン時間午後4:00 (又はU.S. Dollar LIBORに係る修正された公表時刻の4時間5 分後)までに、U.S. Dollar LIBORの運営者又は正規配信者のいずれもOriginal USD Fixing Dateに関するDesignated Maturityの期間に対応するU.S. Dollar LIBORを提供 又は公表せず、かつ、Index Cessation Effective Dateが到来していない場合、当事者 が別途合意しない限り、当該Reset Dateにおけるレートは、(A) U.S. Dollar LIBOR の運営者が公式に利用を推奨するレート又は(B) U.S. Dollar LIBOR若しくはU.S. Dollar LIBORの運営者を監督する責任を負うFederal Reserve Board若しくはFederal Reserve Bank of New York、若しくはその他の監督当局が公式に利用を推奨するレ ートのいずれかとする。上記のいずれも、U.S. Dollar LIBORが公表されない期間 中で、かつ、Index Cessation Effective Dateが到来していない限りにおいて適用され る。上記サブパラグラフ(A)に定めるレートが利用可能な場合、当該レートを適用 するものとする。上記サブパラグラフ(A)に定めるレートが利用できないものの、 上記サブパラグラフ(B)に定めるレートが利用可能な場合、当該レートを適用する ものとする。上記サブパラグラフ(A)又はサブパラグラフ(B)に定めるいずれのレ ートも利用できない場合、中央清算機関又は先物取引所で利用されるレートで、 いずれの場合も、U.S. Dollar LIBORを参照するデリバティブ取引又は先物取引の 取引量が十分にあるため当該レートが代替レートとして代表的であると Calculation Agentが考えるレートを考慮し、Calculation AgentがU.S. Dollar LIBORの 代替レートとして商業的に合理的であるレートを決定するものとする。

U.S. Dollar LIBORに係るIndex Cessation Effective Date が到来した場合

Index Cessation Eventの発生後、Index Cessation Effective Dateから2以上のロンドン Banking Days後に到来するあるReset Dateにおけるレートは、USD-LIBOR-BBA-Bloombergへの参照に代わり、Original USD Fixing Dateに一致する「Original IBOR Rate Record Day」に対応するFallback Rate (SOFR)であって、関連するFallback Observation Dayのニューヨークシティ時間午前10:30時点において提供又は公表されている直近のレートを参照して決定される。そのような「Original IBOR Rate Record Day」に対応するFallback Rate (SOFR)が、関連するFallback Observation Dayのニューヨークシティ時間午前10:30までに、Bloomberg Index Services Limited(又はISDAが随時承認若しくは指名するその承継情報提供者)により提供されず、また、正規配信者により公表されず、かつ、Fallback Rate (SOFR)に係るFallback Index Cessation Effective Dateが到来していない場合、当該Reset Dateにおけるレートは、当該時点で提供又は公表されているFallback Rate (SOFR)の中で直近の「Original IBOR Rate Record Day」がOriginal USD Fixing Dateと一致しないことにかかわらない。)に対応するものであって、当該時点で提供又は公表されている直近のレートとする。

Fallback Rate (SOFR)に係るFallback Index Cessation Effective Date が到来した場合

Fallback Rate (SOFR)に係るFallback Index Cessation Eventの発生後、Fallback Rate (SOFR)に係るIndex Cessation Effective Date以降にFallback Observation Dayが到来する Calculation Period (又は当該 Calculation Periodに含まれるいずれかの Compounding Period) に係るあるReset Dateにおけるレートは、Federal Reserve Bank of New York (又はその承継運営者) が運営・管理するSecured Overnight Financing Rate (以下「SOFR」という。) につき、Calculation Agentが、Fallback Rate (SOFR)と比較した期間構造又はテナーの違いに対応するために必要な調整を Bloomberg IBOR Fallback Rate Adjustments Rule Bookを参照した上でSOFRに対して行った後、Fallback Rate (SOFR)に係るFallback Index Cessation Effective Dateにおいて直近に公表されたスプレッド (Fallback Rate (SOFR)の定義において言及される。) を適用したものとする。

SOFRに係るFallback Index Cessation Effective Dateが未到来の場合

運営者又は正規配信者のいずれもSOFRを提供又は公表せず、かつ、SOFRに係る Fallback Index Cessation Effective Dateが到来していない場合、SOFRを必要とする基準日について、SOFRへの参照は、最後に提供又は公表されたSOFRへの参照とみなされるものとする。

SOFRに係るFallback Index Cessation Effective Dateが到来した場合

Fallback Rate (SOFR)及びSOFRのそれぞれに係るFallback Index Cessation Effective Dateが到来した場合、Fallback Rate (SOFR)に係るFallback Index Cessation Effective Date (又はSOFRに係るFallback Index Cessation Effective Dateが後に到来する場合、当該日)以降にFallback Observation Dayが到来するCalculation Period (又は当該Calculation Periodに含まれるいずれかのCompounding Period) に係るあるReset Date におけるレートは、Fed Recommended Rateにつき、Calculation Agentが、Fallback Rate (SOFR)と比較した期間構造又はテナーの違いに対応するために必要な調整をBloomberg IBOR Fallback Rate Adjustments Rule Bookを参照した上でFed Recommended Rateに対して行った後、Fallback Rate (SOFR)に係るFallback Index

Cessation Effective Date において直近に公表されたスプレッド (Fallback Rate (SOFR)の定義において言及される。) を適用したものとする。

Fed Recommended Rateに係るFallback Index Cessation Effective Dateが未到来の場合

Fallback Rate (SOFR)に係るFallback Index Cessation Effective Dateの後に到来する最初のU.S. Government Securities Business Dayの終わりまで(又はSOFRに係るFallback Index Cessation Effective Dateの後に到来する最初のU.S. Government Securities Business Dayが後に到来する場合、当該日の終わりまで)にFed Recommended Rateが存在するものの、運営者又は正規配信者のいずれもFed Recommended Rateを提供又は公表せず、かつ、Fed Recommended Rateに係るFallback Index Cessation Effective Dateが到来していない場合、Fed Recommended Rateを必要とする基準日について、Fed Recommended Rateへの参照は、最後に提供又は公表されたFed Recommended Rateへの参照であるものとみなされるものとする。

Fed Recommended Rate が不存在又はFed Recommended Rate に係るFallback Index Cessation Effective Date が未到来の場合

(A) Fallback Rate (SOFR)に係るFallback Index Cessation Effective Dateの後に到来する 最初のU.S. Government Securities Business Dayの終わりまで(若しくはSOFRに係る Fallback Index Cessation Effective Dateの後に到来する最初のU.S. Government Securities Businessが後に到来する場合、当該日の終わりまで)にFed Recommended Rateが存在しない場合、又は(B) Fed Recommended Rateが存在し、当該レートに係 るFallback Index Cessation Effective Dateが以後到来する場合、それぞれFallback Rate (SOFR)に係るFallback Index Cessation Effective Date (若しくはSOFRに関する Fallback Index Cessation Effective Dateが後に到来する場合、当該日)又はFed Recommended Rateに係る Fallback Index Cessation Effective Date以降にFallback Observation Dayが到来するCalculation Period(又は当該Calculation Periodに含まれ るいずれかのCompounding Period) に係るあるReset Dateにおけるレートは、 Federal Reserve Bank of New York (若しくはその承継運営者) によりNew York Fed's Websiteで提供されるOvernight Bank Funding Rate(以下「OBFR」という。) 又はOBFRがFederal Reserve Bank of New York (若しくはその承継運営者) によっ て提供されない場合には、正規配信者により公開されるOBFRにつき、Calculation Agentが、Fallback Rate (SOFR)と比較した期間構造又はテナーの違いに対応するた めに必要な調整をBloomberg IBOR Fallback Rate Adjustments Rule Bookを参照した 上でOBFRに対して行った後、Fallback Rate (SOFR)に係るFallback Index Cessation Effective Dateにおいて直近に公表されたスプレッド (Fallback Rate (SOFR)の定義 において言及される。)を適用したものとする。

OBFRに係るFallback Index Cessation Effective Dateが未到来の場合

運営者又は正規配信者のいずれもOBFRを提供又は公表せず、かつ、OBFRに係るFallback Index Cessation Effective Dateが到来していない場合、OBFRを必要とする基準日について、OBFRへの参照は、最後に提供又は公表されたOBFRへの参照であるものとみなされるものとする。

OBFRに係るFallback Index Cessation Effective Date が到来した場合

(A) Fed Recommended Rateが不存在の場合、又はFed Recommended Rateが存在し、 当該レートに係るFallback Index Cessation Effective Dateが以後到来する場合、及び (B) OBFRに係るFallback Index Cessation Eventが発生する場合、OBFRに係る Fallback Index Cessation Effective Date (又はそれぞれFed Recommended Rate、SOFR 若しくはFallback Rate (SOFR)に係るFallback Index Cessation Effective Dateが後に到 来する場合、当該日)又はそれ以降にFallback Observation Dayが到来する Calculation Period (又は当該Calculation Periodに含まれるいずれかのCompounding Period) に係るあるReset Dateにおけるレートは、Federal Open Market Committeeに より設定され、かつ、Federal Reserve's Websiteで公開される短期金利指標又は Federal Open Market Committeeが単一の金利を対象にしない場合、Federal Open Market Committeeにより設定され、かつ、Federal Reserve's Websiteで公開される短 期金利の誘導目標金利の範囲の中間点(短期金利の誘導目標金利の範囲の上限と 下限の算術平均として計算され、必要に応じて、セクション8.1(c)に記載の方法に 従って切り捨て又は切り上げられる。)(以下「FOMC Target Rate」という。) につき、Calculation Agentが、Fallback Rate (SOFR)と比較した期間構造又はテナー の違いに対応するために必要な調整をBloomberg IBOR Fallback Rate Adjustments Rule Bookを参照した上でFOMC Target Rateに対して行った後、Fallback Rate (SOFR)に係るFallback Index Cessation Effective Dateにおいて直近に公表されたスプ レッド (Fallback Rate (SOFR)の定義において言及される。) を適用したものとす る。

FOMC Target Rate に係るFallback Index Cessation Effective Date が未到来の場合

運営者又は正規配信者のいずれもFOMC Target Rateを提供又は公表せず、かつ、FOMC Target Rateに係るFallback Index Cessation Effective Dateが到来していない場合、FOMC Target Rateを必要とする基準日について、FOMC Target Rateへの参照は、最後に提供又は公表されたFOMC Target Rateへの参照であるものとみなされるものとする。

本Rate Optionsに定める規定は、セクション7.8、セクション7.9及びセクション8.5 (これらに限らない。)の対象とする。

あるReset Dateにおけるレートが、Fallback Rate (SOFR)を参照し決定される場合、セクション7.6は適用されないものとする。

本Rate Optionにおいて、また、本Rate Optionの規定の中でのFallback Observation Dayへの言及において、「Business Days」への言及は、本Rate Optionsの規定を参照し計算される支払債務について適用されるBusiness Daysへの言及とし、「Original IBOR Rate Record Day」への言及はFallback Rate (SOFR) Screenで使用される用語への言及とする。

定義

以下のとおり定義する。

「Original USD Fixing Date」とは、あるReset Dateについて、別途合意されない限り、当該Reset Dateの2ロンドンBanking Days前の日をいう。

「U.S. Dollar LIBOR」とは、当該ベンチマークの運営者としてのICE Benchmark Administration Limited(又はその承継運営者)が提供するU.S. Dollar LIBOR

(London Interbank Offered Rate) と称される、U.S. Dollarに係るホールセール資金調達レートをいう。

「Fallback Rate (SOFR)」とは、期間調整を行ったSOFRのレートに、U.S. Dollar LIBORに関するスプレッド(いずれも、Designated Maturityの期間に対応するもの)を加えたものであって、期間調整を行ったSOFR及び当該スプレッドの提供者としてのBloomberg Index Services Limited(又はISDAが随時承認若しくは指名するその承継情報提供者)によって、Fallback Rate (SOFR) Screenにおいて(若しくはその他の手段で)提供され、又は正規配信者に対して提供され、かつ、正規配信者が公表するものをいう。

「Fallback Rate (SOFR) Screen」とは、Designated Maturityの期間に対応するU.S. Dollar LIBORに関するフォールバックのBloombergティッカーに対応するBloomberg Screenで、Bloomberg Screen <FBAK> <GO>ページ(若しくは、適用ある場合、Bloomberg Screen <HP> <GO>)を通じてアクセス可能なもの又はBloomberg Index Services Limited(若しくはISDAが随時承認若しくは指名するその承継情報提供者)が指定する他の公表された情報源をいう。

「Fed Recommended Rate」とは、Federal Reserve Board若しくはFederal Reserve Bank of New York又はSOFRの代替レートを推奨する目的でFederal Reserve Board若しくはFederal Reserve Bank of New Yorkが公式に承認若しくは招集した委員会によってSOFRの代替レートとして推奨されるレート(あらゆるスプレッド又は調整を含む。)(当該レートは、Federal Reserve Bank of New York若しくは他の運営者により作成される場合がある。)であって、当該レートの運営者が提供するもの又は当該レートの運営者(若しくはその承継運営者)が当該レートを提供しない場合は正規配信者によって公表されるものをいう。」

EUR LIBOR

EUR-LIBOR-BBA

セクション7.1 Rate Options

セクション7.1(f)(v)(「EUR-LIBOR-BBA」)は、全体を削除し、かつ、以下のとおり置き換えることにより、修正する。

「(v) 「EUR-LIBOR-BBA」とは、あるReset Dateにおけるレートが、当該Reset Dateの2 TARGET Settlement Days前の日のロンドン時間午前11:55 (当該時刻に、ロンドン時間午前11:00時点の公表レートが反映される。) (又はEuro LIBORベンチマーク 算定方法においてEuro LIBORのベンチマーク運営者が指定する修正された公表時刻)に、Reuters ScreenのLIBOR01ページに表示されるDesignated Maturityの期間に対応するEuro LIBORとなることをいう。

Euro LIBORに係るIndex Cessation Effective Date が未到来の場合

当該Reset Dateのロンドン時間午前11:55(又はEuro LIBORベンチマーク算定方法 においてEuro LIBORのベンチマーク運営者が指定する、Euro LIBORに係る修正さ れた公表時刻(もしあれば))までに、Original EUR Fixing Dateに関する Designated Maturityの期間に対応するEuro LIBORがReuters ScreenのLIBOR01ページ に表示されず、かつ、Index Cessation Effective Dateが到来していない場合、当該 Reset Dateにおけるレートは、Euro LIBORの運営者が提供し、正規配信者又はEuro LIBORの運営者自らが公表する、Original EUR Fixing Dateに関するDesignated Maturityの期間に対応するEuro LIBORとする。ただし、当該Reset Dateのロンドン 時間午後4:00 (又はEuro LIBORに係る修正された公表時刻の4時間5分後) までに、 Euro LIBORの運営者又は正規配信者のいずれもOriginal EUR Fixing Dateに関する Designated Maturityの期間に対応するEuro LIBORを提供又は公表せず、かつ、 Index Cessation Effective Dateが到来していない場合、当事者が別途合意しない限り、 当該Reset Dateにおけるレートは、(A) Euro LIBORの運営者が公式に利用を推奨す るレート又は(B) Euro LIBOR若しくはEuro LIBORの運営者を監督する責任を負う 監督当局が公式に利用を推奨するレートのいずれかとする。上記のいずれも、 Euro LIBORが公表されない期間中で、かつ、Index Cessation Effective Dateが到来し ていない限りにおいて適用される。上記サブパラグラフ(A)に定めるレートが利用 可能な場合、当該レートを適用するものとする。上記サブパラグラフ(A)に定める レートが利用できないものの、上記サブパラグラフ(B)に定めるレートが利用可能 な場合、当該レートを適用するものとする。上記サブパラグラフ(A)又はサブパラ グラフ(B)に定めるいずれのレートも利用できない場合、中央清算機関又は先物取 引所で利用されるレートで、いずれの場合も、Euro LIBORを参照するデリバティ ブ取引又は先物取引の取引量が十分にあるため当該レートが代替レートとして代 表的であるとCalculation Agentが考えるレートを考慮し、Calculation AgentがEuro LIBORの代替レートとして商業的に合理的であるレートを決定するものとする。

Euro LIBORに係るIndex Cessation Effective Date が到来した場合

Index Cessation Eventの発生後、Index Cessation Effective Dateから2以上のTARGET Settlement Days後に到来するあるReset Dateにおけるレートは、EUR-LIBOR-BBAへの参照に代わり、Original EUR Fixing Dateに一致する「Original IBOR Rate Record Day」に対応するFallback Rate (EuroSTR)であって、関連するFallback Observation

Dayのフランクフルト時間午前11:30時点において提供又は公表されている直近のレートを参照して決定される。そのような「Original IBOR Rate Record Day」に対応するFallback Rate (EuroSTR)が、関連するFallback Observation Dayのフランクフルト時間午前11:30までに、Bloomberg Index Services Limited(又はISDAが随時承認若しくは指名するその承継情報提供者)により提供されず、また、正規配信者により公表されず、かつ、Fallback Rate (EuroSTR)に係るFallback Index Cessation Effective Dateが到来していない場合、当該Reset Dateにおけるレートは、当該時点で提供又は公表されているFallback Rate (EuroSTR)の中で直近の「Original IBOR Rate Record Day」がOriginal EUR Fixing Dateと一致しないことにかかわらない。)に対応するものであって、当該時点で提供又は公表されている直近のレートとする。

Fallback Rate (EuroSTR)に係るFallback Index Cessation Effective Date が到来した場合

Fallback Rate (EuroSTR)に係るFallback Index Cessation Eventの発生後、Fallback Rate (EuroSTR)に係るIndex Cessation Effective Date以降にFallback Observation Dayが到来する Calculation Period (又は当該 Calculation Periodに含まれるいずれかの Compounding Period) に係るあるReset Dateにおけるレートは、European Central Bank (又はその承継運営者) が運営・管理するEuro Short-Term Rate (以下「EuroSTR」という。) につき、Calculation Agentが、Fallback Rate (EuroSTR)と比較した期間構造又はテナーの違いに対応するために必要な調整をBloomberg IBOR Fallback Rate (EuroSTR)に係るFallback Index Cessation Effective Dateにおいて直近に公表されたスプレッド (Fallback Rate (EuroSTR)の定義において言及される。) を適用したものとする。

EuroSTRに係るFallback Index Cessation Effective Dateが未到来の場合

運営者又は正規配信者のいずれもEuroSTRを提供又は公表せず、かつ、EuroSTR に係るFallback Index Cessation Effective Dateが到来していない場合、EuroSTRを必要とする基準日について、EuroSTRへの参照は、最後に提供又は公表されたEuroSTRへの参照とみなされるものとする。

EuroSTRに係るFallback Index Cessation Effective Dateが到来した場合

Fallback Rate (EuroSTR)及びEuroSTRのそれぞれに係るFallback Index Cessation Effective Date が到来した場合、Fallback Rate (EuroSTR)に係るFallback Index Cessation Effective Date (又はEuroSTRに係るFallback Index Cessation Effective Date が後に到来する場合、当該日)以降にFallback Observation Dayが到来する Calculation Period (又は当該Calculation Periodに含まれるいずれかのCompounding Period) に係るあるReset Dateにおけるレートは、ECB Recommended Rateにつき、Calculation Agentが、Fallback Rate (EuroSTR)と比較した期間構造又はテナーの違い に対応するために必要な調整をBloomberg IBOR Fallback Rate Adjustments Rule Book を参照した上でECB Recommended Rateに対して行った後、Fallback Rate (EuroSTR) に係るFallback Index Cessation Effective Dateにおいて直近に公表されたスプレッド (Fallback Rate (EuroSTR)の定義において言及される。) を適用したものとする。

ECB Recommended Rateに係るFallback Index Cessation Effective Dateが未到来の場合

Fallback Rate (EuroSTR)に係るFallback Index Cessation Effective Dateの後に到来する最初のTARGET Settlement Dayの終わりまで(又はEuroSTRに係るFallback Index Cessation Effective Dateの後に到来する最初のTARGET Settlement Dayが後に到来する場合、当該日の終わりまで)にECB Recommended Rateが存在するものの、運営者又は正規配信者のいずれもECB Recommended Rateを提供又は公表せず、かつ、ECB Recommended Rateに係るFallback Index Cessation Effective Dateが到来していない場合、ECB Recommended Rateを必要とする基準日について、ECB Recommended Rateへの参照は、最後に提供又は公表されたECB Recommended Rateへの参照であるものとみなされるものとする。

ECB Recommended Rate が不存在又はECB Recommended Rate に係るFallback Index Cessation Effective Date が未到来の場合

(A) Fallback Rate (EuroSTR)に係るFallback Index Cessation Effective Dateの後に到来 する最初のTARGET Settlement Dayの終わりまで(若しくはEuroSTRに係る Fallback Index Cessation Effective Dateの後に到来する最初のTARGET Settlement Day が後に到来する場合、当該日の終わりまで)にECB Recommended Rateが推奨され ない場合、又は(B) ECB Recommended Rateに係るFallback Index Cessation Effective Dateが以後到来する場合、それぞれFallback Rate (EuroSTR)に係るFallback Index Cessation Effective Date (若しくはEuroSTRに関するFallback Index Cessation Effective Dateが後に到来する場合、当該日)又はECB Recommended Rateに係るFallback Index Cessation Effective Date以降にFallback Observation Dayが到来するCalculation Period (又は当該Calculation Periodに含まれるいずれかのCompounding Period) に 係るあるReset Dateにおけるレートは、Modified EDFRにつき、Calculation Agentが、 Fallback Rate (EuroSTR)と比較した期間構造又はテナーの違いに対応するために必 要な調整をBloomberg IBOR Fallback Rate Adjustments Rule Bookを参照した上で Modified EDFRに対して行った後、Fallback Rate (EuroSTR)に係るFallback Index Cessation Effective Dateにおいて直近に公表されたスプレッド (Fallback Rate (EuroSTR)の定義において言及される。)を適用したものとする。

Modified EDFRに係るFallback Index Cessation Effective Dateが未到来の場合

運営者又は正規配信者のいずれもModified EDFR(又は、Modified EDFRの定義において言及されるインデックス、ベンチマーク若しくはその他の価格情報源)を提供又は公表せず、かつ、Modified EDFRに係るFallback Index Cessation Effective Date が到来していない場合、Modified EDFRを必要とする基準日について、Modified EDFRへの参照は、最後に提供又は公表されたModified EDFR(又はModified EDFRの定義において言及されるインデックス、ベンチマーク若しくはその他の価格情報源)への参照であるものとみなされるものとする。

本Rate Optionsに定める規定は、セクション7.8、セクション7.9及びセクション8.5 (これらに限らない。)の対象とする。

あるReset Dateにおけるレートが、Fallback Rate (EuroSTR)を参照し決定される場合、セクション7.6は適用されないものとする。

本Rate Optionにおいて、また、本Rate Optionの規定の中でのFallback Observation Dayへの言及において、「Business Days」への言及は、本Rate Optionsの規定を参照し計算される支払債務について適用されるBusiness Daysへの言及とし、

「Original IBOR Rate Record Day」への言及はFallback Rate (EuroSTR) Screenで使用される当該用語への言及とする。

定義

以下のとおり定義する。

「Original EUR Fixing Date」とは、あるReset Dateについて、別途合意されない限り、当該Reset Dateの2 TARGET Settlement Days前の日をいう。

「Euro LIBOR」とは、当該ベンチマークの運営者としてのICE Benchmark Administration Limited(又はその承継運営者)が提供するEuro LIBOR(London Interbank Offered Rate)と称される、Euroに係るホールセール資金調達レートをいう。

「Fallback Rate (EuroSTR)」とは、期間調整を行ったEuroSTRのレートに、Euro LIBORに関するスプレッド(いずれも、Designated Maturityの期間に対応するもの)を加えたものであって、期間調整を行ったEuroSTR及び当該スプレッドの提供者としてのBloomberg Index Services Limited(又はISDAが随時承認若しくは指名するその承継情報提供者)によって、Fallback Rate (EuroSTR) Screenにおいて(若しくはその他の手段で)提供され、又は正規配信者に対して提供され、かつ、正規配信者が公表するものをいう。

「Fallback Rate (EuroSTR) Screen」とは、Designated Maturityの期間に対応するEuro LIBORに関するフォールバックのBloombergティッカーに対応するBloomberg Screenで、Bloomberg Screen <FBAK> <GO>ページ(若しくは、適用ある場合、Bloomberg Screen <HP> <GO>)を通じてアクセス可能なもの又はBloomberg Index Services Limited(若しくはISDAが随時承認若しくは指名するその承継情報提供者)が指定する他の公表された情報源をいう。

「ECB Recommended Rate」とは、European Central Bank(若しくはEuroSTRの承継運営者)又はEuroSTRの代替レートを推奨する目的でEuropean Central Bank(若しくはEuroSTRの承継運営者)が公式に承認若しくは招集した委員会によってEuroSTRの代替レートとして推奨されるレート(あらゆるスプレッド又は調整を含む。)(当該レートは、European Central Bank又は他の運営者により作成される場合がある。)であって、当該レートの運営者が提供するもの又は当該レートの運営者(若しくはその承継運営者)が当該レートを提供しない場合は正規配信者によって公表されるものをいう。

「Modified EDFR」とは、Eurosystem Deposit Facility RateにEDFR Spreadを加えたものに等しいレートをいう。

「Eurosystem Deposit Facility Rate」とは、銀行がEurosystemでオーバーナイト・デポジットを行うために使用できる預金ファシリティのレートを意味し、ECB's Websiteで公表されるものをいう。

「EDFR Spread」とは、(A) Fallback Rate (EuroSTR)に係るFallback Index Cessation Effective Dateの後に到来する最初のTARGET Settlement Dayの終わりまで(若しくはEuroSTRに係るFallback Index Cessation Effective Dateの後に到来する最初のTARGET Settlement Dayが後に到来する場合、当該日の終わりまで)にECB

Recommended Rateが推奨されない場合、Fallback Rate (EuroSTR)に係るFallback Index Cessation Eventが発生する日の30 TARGET Settlement Days前の日(若しくは EuroSTRに係る最初のFallback Index Cessation Eventが発生する日の30 TARGET Settlement Days前の日が後に到来する場合、当該日)から始まり、Fallback Rate (EuroSTR)に係るFallback Index Cessation Eventが発生する日の直前のTARGET Settlement Day (若しくはEuroSTRに係る最初のFallback Index Cessation Eventが発生する日の直前のTARGET Settlement Dayが後に到来する場合、当該日)に終了する、30 TARGET Settlement Daysの観測期間における、EuroSTRとEurosystem Deposit Facility Rateの日差の算術平均又は(B) ECB Recommended Rateに係るFallback Index Cessation Eventが発生した場合、ECB Recommended Rateに係るFallback Index Cessation Eventが発生する日の30 TARGET Settlement Days前から始まり、Fallback Index Cessation Eventが発生する日の直前のTARGET Settlement Dayに終了する30 TARGET Settlement Days の観測期間における、ECB Recommended Rate と Eurosystem Deposit Facility Rateの日差の算術平均をいう。」

EUR-LIBOR-BBA-Bloomberg

セクション7.1 Rate Options

セクション7.1(f)(vi) (「EUR-LIBOR-BBA-Bloomberg」) は、全体を削除し、かつ、以下のとおり置き換えることにより、修正する。

「(vi) 「EUR-LIBOR-BBA-Bloomberg」とは、あるReset Dateにおけるレートが、当該Reset Dateの2 TARGET Settlement Days前の日のロンドン時間午前11:55(当該時刻に、ロンドン時間午前11:00時点の公表レートが反映される。)(又はEuro LIBOR ベンチマーク算定方法においてEuro LIBORのベンチマーク運営者が指定する修正された公表時刻)に、「EUR LIBOR FIX」の表題でBloomberg ScreenのBTMM EUページに表示されるDesignated Maturityの期間に対応するEuro LIBORとなることをいう。

Euro LIBORに係るIndex Cessation Effective Date が未到来の場合

当該Reset Dateのロンドン時間午前11:55(又はEuro LIBORベンチマーク算定方法 においてEuro LIBORのベンチマーク運営者が指定する、Euro LIBORに係る修正さ れた公表時刻(もしあれば))までに、Original EUR Fixing Dateに関する Designated Maturityの期間に対応するEuro LIBORが「EUR LIBOR FIX」の表題で Bloomberg ScreenのBTMM EUページに表示されず、かつ、Index Cessation Effective Dateが到来していない場合、当該Reset Dateにおけるレートは、Euro LIBORの運営 者が提供し、正規配信者又はEuro LIBORの運営者自らが公表する、Original EUR Fixing Dateに関するDesignated Maturityの期間に対応するEuro LIBORとする。ただ し、当該Reset Dateのロンドン時間午後4:00(又はEuro LIBORに係る修正された公 表時刻の4時間5分後)までに、Euro LIBORの運営者又は正規配信者のいずれも Original EUR Fixing Dateに関するDesignated Maturityの期間に対応するEuro LIBOR を提供又は公表せず、かつ、Index Cessation Effective Dateが到来していない場合、 当事者が別途合意しない限り、当該Reset Dateにおけるレートは、(A) Euro LIBOR の運営者が公式に利用を推奨するレート又は(B) Euro LIBOR若しくはEuro LIBOR の運営者を監督する責任を負う監督当局が公式に利用を推奨するレートのいずれ かとする。上記のいずれも、Euro LIBORが公表されない期間中で、かつ、Index Cessation Effective Dateが到来していない限りにおいて適用される。上記サブパラ グラフ(A)に定めるレートが利用可能な場合、当該レートを適用するものとする。 上記サブパラグラフ(A)に定めるレートが利用できないものの、上記サブパラグラ フ(B)に定めるレートが利用可能な場合、当該レートを適用するものとする。上記 サブパラグラフ(A)又はサブパラグラフ(B)に定めるいずれのレートも利用できな い場合、中央清算機関又は先物取引所で利用されるレートで、いずれの場合も、 Euro LIBORを参照するデリバティブ取引又は先物取引の取引量が十分にあるため 当該レートが代替レートとして代表的であるとCalculation Agentが考えるレートを 考慮し、Calculation AgentがEuro LIBORの代替レートとして商業的に合理的である レートを決定するものとする。

Euro LIBORに係るIndex Cessation Effective Dateが到来した場合

Index Cessation Eventの発生後、Index Cessation Effective Dateから2以上のTARGET Settlement Days後到来するあるReset Dateにおけるレートは、EUR-LIBOR-BBA-Bloombergへの参照に代わり、Original EUR Fixing Dateに一致する「Original IBOR

Rate Record Day」に対応するFallback Rate (EuroSTR)であって、関連するFallback Observation Dayのフランクフルト時間午前11:30時点において提供又は公表されている直近のレートを参照して決定される。そのような「Original IBOR Rate Record Day」に対応するFallback Rate (EuroSTR)が、関連するFallback Observation Dayのフランクフルト時間午前11:30までに、Bloomberg Index Services Limited(又はISDAが随時承認若しくは指名するその承継情報提供者)により提供されず、また、正規配信者により公表されず、かつ、Fallback Rate (EuroSTR)に係るFallback Index Cessation Effective Dateが到来していない場合、当該Reset Dateにおけるレートは、当該時点で提供又は公表されているFallback Rate (EuroSTR)の中で直近の「Original IBOR Rate Record Day」がOriginal EUR Fixing Dateと一致しないことにかかわらない。)に対応するものであって、当該時点で提供又は公表されている直近のレートとする。

Fallback Rate (EuroSTR)に係るFallback Index Cessation Effective Date が到来した場合

Fallback Rate (EuroSTR)に係るFallback Index Cessation Eventの発生後、Fallback Rate (EuroSTR)に係るIndex Cessation Effective Date以降にFallback Observation Dayが到来するCalculation Period (又は当該Calculation Periodに含まれるいずれかのCompounding Period)に係るあるReset Dateにおけるレートは、European Central Bank (又はその承継運営者)が運営・管理するEuro Short-Term Rate (以下「EuroSTR」という。)につき、Calculation Agentが、Fallback Rate (EuroSTR)と比較した期間構造又はテナーの違いに対応するために必要な調整をBloomberg IBOR Fallback Rate (EuroSTR)に係るFallback Index Cessation Effective Dateにおいて直近に公表されたスプレッド (Fallback Rate (EuroSTR)の定義において言及される。)を適用したものとする。

EuroSTRに係るFallback Index Cessation Effective Dateが未到来の場合

運営者又は正規配信者のいずれもEuroSTRを提供又は公表せず、かつ、EuroSTR に係るFallback Index Cessation Effective Dateが到来していない場合、EuroSTRを必要とする基準日について、EuroSTRへの参照は、最後に提供又は公表されたEuroSTRへの参照とみなされるものとする。

EuroSTRに係るFallback Index Cessation Effective Dateが到来した場合

Fallback Rate (EuroSTR)及びEuroSTRのそれぞれに係るFallback Index Cessation Effective Date が到来した場合、Fallback Rate (EuroSTR)に係るFallback Index Cessation Effective Date (又はEuroSTRに係るFallback Index Cessation Effective Date が後に到来する場合、当該日)以降にFallback Observation Dayが到来する Calculation Period (又は当該Calculation Periodに含まれるいずれかのCompounding Period) に係るあるReset Dateにおけるレートは、ECB Recommended Rateにつき、Calculation Agentが、Fallback Rate (EuroSTR)と比較した期間構造又はテナーの違い に対応するために必要な調整をBloomberg IBOR Fallback Rate Adjustments Rule Book を参照した上でECB Recommended Rateに対して行った後、Fallback Rate (EuroSTR) に係るFallback Index Cessation Effective Dateにおいて直近に公表されたスプレッド (Fallback Rate (EuroSTR)の定義において言及される。)を適用したものとする。

ECB Recommended Rate に係るFallback Index Cessation Effective Date が未到来の場合

Fallback Rate (EuroSTR)に係るFallback Index Cessation Effective Dateの後に到来する最初のTARGET Settlement Dayの終わりまで(又はEuroSTRに係るFallback Index Cessation Effective Dateの後に到来する最初のTARGET Settlement Dayが後に到来する場合、当該日の終わりまで)にECB Recommended Rateが存在するものの、運営者又は正規配信者のいずれもECB Recommended Rateを提供又は公表せず、かつ、ECB Recommended Rateに係るFallback Index Cessation Effective Dateが到来していない場合、ECB Recommended Rateを必要とする基準日について、ECB Recommended Rateへの参照は、最後に提供又は公表されたECB Recommended Rateへの参照であるものとみなされるものとする。

ECB Recommended Rate が不存在又はECB Recommended Rate に係るFallback Index Cessation Effective Date が未到来の場合

(A) Fallback Rate (EuroSTR)に係るFallback Index Cessation Effective Dateの後に到来 する最初のTARGET Settlement Dayの終わりまで(若しくはEuroSTRに係る Fallback Index Cessation Effective Dateの後に到来する最初のTARGET Settlement Day が後に到来する場合、当該日の終わりまで)にECB Recommended Rateが推奨され ない場合、又は(B) ECB Recommended Rateに係るFallback Index Cessation Effective Dateが以後到来する場合、それぞれFallback Rate (EuroSTR)に係るFallback Index Cessation Effective Date (若しくはEuroSTRに関するFallback Index Cessation Effective Dateが後に到来する場合、当該日)又はECB Recommended Rateに係るFallback Index Cessation Effective Date以降にFallback Observation Dayが到来するCalculation Period (又は当該Calculation Periodに含まれるいずれかのCompounding Period) に 係るあるReset Dateにおけるレートは、Modified EDFRにつき、Calculation Agentが、 Fallback Rate (EuroSTR)と比較した期間構造又はテナーの違いに対応するために必 要な調整をBloomberg IBOR Fallback Rate Adjustments Rule Bookを参照した上で Modified EDFRに対して行った後、Fallback Rate (EuroSTR)に係るFallback Index Cessation Effective Dateにおいて直近に公表されたスプレッド(Fallback Rate (EuroSTR)の定義において言及される。)を適用したものとする。

Modified EDFRに係るFallback Index Cessation Effective Date が未到来の場合

運営者又は正規配信者のいずれもModified EDFR(又はModified EDFRの定義において言及されるインデックス、ベンチマーク若しくはその他の価格情報源)を提供又は公表せず、かつ、Modified EDFRに係るFallback Index Cessation Effective Date が到来していない場合、Modified EDFRを必要とする基準日について、Modified EDFRへの参照は、最後に提供又は公表されたModified EDFR(又はModified EDFRの定義において言及されるインデックス、ベンチマーク若しくはその他の価格情報源)への参照であるものとみなされるものとする。

本Rate Optionsに定める規定は、セクション7.8、セクション7.9及びセクション8.5 (これらに限らない。)の対象とする。

あるReset Dateにおけるレートが、Fallback Rate (EuroSTR)を参照し決定される場合、セクション7.6は適用されないものとする。

本Rate Optionにおいて、また、本Rate Optionの規定の中でのFallback Observation Dayへの言及において、「Business Days」への言及は、本Rate Optionsの規定を参

照し計算される支払債務について適用されるBusiness Daysへの言及とし、「Original IBOR Rate Record Day」への言及はFallback Rate (EuroSTR) Screenで使用される当該用語への言及とする。

定義

以下のとおり定義する。

「Original EUR Fixing Date」とは、あるReset Dateについて、別途合意されない限り、当該Reset Dateの2 TARGET Settlement Days前の日をいう。

「Euro LIBOR」とは、当該ベンチマークの運営者としてのICE Benchmark Administration Limited(又はその承継運営者)が提供するEuro LIBOR(London Interbank Offered Rate)と称される、Euroに係るホールセール資金調達レートをいう。

「Fallback Rate (EuroSTR)」とは、期間調整を行ったEuroSTRのレートに、Euro LIBORに関するスプレッド(いずれも、Designated Maturityの期間に対応するもの)を加えたものであって、期間調整を行ったEuroSTR及び当該スプレッドの提供者としてのBloomberg Index Services Limited(又はISDAが随時承認若しくは指名するその承継情報提供者)によって、Fallback Rate (EuroSTR) Screenにおいて(若しくはその他の手段で)提供され、又は正規配信者に対して提供され、かつ、正規配信者が公表するものをいう。

「Fallback Rate (EuroSTR) Screen」とは、Designated Maturityの期間に対応するEuro LIBORに関するフォールバックのBloombergティッカーに対応するBloomberg Screenで、Bloomberg Screen <FBAK> <GO>ページ(若しくは、適用ある場合、Bloomberg Screen <HP> <GO>)を通じてアクセス可能なもの又はBloomberg Index Services Limited(若しくはISDAが随時承認若しくは指名するその承継情報提供者)が指定する他の公表された情報源をいう。

「ECB Recommended Rate」とは、European Central Bank(若しくはEuroSTRの承継運営者)又はEuroSTRの代替レートを推奨する目的でEuropean Central Bank(若しくはEuroSTRの承継運営者)が公式に承認若しくは招集した委員会によってEuroSTRの代替レートとして推奨されるレート(あらゆるスプレッド又は調整を含む。)(当該レートは、European Central Bank又は他の運営者により作成される場合がある。)であって、当該レートの運営者が提供するもの又は当該レートの運営者(若しくはその承継運営者)が当該レートを提供しない場合は正規配信者によって公表されるものをいう。

「Modified EDFR」とは、Eurosystem Deposit Facility RateにEDFR Spreadを加えたものに等しいレートをいう。

「Eurosystem Deposit Facility Rate」とは、銀行がEurosystemでオーバーナイト・デポジットを行うために使用できる預金ファシリティのレートを意味し、ECB's Websiteで公表されるものをいう。

「EDFR Spread」とは、(A) Fallback Rate (EuroSTR)に係るFallback Index Cessation Effective Dateの後に到来する最初のTARGET Settlement Dayの終わりまで(若しくはEuroSTRに係るFallback Index Cessation Effective Dateの後に到来する最初の

TARGET Settlement Dayが後に到来する場合、当該日の終わりまで)にECB Recommended Rateが推奨されない場合、Fallback Rate (EuroSTR)に係るFallback Index Cessation Eventが発生する日の30 TARGET Settlement Days前の日(若しくは EuroSTRに係る最初のFallback Index Cessation Eventが発生する日の30 TARGET Settlement Days前の日が後に到来する場合、当該日)から始まり、Fallback Rate (EuroSTR)に係るFallback Index Cessation Eventが発生する日の直前のTARGET Settlement Day (若しくはEuroSTRに係る最初のFallback Index Cessation Eventが発生する日の直前のTARGET Settlement Daysが後に到来する場合、当該日)に終了する、30 TARGET Settlement Daysの観測期間における、EuroSTRとEurosystem Deposit Facility Rateの日差の算術平均又は(B) ECB Recommended Rateに係るFallback Index Cessation Eventが発生する日の30 TARGET Settlement Days前から始まり、Fallback Index Cessation Eventが発生する日の直前のTARGET Settlement Dayに終了する30 TARGET Settlement Days の観測期間における、ECB Recommended Rate と Eurosystem Deposit Facility Rateの日差の算術平均をいう。」

EURIBOR

EUR-EURIBOR-Reuters

セクション7.1 Rate Options

セクション7.1(f)(i) (「EUR-EURIBOR-Reuters」) は、全体を削除し、かつ、以下のとおり置き換えることにより、修正する。

「(i) 「EUR-EURIBOR-Reuters」とは、あるReset Dateにおけるレートが、当該Reset Dateの2 TARGET Settlement Days前の日のブリュッセル時間午前11:00(又は EURIBORベンチマーク算定方法においてEURIBORのベンチマーク運営者が指定 する修正された公表時刻)に、Reuters ScreenのEURIBOR01ページに表示される Designated Maturityの期間に対応するEURIBORとなることをいう。

EURIBORに係るIndex Cessation Effective Dateが未到来の場合

当該Reset Dateのブリュッセル時間午前11:00(又はEURIBORベンチマーク算定方 法においてEURIBORのベンチマーク運営者が指定する、EURIBORに係る修正さ れた公表時刻(もしあれば))までに、Original EUR Fixing Dateに関する Designated Maturityの期間に対応するEURIBORがReuters ScreenのEURIBOR01ペー ジに表示されず、かつ、Index Cessation Effective Dateが到来していない場合、当該 Reset Dateにおけるレートは、EURIBORの運営者が提供し、正規配信者又は EURIBORの運営者自らが公表する、Original EUR Fixing Dateに関するDesignated Maturityの期間に対応するEURIBORとする。ただし、当該Reset Dateのブリュッセ ル時間午後3:00(又はEURIBORに係る修正された公表時刻の4時間後)までに、 EURIBORの運営者又は正規配信者のいずれもOriginal EUR Fixing Dateに関する Designated Maturityの期間に対応するEURIBORを提供又は公表せず、かつ、Index Cessation Effective Dateが到来していない場合、当事者が別途合意しない限り、当 該Reset Dateにおけるレートは、(A) EURIBORの運営者が公式に利用を推奨するレ ート又は(B) EURIBOR若しくはEURIBORの運営者を監督する責任を負う監督当局 が公式に利用を推奨するレートのいずれかとする。上記のいずれも、EURIBORが 公表されない期間中で、かつ、Index Cessation Effective Dateが到来していない限り において適用される。上記サブパラグラフ(A)に定めるレートが利用可能な場合、 当該レートを適用するものとする。上記サブパラグラフ(A)に定めるレートが利用 できないものの、上記サブパラグラフ(B)に定めるレートが利用可能な場合、当該 レートを適用するものとする。上記サブパラグラフ(A)又はサブパラグラフ(B)に 定めるいずれのレートも利用できない場合、中央清算機関又は先物取引所で利用 されるレートで、いずれの場合も、EURIBORを参照するデリバティブ取引又は先 物取引の取引量が十分にあるため当該レートが代替レートとして代表的であると Calculation Agentが考えるレートを考慮し、Calculation AgentがEURIBORの代替レ ートとして商業的に合理的であるレートを決定するものとする。

EURIBORに係るIndex Cessation Effective Date が到来した場合

Index Cessation Eventの発生後、Index Cessation Effective Dateから2以上のTARGET Settlement Days後に到来するあるReset Dateにおけるレートは、EUR-EURIBOR-Reutersへの参照に代わり、Original EUR Fixing Dateに一致する「Original IBOR Rate Record Day」に対応するFallback Rate (EuroSTR)であって、関連するFallback Observation Dayのフランクフルト時間午前11:30時点において提供又は公表されて

いる直近のレートを参照して決定される。そのような「Original IBOR Rate Record Day」に対応するFallback Rate (EuroSTR)が、関連するFallback Observation Dayのフランクフルト時間午前11:30までに、Bloomberg Index Services Limited(又はISDAが随時承認若しくは指名するその承継情報提供者)により提供されず、また、正規配信者により公表されず、かつ、Fallback Rate (EuroSTR)に係るFallback Index Cessation Effective Dateが到来していない場合、当該Reset Dateにおけるレートは、当該時点で提供又は公表されているFallback Rate (EuroSTR)の中で直近の「Original IBOR Rate Record Day」がOriginal EUR Fixing Dateと一致しないことにかかわらない。)に対応するものであって、当該時点で提供又は公表されている直近のレートとする。

Fallback Rate (EuroSTR)に係るFallback Index Cessation Effective Date が到来した場合

Fallback Rate (EuroSTR)に係るFallback Index Cessation Eventの発生後、Fallback Rate (EuroSTR)に係るIndex Cessation Effective Date以降にFallback Observation Dayが到来するCalculation Period (又は当該Calculation Periodに含まれるいずれかのCompounding Period)に係るあるReset Dateにおけるレートは、European Central Bank (又はその承継運営者)が運営・管理するEuro Short-Term Rate (以下「EuroSTR」という。)につき、Calculation Agentが、Fallback Rate (EuroSTR)と比較した期間構造又はテナーの違いに対応するために必要な調整をBloomberg IBOR Fallback Rate (EuroSTR)に係るFallback Index Cessation Effective Dateにおいて直近に公表されたスプレッド (Fallback Rate (EuroSTR)の定義において言及される。)を適用したものとする。

EuroSTRに係るFallback Index Cessation Effective Dateが未到来の場合

運営者又は正規配信者のいずれもEuroSTRを提供又は公表せず、かつ、EuroSTR に係るFallback Index Cessation Effective Dateが到来していない場合、EuroSTRを必要とする基準日について、EuroSTRへの参照は、最後に提供又は公表されたEuroSTRへの参照とみなされるものとする。

EuroSTRに係るFallback Index Cessation Effective Dateが到来した場合

Fallback Rate (EuroSTR)及びEuroSTRのそれぞれに係るFallback Index Cessation Effective Date が到来した場合、Fallback Rate (EuroSTR)に係るFallback Index Cessation Effective Date (又はEuroSTRに係るFallback Index Cessation Effective Date が後に到来する場合、当該日)以降にFallback Observation Dayが到来する Calculation Period (又は当該Calculation Periodに含まれるいずれかのCompounding Period) に係るあるReset Dateにおけるレートは、ECB Recommended Rateにつき、Calculation Agentが、Fallback Rate (EuroSTR)と比較した期間構造又はテナーの違い に対応するために必要な調整をBloomberg IBOR Fallback Rate Adjustments Rule Book を参照した上でECB Recommended Rateに対して行った後、Fallback Rate (EuroSTR) に係るFallback Index Cessation Effective Dateにおいて直近に公表されたスプレッド (Fallback Rate (EuroSTR)の定義において言及される。)を適用したものとする。

ECB Recommended Rate に係るFallback Index Cessation Effective Date が未到来の場合

Fallback Rate (EuroSTR)に係るFallback Index Cessation Effective Dateの後に到来する最初のTARGET Settlement Dayの終わりまで(又はEuroSTRに係るFallback Index Cessation Effective Dateの後に到来する最初のTARGET Settlement Dayが後に到来する場合、当該日の終わりまで)にECB Recommended Rateが存在するものの、運営者又は正規配信者のいずれもECB Recommended Rateを提供又は公表せず、かつ、ECB Recommended Rateに係るFallback Index Cessation Effective Dateが到来していない場合、ECB Recommended Rateを必要とする基準日について、ECB Recommended Rateへの参照は、最後に提供又は公表されたECB Recommended Rateへの参照であるものとみなされるものとする。

ECB Recommended Rate が不存在又はECB Recommended Rateに係るFallback Index Cessation Effective Date が未到来の場合

(A) Fallback Rate (EuroSTR)に係るFallback Index Cessation Effective Dateの後に到来 する最初のTARGET Settlement Dayの終わりまで(若しくはEuroSTRに係る Fallback Index Cessation Effective Dateの後に到来する最初のTARGET Settlement Day が後に到来する場合、当該日の終わりまで)にECB Recommended Rateが推奨され ない場合、又は(B) ECB Recommended Rateに係るFallback Index Cessation Effective Dateが以後到来する場合、それぞれFallback Rate (EuroSTR)に係るFallback Index Cessation Effective Date (若しくはEuroSTRに関するFallback Index Cessation Effective Dateが後に到来する場合、当該日)又はECB Recommended Rateに係るFallback Index Cessation Effective Date以降にFallback Observation Dayが到来するCalculation Period (又は当該Calculation Periodに含まれるいずれかのCompounding Period) に 係るあるReset Dateにおけるレートは、Modified EDFRにつき、Calculation Agentが、 Fallback Rate (EuroSTR)と比較した期間構造又はテナーの違いに対応するために必 要な調整をBloomberg IBOR Fallback Rate Adjustments Rule Bookを参照した上で Modified EDFRに対して行った後、Fallback Rate (EuroSTR)に係るFallback Index Cessation Effective Dateにおいて直近に公表されたスプレッド (Fallback Rate (EuroSTR)の定義において言及される。)を適用したものとする。

Modified EDFRに係るFallback Index Cessation Effective Dateが未到来の場合

運営者又は正規配信者のいずれもModified EDFR(又はModified EDFRの定義において言及されるインデックス、ベンチマーク若しくはその他の価格情報源)を提供又は公表せず、かつ、Modified EDFRに係るFallback Index Cessation Effective Date が到来していない場合、Modified EDFRを必要とする基準日について、Modified EDFRへの参照は、最後に提供又は公表されたModified EDFR(又はModified EDFRの定義において言及されるインデックス、ベンチマーク若しくはその他の価格情報源)への参照であるものとみなされるものとする。

本Rate Optionsに定める規定は、セクション7.8、セクション7.9及びセクション8.5 (これらに限らない。)の対象とする。

あるReset Dateにおけるレートが、Fallback Rate (EuroSTR)を参照し決定される場合、セクション7.6は適用されないものとする。

本Rate Optionにおいて、また、本Rate Optionの規定の中でのFallback Observation Dayへの言及において、「Business Days」への言及は、本Rate Optionsの規定を参照し計算される支払債務について適用されるBusiness Daysへの言及とし、

「Original IBOR Rate Record Day」への言及はFallback Rate (EuroSTR) Screenで使用される当該用語への言及とする。

定義

以下のとおり定義する。

「Original EUR Fixing Date」とは、あるReset Dateについて、別途合意されない限り、当該Reset Dateの2 TARGET Settlement Days前の日をいう。

「EURIBOR」とは、当該ベンチマークの運営者としてのEuropean Money Markets Institute (又はその承継運営者) が提供するEuro Interbank Offered Rateと称される、Euroに係るホールセール資金調達レートをいう。

「Fallback Rate (EuroSTR)」とは、期間調整を行ったEuroSTRのレートに、EURIBORに関するスプレッド(いずれも、Designated Maturityの期間に対応するもの)を加えたものであって、期間調整を行ったEuroSTR及び当該スプレッドの提供者としてのBloomberg Index Services Limited(又はISDAが随時承認若しくは指名するその承継情報提供者)によって、Fallback Rate (EuroSTR) Screenにおいて(若しくはその他の手段で)提供され、又は正規配信者に対して提供され、かつ、正規配信者が公表するものをいう。

「Fallback Rate (EuroSTR) Screen」とは、Designated Maturityの期間に対応する EURIBORに関するフォールバックのBloombergティッカーに対応するBloomberg Screenで、Bloomberg Screen <FBAK> <GO>ページ(若しくは、適用ある場合、Bloomberg Screen <HP> <GO>)を通じてアクセス可能なもの又はBloomberg Index Services Limited(若しくはISDAが随時承認若しくは指名するその承継情報提供者)が指定する他の公表された情報源をいう。

「ECB Recommended Rate」とは、European Central Bank(若しくはEuroSTRの承継運営者)又はEuroSTRの代替レートを推奨する目的でEuropean Central Bank(若しくはEuroSTRの承継運営者)が公式に承認若しくは招集した委員会によってEuroSTRの代替レートとして推奨されるレート(あらゆるスプレッド又は調整を含む。)(当該レートは、European Central Bank又は他の運営者により作成される場合がある。)であって、当該レートの運営者が提供するもの又は当該レートの運営者(若しくはその承継運営者)が当該レートを提供しない場合は正規配信者によって公表されるものをいう。

「Modified EDFR」とは、Eurosystem Deposit Facility RateにEDFR Spreadを加えたものに等しいレートをいう。

「Eurosystem Deposit Facility Rate」とは、銀行がEurosystemでオーバーナイト・デポジットを行うために使用できる預金ファシリティのレートを意味し、ECB's Websiteで公表されるものをいう。

「EDFR Spread」とは、(A) Fallback Rate (EuroSTR)に係るFallback Index Cessation Effective Dateの後に到来する最初のTARGET Settlement Dayの終わりまで(若しくはEuroSTRに係るFallback Index Cessation Effective Dateの後に到来する最初のTARGET Settlement Dayが後に到来する場合、当該日の終わりまで)にECB Recommended Rateが推奨されない場合、Fallback Rate (EuroSTR)に係るFallback

Index Cessation Eventが発生する日の30 TARGET Settlement Days前の日(若しくは EuroSTRに係る最初のFallback Index Cessation Eventが発生する日の30 TARGET Settlement Days前の日が後に到来する場合、当該日)から始まり、Fallback Rate (EuroSTR)に係るFallback Index Cessation Eventが発生する日の直前のTARGET Settlement Day (若しくはEuroSTRに係る最初のFallback Index Cessation Eventが発生する日の直前のTARGET Settlement Dayが後に到来する場合、当該日)に終了する、30 TARGET Settlement Daysの観測期間における、EuroSTRとEurosystem Deposit Facility Rateの日差の算術平均、又は(B) ECB Recommended Rateに係るFallback Index Cessation Eventが発生した場合、ECB Recommended Rateに係るFallback Index Cessation Eventが発生する日の直前のTARGET Settlement Days前から始まり、Fallback Index Cessation Eventが発生する日の直前のTARGET Settlement Dayに終了する30 TARGET Settlement Daysの観測期間における、ECB Recommended Rate と Eurosystem Deposit Facility Rateの日差の算術平均をいう。」

JPY LIBOR

JPY-LIBOR-FRASETT

セクション7.1 Rate Options

セクション7.1(I)(iii) (「JPY-LIBOR-FRASETT」) は、全体を削除し、かつ、以下のとおり置き換えることにより、修正する。

「(iii) 「JPY-LIBOR-FRASETT」とは、あるReset Dateにおけるレートが、当該Reset Date の2ロンドンBanking Days前の日のロンドン時間午前11:55(当該時刻に、ロンドン時間午前11:00時点の公表レートが反映される。)(又はYen LIBORベンチマーク 算定方法においてYen LIBORのベンチマーク運営者が指定する修正された公表時刻)に、Reuters ScreenのFRASETTページに表示されるDesignated Maturityの期間に対応するYen LIBORとなることをいう。

Yen LIBORに係るIndex Cessation Effective Dateが未到来の場合

当該Reset Dateのロンドン時間午前11:55 (又はYen LIBORベンチマーク算定方法に おいてYen LIBORのベンチマーク運営者が指定する、Yen LIBORに係る修正され た公表時刻(もしあれば))までに、Original JPY LIBOR Fixing Dateに関する Designated Maturityの期間に対応するYen LIBORがReuters ScreenのFRASETTページ に表示されず、かつ、Index Cessation Effective Dateが到来していない場合、当該 Reset Dateにおけるレートは、Yen LIBORの運営者が提供し、正規配信者又はYen LIBORの運営者自らが公表する、Original JPY LIBOR Fixing Dateに関する Designated Maturityの期間に対応するYen LIBORとする。ただし、当該Reset Dateの ロンドン時間午後4:00(又はYen LIBORに係る修正された公表時刻の4時間5分後) までに、Yen LIBORの運営者又は正規配信者のいずれもOriginal JPY LIBOR Fixing Dateに関するDesignated Maturityの期間に対応するYen LIBORを提供又は公表せず、 かつ、Index Cessation Effective Dateが到来していない場合、当事者が別途合意しな い限り、当該Reset Dateにおけるレートは、(A) Yen LIBORの運営者が公式に利用 を推奨するレート又は(B) Yen LIBORの代替レート(当該レートは、日本銀行又は 他の運営者により作成される場合がある。)を推奨する目的で日本銀行が公式に 承認若しくは招集した委員会又はその他Yen LIBOR若しくはYen LIBORの運営者 を監督する責任を負う監督当局が公式に利用を推奨するレートのいずれかとする。 上記のいずれも、Yen LIBORが公表されない期間中で、かつ、Index Cessation Effective Dateが到来していない限りにおいて適用される。上記サブパラグラフ(A) に定めるレートが利用可能な場合、当該レートを適用するものとする。上記サブ パラグラフ(A)に定めるレートが利用できないものの、上記サブパラグラフ(B)に 定めるレートが利用可能な場合、当該レートを適用するものとする。上記サブパ ラグラフ(A)又はサブパラグラフ(B)に定めるいずれのレートも利用できない場合、 中央清算機関又は先物取引所で利用されるレートで、いずれの場合も、Yen LIBORを参照するデリバティブ取引又は先物取引の取引量が十分にあるため当該 レートが代替レートとして代表的であるとCalculation Agentが考えるレートを考慮 し、Calculation AgentがYen LIBORの代替レートとして商業的に合理的であるレー トを決定するものとする。

Yen LIBORに係るIndex Cessation Effective Date が到来した場合

Index Cessation Eventの発生後、Index Cessation Effective Dateから2以上のロンドンBanking Days後に到来するあるReset Dateにおけるレートは、JPY-LIBOR-FRASETTへの参照に代わり、Original JPY LIBOR Fixing Dateに一致する「Original IBOR Rate Record Day」に対応するFallback Rate (TONA)であって、関連するFallback Observation Dayの東京時間午後0:30時点において提供又は公表されている直近のレートを参照して決定される。そのような「Original IBOR Rate Record Day」に対応するFallback Rate (TONA)が、関連するFallback Observation Dayの東京時間午後0:30までに、Bloomberg Index Services Limited(又はISDAが随時承認若しくは指名するその承継情報提供者)により提供されず、また、正規配信者により公表されず、かつ、Fallback Rate (TONA)に係るFallback Index Cessation Effective Dateが到来していない場合、当該Reset Dateにおけるレートは、当該時点で提供又は公表されているFallback Rate (TONA)の中で直近の「Original IBOR Rate Record Day」(当該「Original IBOR Rate Record Day」がOriginal JPY LIBOR Fixing Dateと一致しないことにかかわらない。)に対応するものであって、当該時点で提供又は公表されている直近のレートとする。

Fallback Rate (TONA)に係るFallback Index Cessation Effective Dateが到来した場合

Fallback Rate (TONA)に係るFallback Index Cessation Eventの発生後、Fallback Rate (TONA)に係るIndex Cessation Effective Date以降にFallback Observation Dayが到来する Calculation Period (又は当該 Calculation Periodに含まれるいずれかの Compounding Period)に係るあるReset Dateにおけるレートは、日本銀行(又はその承継運営者)が運営・管理するTokyo Overnight Average Rate(以下「TONA」という。)につき、Calculation Agentが、Fallback Rate (TONA)と比較した期間構造又はテナーの違いに対応するために必要な調整をBloomberg IBOR Fallback Rate Adjustments Rule Bookを参照した上でTONAに対して行った後、Fallback Rate (TONA)に係るFallback Index Cessation Effective Dateにおいて直近に公表されたスプレッド(Fallback Rate (TONA)の定義において言及される。)を適用したものとする。

TONAに係るFallback Index Cessation Effective Dateが未到来の場合

運営者又は正規配信者のいずれもTONAを提供又は公表せず、かつ、TONAに係るFallback Index Cessation Effective Dateが到来していない場合、TONAを必要とする基準日について、TONAへの参照は、最後に提供又は公表されたTONAへの参照とみなされるものとする。

TONAに係るFallback Index Cessation Effective Dateが到来した場合

Fallback Rate (TONA)及びTONAのそれぞれに係るFallback Index Cessation Effective Dateが到来した場合、Fallback Rate (TONA)に係るFallback Index Cessation Effective Date (又はTONAに係るFallback Index Cessation Effective Dateが後に到来する場合、当該日)以降にFallback Observation Dayが到来するCalculation Period (又は当該Calculation Periodに含まれるいずれかのCompounding Period) に係るあるReset Date におけるレートは、JPY Recommended Rateにつき、Calculation Agentが、Fallback Rate (TONA)と比較した期間構造又はテナーの違いに対応するために必要な調整をBloomberg IBOR Fallback Rate Adjustments Rule Bookを参照した上でJPY Recommended Rateに対して行った後、Fallback Rate (TONA)に係るFallback Index

Cessation Effective Date において直近に公表されたスプレッド (Fallback Rate (TONA)の定義において言及される。)を適用したものとする。

JPY Recommended Rateに係るFallback Index Cessation Effective Dateが未到来の場合

運営者又は正規配信者のいずれもJPY Recommended Rateを提供又は公表せず、かつ、JPY Recommended Rateに係るFallback Index Cessation Effective Dateが到来していない場合、JPY Recommended Rateを必要とする基準日について、JPY Recommended Rateへの参照は、最後に提供又は公表されたJPY Recommended Rateへの参照であるものとみなされるものとする。

本Rate Optionsに定める規定は、セクション7.8、セクション7.9及びセクション8.5 (これらに限らない。)の対象とする。

あるReset Dateにおけるレートが、Fallback Rate (TONA)を参照し決定される場合、セクション7.6は適用されないものとする。

本Rate Optionにおいて、また、本Rate Optionの規定の中でのFallback Observation Dayへの言及において、「Business Days」への言及は、本Rate Optionsの規定を参照し計算される支払債務について適用されるBusiness Daysへの言及とし、「Original IBOR Rate Record Day」への言及はFallback Rate (TONA) Screenで使用される当該用語への言及とする。

定義

以下のとおり定義する。

「Original JPY LIBOR Fixing Date」とは、あるReset Dateについて、別途合意されない限り、当該Reset Dateの2ロンドンBanking Days前の日をいう。

「Yen LIBOR」とは、当該ベンチマークの運営者としてのICE Benchmark Administration Limited(又はその承継運営者)が提供するYen LIBOR(London Interbank Offered Rate)と称される、Yenに係るホールセール資金調達レートをいう。

「Fallback Rate (TONA)」とは、期間調整を行ったTONAのレートに、Yen LIBOR に関するスプレッド(いずれも、Designated Maturityの期間に対応するもの)を加えたものであって、期間調整を行ったTONA及び当該スプレッドの提供者としてのBloomberg Index Services Limited(又はISDAが随時承認若しくは指名するその承継情報提供者)によって、Fallback Rate (TONA) Screenにおいて(若しくはその他の手段で)提供され、又は正規配信者に対して提供され、かつ、正規配信者が公表するものをいう。

「Fallback Rate (TONA) Screen」とは、Designated Maturityの期間に対応するYen LIBORに関するフォールバックのBloombergティッカーに対応するBloomberg Screenで、Bloomberg Screen <FBAK> <GO>ページ(若しくは、適用ある場合、Bloomberg Screen <HP> <GO>)を通じてアクセス可能なもの又はBloomberg Index Services Limited(若しくはISDAが随時承認若しくは指名するその承継情報提供者)が指定する他の公表された情報源をいう。

「JPY Recommended Rate」とは、TONAの代替レートを推奨する目的で日本銀行が公式に承認又は招集した委員会によってTONAの代替レートとして推奨されるレート(あらゆるスプレッド又は調整を含む。)(当該レートは、日本銀行又は他の運営者により作成される場合がある。)であって、当該レートの運営者が提供するもの又は当該レートの運営者(若しくはその承継運営者)が当該レートを提供しない場合は正規配信者によって公表されるものをいう。」

JPY-LIBOR-BBA

セクション7.1 Rate Options

セクション7.1(l)(iv)(「JPY-LIBOR-BBA」)は、全体を削除し、かつ、以下のとおり置き換えることにより、修正する。

「(iv) 「JPY-LIBOR-BBA」とは、あるReset Dateにおけるレートが、当該Reset Dateの2 ロンドンBanking Days前の日のロンドン時間午前11:55 (当該時刻に、ロンドン時間午前11:00時点の公表レートが反映される。) (又はYen LIBORベンチマーク算定方法においてYen LIBORのベンチマーク運営者が指定する修正された公表時刻)に、Reuters Screenの3750ページに表示されるDesignated Maturityの期間に対応するYen LIBORとなることをいう。

Yen LIBORに係るIndex Cessation Effective Date が未到来の場合

当該Reset Dateのロンドン時間午前11:55(又はYen LIBORベンチマーク算定方法に おいてYen LIBORのベンチマーク運営者が指定する、Yen LIBORに係る修正され た公表時刻(もしあれば))までに、Original JPY LIBOR Fixing Dateに関する Designated Maturityの期間に対応するYen LIBORがReuters Screenの3750ページに表 示されず、かつ、Index Cessation Effective Dateが到来していない場合、当該Reset Date におけるレートは、Yen LIBORの運営者が提供し、正規配信者又はYen LIBORの運営者自らが公表する、Original JPY LIBOR Fixing Dateに関する Designated Maturityの期間に対応するYen LIBORとする。ただし、当該Reset Dateの ロンドン時間午後4:00(又はYen LIBORに係る修正された公表時刻の4時間5分後) までに、Yen LIBORの運営者又は正規配信者のいずれもOriginal JPY LIBOR Fixing Dateに関するDesignated Maturityの期間に対応するYen LIBORを提供又は公表せず、 かつ、Index Cessation Effective Dateが到来していない場合、当事者が別途合意しな い限り、当該Reset Dateにおけるレートは、(A) Yen LIBORの運営者が公式に利用 を推奨するレート又は(B) Yen LIBORの代替レート(当該レートは、日本銀行又は 他の運営者により作成される場合がある。)を推奨する目的で日本銀行が公式に 承認若しくは招集した委員会又はその他Yen LIBOR若しくはYen LIBORの運営者 を監督する責任を負う監督当局が公式に利用を推奨するレートのいずれかとする。 上記のいずれも、Yen LIBORが公表されない期間中で、かつ、Index Cessation Effective Dateが到来していない限りにおいて適用される。上記サブパラグラフ(A) に定めるレートが利用可能な場合、当該レートを適用するものとする。上記サブ パラグラフ(A)に定めるレートが利用できないものの、上記サブパラグラフ(B)に 定めるレートが利用可能な場合、当該レートを適用するものとする。上記サブパ ラグラフ(A)又はサブパラグラフ(B)に定めるいずれのレートも利用できない場合、 中央清算機関又は先物取引所で利用されるレートで、いずれの場合も、Yen LIBORを参照するデリバティブ取引又は先物取引の取引量が十分にあるため当該 レートが代替レートとして代表的であるとCalculation Agentが考えるレートを考慮 し、Calculation AgentがYen LIBORの代替レートとして商業的に合理的であるレー トを決定するものとする。

Yen LIBORに係るIndex Cessation Effective Date が到来した場合

Index Cessation Eventの発生後、Index Cessation Effective Dateから2以上のロンドン Banking Days後に到来するあるReset Dateにおけるレートは、JPY-LIBOR-BBAへの

参照に代わり、Original JPY LIBOR Fixing Dateに一致する「Original IBOR Rate Record Day」に対応するFallback Rate (TONA)であって、関連するFallback Observation Dayの東京時間午後0:30時点において提供又は公表されている直近のレートを参照して決定される。そのような「Original IBOR Rate Record Day」に対応するFallback Rate (TONA)が、関連するFallback Observation Dayの東京時間午後0:30までに、Bloomberg Index Services Limited(又はISDAが随時承認若しくは指名するその承継情報提供者)により提供されず、また、正規配信者により公表されず、かつ、Fallback Rate (TONA)に係るFallback Index Cessation Effective Dateが到来していない場合、当該Reset Dateにおけるレートは、当該時点で提供又は公表されているFallback Rate (TONA)の中で直近の「Original IBOR Rate Record Day」(当該「Original IBOR Rate Record Day」がOriginal JPY LIBOR Fixing Dateと一致しないことにかかわらない。)に対応するものであって、当該時点で提供又は公表されている直近のレートとする。

Fallback Rate (TONA)に係るFallback Index Cessation Effective Dateが到来した場合

Fallback Rate (TONA)に係るFallback Index Cessation Eventの発生後、Fallback Rate (TONA)に係るIndex Cessation Effective Date以降にFallback Observation Dayが到来する Calculation Period (又は当該 Calculation Periodに含まれるいずれかの Compounding Period)に係るあるReset Dateにおけるレートは、日本銀行(又はその承継運営者)が運営・管理するTokyo Overnight Average Rate(以下「TONA」という。)につき、Calculation Agentが、Fallback Rate (TONA)と比較した期間構造又はテナーの違いに対応するために必要な調整をBloomberg IBOR Fallback Rate Adjustments Rule Bookを参照した上でTONAに対して行った後、Fallback Rate (TONA)に係るFallback Index Cessation Effective Dateにおいて直近に公表されたスプレッド(Fallback Rate (TONA)の定義において言及される。)を適用したものとする。

TONAに係るFallback Index Cessation Effective Dateが未到来の場合

運営者又は正規配信者のいずれもTONAを提供又は公表せず、かつ、TONAに係るFallback Index Cessation Effective Dateが到来していない場合、TONAを必要とする基準日について、TONAへの参照は、最後に提供又は公表されたTONAへの参照とみなされるものとする。

TONAに係るFallback Index Cessation Effective Dateが到来した場合

Fallback Rate (TONA)及びTONAのそれぞれに係るFallback Index Cessation Effective Dateが到来した場合、Fallback Rate (TONA)に係るFallback Index Cessation Effective Date (又はTONAに係るFallback Index Cessation Effective Dateが後に到来する場合、当該日)以降にFallback Observation Dayが到来するCalculation Period (又は当該 Calculation Periodに含まれるいずれかのCompounding Period) に係るあるReset Date におけるレートは、JPY Recommended Rateにつき、Calculation Agentが、Fallback Rate (TONA)と比較した期間構造又はテナーの違いに対応するために必要な調整を Bloomberg IBOR Fallback Rate Adjustments Rule Bookを参照した上でJPY Recommended Rateに対して行った後、Fallback Rate (TONA)に係るFallback Index Cessation Effective Dateにおいて直近に公表されたスプレッド(Fallback Rate (TONA)の定義において言及される。)を適用したものとする。

JPY Recommended Rate に係るFallback Index Cessation Effective Date が未到来の場合

運営者又は正規配信者のいずれもJPY Recommended Rateを提供又は公表せず、かつ、JPY Recommended Rateに係るFallback Index Cessation Effective Dateが到来していない場合、JPY Recommended Rateを必要とする基準日について、JPY Recommended Rateへの参照は、最後に提供又は公表されたJPY Recommended Rateへの参照であるものとみなされるものとする。

本Rate Optionsに定める規定は、セクション7.8、セクション7.9及びセクション8.5 (これらに限らない。)の対象とする。

あるReset Dateにおけるレートが、Fallback Rate (TONA)を参照し決定される場合、セクション7.6は適用されないものとする。

本Rate Optionにおいて、また、本Rate Optionの規定の中でのFallback Observation Dayへの言及において、「Business Days」への言及は、本Rate Optionsの規定を参照し計算される支払債務について適用されるBusiness Daysへの言及とし、「Original IBOR Rate Record Day」への言及はFallback Rate (TONA) Screenで使用される当該用語への言及とする。

定義

以下のとおり定義する。

「Original JPY LIBOR Fixing Date」とは、あるReset Dateについて、別途合意されない限り、当該Reset Dateの2ロンドンBanking Days前の日をいう。

「Yen LIBOR」とは、当該ベンチマークの運営者としてのICE Benchmark Administration Limited(又はその承継運営者)が提供するYen LIBOR(London Interbank Offered Rate)と称される、Yenに係るホールセール資金調達レートをいう。

「Fallback Rate (TONA)」とは、期間調整を行ったTONAのレートに、Yen LIBOR に関するスプレッド(いずれも、Designated Maturityの期間に対応するもの)を加えたものであって、期間調整を行ったTONA及び当該スプレッドの提供者としてのBloomberg Index Services Limited(又はISDAが随時承認若しくは指名するその承継情報提供者)によって、Fallback Rate (TONA) Screenにおいて(若しくはその他の手段で)提供され、又は正規配信者に対して提供され、かつ、正規配信者が公表するものをいう。

「Fallback Rate (TONA) Screen」とは、Designated Maturityの期間に対応するYen LIBORに関するフォールバックのBloombergティッカーに対応するBloomberg Screenで、Bloomberg Screen <FBAK> <GO>ページ(若しくは、適用ある場合、Bloomberg Screen <HP> <GO>)を通じてアクセス可能なもの又はBloomberg Index Services Limited(若しくはISDAが随時承認若しくは指名するその承継情報提供者)が指定する他の公表された情報源をいう。

「JPY Recommended Rate」とは、TONAの代替レートを推奨する目的で日本銀行が公式に承認又は招集した委員会によってTONAの代替レートとして推奨されるレート(あらゆるスプレッド又は調整を含む。)(当該レートは、日本銀行又は

他の運営者により作成される場合がある。)であって、当該レートの運営者が提供するもの又は当該レートの運営者(若しくはその承継運営者)が当該レートを 提供しない場合は正規配信者が公表するものをいう。」

JPY-LIBOR-BBA-Bloomberg

セクション7.1 Rate Options

セクション7.1(l)(v)(「JPY-LIBOR-BBA-Bloomberg」)は、全体を削除し、かつ、以下のとおり置き換えることにより、修正する。

「(v) 「JPY-LIBOR-BBA-Bloomberg」とは、あるReset Dateにおけるレートが、当該 Reset Dateの2ロンドンBanking Days前の日のロンドン時間午前11:55(当該時刻に、ロンドン時間午前11:00時点の公表レートが反映される。)(又はYen LIBORベンチマーク算定方法においてYen LIBORのベンチマーク運営者が指定する修正された公表時刻)に、「LIBOR FIX」という表題の下でBloomberg ScreenのBTMM JN ページに表示されるDesignated Maturityの期間に対応するYen LIBORとなることをいう。

Yen LIBORに係るIndex Cessation Effective Date が未到来の場合

当該Reset Dateのロンドン時間午前11:55(又はYen LIBORベンチマーク算定方法に おいてYen LIBORのベンチマーク運営者が指定する、Yen LIBORに係る修正され た公表時刻(もしあれば)) までに、Original JPY LIBOR Fixing Dateに関する Designated Maturityの期間に対応するYen LIBORが「LIBOR FIX」という表題の下 でBloomberg ScreenのBTMM JNページに表示されず、かつ、Index Cessation Effective Dateが到来していない場合、当該Reset Dateにおけるレートは、Yen LIBORの運営者が提供し、正規配信者又はYen LIBORの運営者自らが公表する、 Original JPY LIBOR Fixing Dateに関するDesignated Maturityの期間に対応するYen LIBORとする。ただし、当該Reset Dateのロンドン時間午後4:00(又はYen LIBOR に係る修正された公表時刻の4時間5分後)までに、Yen LIBORの運営者又は正規 配信者のいずれもOriginal JPY LIBOR Fixing Dateに関するDesignated Maturityの期 間に対応するYen LIBORを提供又は公表せず、かつ、Index Cessation Effective Date が到来していない場合、当事者が別途合意しない限り、当該Reset Dateにおけるレ ートは、(A) Yen LIBORの運営者が公式に利用を推奨するレート又は(B) Yen LIBORの代替レート(当該代替レートは、日本銀行又は他の運営者により作成さ れる場合がある。) を推奨する目的で日本銀行が公式に承認若しくは招集した委 員会又はその他Yen LIBOR若しくはYen LIBORの運営者を監督する責任を負う監 督当局が公式に利用を推奨するレートのいずれかとする。上記のいずれも、Yen LIBORが公表されない期間中で、かつ、Index Cessation Effective Dateが到来してい ない限りにおいて適用される。上記サブパラグラフ(A)に定めるレートが利用可能 な場合、当該レートを適用するものとする。上記サブパラグラフ(A)に定めるレー トが利用できないものの、上記サブパラグラフ(B)に定めるレートが利用可能な場 合、当該レートを適用するものとする。上記サブパラグラフ(A)又はサブパラグラ フ(B)に定めるいずれのレートも利用できない場合、中央清算機関又は先物取引所 で利用されるレートで、いずれの場合も、Yen LIBORを参照するデリバティブ取 引又は先物取引の取引量が十分にあるため当該レートが代替レートとして代表的 であるとCalculation Agentが考えるレートを考慮し、Calculation AgentがYen LIBOR の代替レートとして商業的に合理的であるレートを決定するものとする。

Yen LIBORに係るIndex Cessation Effective Dateが到来した場合

Index Cessation Eventの発生後、Index Cessation Effective Dateから2以上のロンドンBanking Days後に到来するあるReset Dateにおけるレートは、JPY-LIBOR-BBA-Bloombergへの参照に代わり、Original JPY LIBOR Fixing Dateに一致する「Original IBOR Rate Record Day」に対応するFallback Rate (TONA)であって、関連するFallback Observation Dayの東京時間午後0:30時点において提供又は公表されている直近のレートを参照して決定される。そのような「Original IBOR Rate Record Day」に対応するFallback Rate (TONA)が、関連するFallback Observation Dayの東京時間午後0:30までに、Bloomberg Index Services Limited(又はISDAが随時承認若しくは指名するその承継情報提供者)により提供されず、また、正規配信者により公表されず、かつ、Fallback Rate (TONA)に係るFallback Index Cessation Effective Dateが到来していない場合、当該Reset Dateにおけるレートは、当該時点で提供又は公表されているFallback Rate (TONA)の中で直近の「Original IBOR Rate Record Day」(当該「Original IBOR Rate Record Day」がOriginal JPY LIBOR Fixing Dateと一致しないことにかかわらない。)に対応するものであって、当該時点で提供又は公表されている直近のレートとする。

Fallback Rate (TONA)に係るFallback Index Cessation Effective Date が到来した場合

Fallback Rate (TONA)に係るFallback Index Cessation Eventの発生後、Fallback Rate (TONA)に係るIndex Cessation Effective Date以降にFallback Observation Dayが到来する Calculation Period (又は当該 Calculation Periodに含まれるいずれかの Compounding Period)に係るあるReset Dateにおけるレートは、日本銀行(又はその承継運営者)が運営・管理するTokyo Overnight Average Rate(以下「TONA」という。)につき、Calculation Agentが、Fallback Rate (TONA)と比較した期間構造又はテナーの違いに対応するために必要な調整をBloomberg IBOR Fallback Rate Adjustments Rule Bookを参照した上でTONAに対して行った後、Fallback Rate (TONA)に係るFallback Index Cessation Effective Dateにおいて直近に公表されたスプレッド(Fallback Rate (TONA)の定義において言及される。)を適用したものとする。

TONAに係るFallback Index Cessation Effective Dateが未到来の場合

運営者又は正規配信者のいずれもTONAを提供又は公表せず、かつ、TONAに係るFallback Index Cessation Effective Dateが到来していない場合、TONAを必要とする基準日について、TONAへの参照は、最後に提供又は公表されたTONAへの参照とみなされるものとする。

TONAに係るFallback Index Cessation Effective Dateが到来した場合

Fallback Rate (TONA)及びTONAのそれぞれに係るFallback Index Cessation Effective Dateが到来した場合、Fallback Rate (TONA)に係るFallback Index Cessation Effective Date (又はTONAに係るFallback Index Cessation Effective Dateが後に到来する場合、当該日)以降にFallback Observation Dayが到来するCalculation Period (又は当該 Calculation Periodに含まれるいずれかのCompounding Period) に係るあるReset Date におけるレートは、JPY Recommended Rateにつき、Calculation Agentが、Fallback Rate (TONA)と比較した期間構造又はテナーの違いに対応するために必要な調整を Bloomberg IBOR Fallback Rate Adjustments Rule Bookを参照した上でJPY Recommended Rateに対して行った後、Fallback Rate (TONA)に係るFallback Index

Cessation Effective Date において直近に公表されたスプレッド (Fallback Rate (TONA)の定義において言及される。)を適用したものとする。

JPY Recommended Rateに係るFallback Index Cessation Effective Dateが未到来の場合

運営者又は正規配信者のいずれもJPY Recommended Rateを提供又は公表せず、かつ、JPY Recommended Rateに係るFallback Index Cessation Effective Dateが到来していない場合、JPY Recommended Rateを必要とする基準日について、JPY Recommended Rateへの参照は、最後に提供又は公表されたJPY Recommended Rateへの参照であるものとみなされるものとする。

本Rate Optionsに定める規定は、セクション7.8、セクション7.9及びセクション8.5 (これらに限らない。)の対象とする。

あるReset Dateにおけるレートが、Fallback Rate (TONA)を参照し決定される場合、セクション7.6は適用されないものとする。

本Rate Optionにおいて、また、本Rate Optionの規定の中でのFallback Observation Dayへの言及において、「Business Days」への言及は、本Rate Optionsの規定を参照し計算される支払債務について適用されるBusiness Daysへの言及とし、「Original IBOR Rate Record Day」への言及はFallback Rate (TONA) Screenで使用される当該用語への言及とする。

定義

以下のとおり定義する。

「Original JPY LIBOR Fixing Date」とは、あるReset Dateについて、別途合意されない限り、当該Reset Dateの2ロンドンBanking Days前の日をいう。

「Yen LIBOR」とは、当該ベンチマークの運営者としてのICE Benchmark Administration Limited(又はその承継運営者)が提供するYen LIBOR(London Interbank Offered Rate)と称される、Yenに係るホールセール資金調達レートをいう。

「Fallback Rate (TONA)」とは、期間調整を行ったTONAのレートに、Yen LIBOR に関するスプレッド(いずれも、Designated Maturityの期間に対応するもの)を加えたものであって、期間調整を行ったTONA及び当該スプレッドの提供者としてのBloomberg Index Services Limited(又はISDAが随時承認若しくは指名するその承継情報提供者)によって、Fallback Rate (TONA) Screenにおいて(若しくはその他の手段で)提供され、又は正規配信者に対して提供され、かつ、正規配信者が公表するものをいう。

「Fallback Rate (TONA) Screen」とは、Designated Maturityの期間に対応するYen LIBORに関するフォールバックのBloombergティッカーに対応するBloomberg Screenで、Bloomberg Screen <FBAK> <GO>ページ(若しくは、適用ある場合、Bloomberg Screen <HP> <GO>)を通じてアクセス可能なもの又はBloomberg Index Services Limited(若しくはISDAが随時承認若しくは指名するその承継情報提供者)が指定する他の公表された情報源をいう。

「JPY Recommended Rate」とは、TONAの代替を推奨する目的で日本銀行が公式に承認又は招集した委員会によってTONAの代替レートとして推奨されるレート(あらゆるスプレッド又は調整を含む。)(当該レートは、日本銀行又は他の運営者により作成される場合がある。)であって、当該レートの運営者が提供するもの又は当該レートの運営者(若しくはその承継運営者)が当該レートを提供しない場合は正規配信者によって公表されるものをいう。」

TIBOR

JPY-TIBOR-17097

セクション7.1 Rate Options

セクション7.1(l)(xviii)(「JPY-TIBOR-17097」)の定義は、全体を削除し、かつ、以下のとおり置き換えることにより、修正する 1 。

「(xviii) 「JPY-TIBOR-17097」とは、あるReset Dateにおけるレートが、当該Reset Dateの2 東京Banking Days前の日の東京時間午後0:50 (又はYen TIBORベンチマーク算定方法においてYen TIBORのベンチマーク運営者が指定する修正された公表時刻)に、Reuters Screenの17097ページに表示されるDesignated Maturityの期間に対応するYen TIBORとなることをいう。

Yen TIBORに係るIndex Cessation Effective Date が未到来の場合

当該Reset Dateの東京時間午後0:50 (又はYen TIBORベンチマーク算定方法におい てYen TIBORのベンチマーク運営者が指定する、Yen TIBORに係る修正された公 表時刻(もしあれば))までに、Original JPY TIBOR Fixing Dateに関する Designated Maturityの期間に対応するYen TIBORがReuters Screenの17097ページに 表示されず、かつ、Index Cessation Effective Dateが到来していない場合、当該 Reset Dateにおけるレートは、Yen TIBORの運営者が提供し、正規配信者又はYen TIBORの運営者自らが公表する、Original JPY TIBOR Fixing Dateに関する Designated Maturityの期間に対応するYen TIBORとする。ただし、当該Reset Dateの 東京時間午後2:00 (又はYen TIBORに係る修正された公表時刻の1時間10分後) ま でに、Yen TIBORの運営者又は正規配信者のいずれもOriginal JPY TIBOR Fixing Dateに関するDesignated Maturityの期間に対応するYen TIBORを提供又は公表せず、 かつ、Index Cessation Effective Dateが到来していない場合、当事者が別途合意しな い限り、当該Reset Dateにおけるレートは、(A) Yen TIBORの運営者が公式に利用 を推奨するレート又は(B) Yen TIBORの代替レート(当該レートは、日本銀行若し くは他の運営者により作成される場合がある。)を推奨する目的で日本銀行が公 式に承認若しくは招集した委員会又はその他Yen TIBOR若しくはYen TIBORの運 営者を監督する責任を負う監督当局が公式に利用を推奨するレートのいずれかと する。上記のいずれも、Yen TIBORが公表されない期間中で、かつ、Index Cessation Effective Dateが到来していない限りにおいて適用される。上記サブパラ グラフ(A)に定めるレートが利用可能な場合、当該レートを適用するものとする。 上記サブパラグラフ(A)に定めるレートが利用できないものの、上記サブパラグラ フ(B)に定めるレートが利用可能な場合、当該レートを適用するものとする。上記 サブパラグラフ(A)又はサブパラグラフ(B)に定めるいずれのレートも利用できな い場合、中央清算機関又は先物取引所で利用されるレートで、いずれの場合も、 Yen TIBORを参照するデリバティブ取引又は先物取引の取引量が十分にあるため 当該レートが代替レートとして代表的であるとCalculation Agentが考えるレートを 考慮し、Calculation AgentがYen TIBORの代替レートとして商業的に合理的である レートを決定するものとする。

^{1 2006} ISDA Definitions に関するサプルメント第 47 号は、2006 ISDA Definitions において本 Rate Option よりも前に存在していたある JPY Rate Options を削除した。これに伴い、「JPY-TIBOR-17097」を含むセクションの番号はセクション 7.1(l)(xviii)に変更されるべきであったが、サプルメント第 47 号ではこの点について手当てがなされなかった。しかしながら、本サプルメントではセクション 7.1(l)(xviii)を参照することとした。

Index Cessation Eventの発生後、Index Cessation Effective Dateから2以上の東京 Banking Days後に到来するあるReset Dateにおけるレートは、JPY-TIBOR-17097への参照に代わり、Original JPY TIBOR Fixing Dateに一致する「Original IBOR Rate Record Day」に対応するFallback Rate (TONA)であって、関連するFallback Observation Dayの東京時間午後0:30時点において提供又は公表されている直近のレートを参照して決定される。そのような「Original IBOR Rate Record Day」に対応するFallback Rate (TONA)が、関連するFallback Observation Dayの東京時間午後0:30までに、Bloomberg Index Services Limited(又はISDAが随時承認若しくは指名するその承継情報提供者)により提供されず、また、正規配信者により公表されず、かつ、Fallback Rate (TONA)に係るFallback Index Cessation Effective Dateが到来していない場合、当該Reset Dateにおけるレートは、当該時点で提供又は公表されているFallback Rate (TONA)の中で直近の「Original IBOR Rate Record Day」(当該「Original IBOR Rate Record Day」がOriginal JPY TIBOR Fixing Dateと一致しないことにかかわらない。)に対応するものであって、当該時点で提供又は公表されている直近のレートとする。

Fallback Rate (TONA)に係るFallback Index Cessation Effective Dateが到来した場合

Fallback Rate (TONA)に係るFallback Index Cessation Eventの発生後、Fallback Rate (TONA)に係るIndex Cessation Effective Date以降にFallback Observation Dayが到来する Calculation Period (又は当該 Calculation Periodに含まれるいずれかの Compounding Period)に係るあるReset Dateにおけるレートは、日本銀行(又はその承継運営者)が運営・管理するTokyo Overnight Average Rate(以下「TONA」という。)につき、Calculation Agentが、Fallback Rate (TONA)と比較した期間構造又はテナーの違いに対応するために必要な調整をBloomberg IBOR Fallback Rate Adjustments Rule Bookを参照した上でTONAに対して行った後、Fallback Rate (TONA)に係るFallback Index Cessation Effective Dateにおいて直近に公表されたスプレッド(Fallback Rate (TONA)の定義において言及される。)を適用したものとする。

TONAに係るFallback Index Cessation Effective Dateが未到来の場合

運営者又は正規配信者のいずれもTONAを提供又は公表せず、かつ、TONAに係るFallback Index Cessation Effective Dateが到来していない場合、TONAを必要とする基準日について、TONAへの参照は、最後に提供又は公表されたTONAへの参照とみなされるものとする。

TONAに係るFallback Index Cessation Effective Dateが到来した場合

Fallback Rate (TONA)及びTONAのそれぞれに係るFallback Index Cessation Effective Dateが到来した場合、Fallback Rate (TONA)に係るFallback Index Cessation Effective Date (又はTONAに係るFallback Index Cessation Effective Dateが後に到来する場合、当該日)以降にFallback Observation Dayが到来するCalculation Period (又は当該 Calculation Periodに含まれるいずれかのCompounding Period) に係るあるReset Date におけるレートは、JPY Recommended Rateにつき、Calculation Agentが、Fallback Rate (TONA)と比較した期間構造又はテナーの違いに対応するために必要な調整を Bloomberg IBOR Fallback Rate Adjustments Rule Book を参照した上でJPY

Recommended Rateに対して行った後、Fallback Rate (TONA)に係るFallback Index Cessation Effective Dateにおいて直近に公表されたスプレッド(Fallback Rate (TONA)の定義において言及される。)を適用したものとする。

JPY Recommended Rate に係るFallback Index Cessation Effective Date が未到来の場合

運営者又は正規配信者のいずれもJPY Recommended Rateを提供又は公表せず、かつ、JPY Recommended Rateに係るFallback Index Cessation Effective Dateが到来していない場合、JPY Recommended Rateを必要とする基準日について、JPY Recommended Rateへの参照は、最後に提供又は公表されたJPY Recommended Rateへの参照であるものとみなされるものとする。

本Rate Optionsに定める規定は、セクション7.8、セクション7.9及びセクション8.5 (これらに限らない。)の対象とする。

あるReset Dateにおけるレートが、Fallback Rate (TONA)を参照し決定される場合、セクション7.6は適用されないものとする。

本Rate Optionにおいて、また、本Rate Optionの規定の中でのFallback Observation Dayへの言及において、「Business Days」への言及は、本Rate Optionsの規定を参照し計算される支払債務について適用されるBusiness Daysへの言及とし、「Original IBOR Rate Record Day」への言及はFallback Rate (TONA) Screenで使用される当該用語への言及とする。

定義

以下のとおり定義する。

「Original JPY TIBOR Fixing Date」とは、あるReset Dateについて、別途合意されない限り、当該Reset Dateの2東京Banking Days前の日をいう。

「Yen TIBOR」とは、当該ベンチマークの運営者としてのJapanese Bankers Association TIBOR Administration(又はその承継運営者)が提供するJapan Yen Tokyo Interbank Offered Rateと称される、日本の無担保コール市場での実勢市場レートをいう。

「Fallback Rate (TONA)」とは、期間調整を行ったTONAのレートに、Yen TIBOR に関するスプレッド(いずれも、Designated Maturityの期間に対応するもの)を加えたものであって、期間調整を行ったTONA及び当該スプレッドの提供者としてのBloomberg Index Services Limited(又はISDAが随時承認若しくは指名するその承継情報提供者)によって、Fallback Rate (TONA) Screenにおいて(若しくはその他の手段で)提供され、又は正規配信者に対して提供され、かつ、正規配信者が公表するものをいう。

「Fallback Rate (TONA) Screen」とは、Designated Maturityの期間に対応するYen TIBORに関するフォールバックのBloombergティッカーに対応するBloomberg Screenで、Bloomberg Screen <FBAK> <GO>ページ(若しくは、適用ある場合、Bloomberg Screen <HP> <GO>)を通じてアクセス可能なもの又はBloomberg Index Services Limited(若しくはISDAが随時承認若しくは指名するその承継情報提供者)が指定する他の公表された情報源をいう。

「JPY Recommended Rate」とは、TONAの代替レートを推奨する目的で日本銀行が公式に承認又は招集した委員会によってTONAの代替レートとして推奨されるレート(あらゆるスプレッド又は調整を含む。)(当該レートは、日本銀行又は他の運営者により作成される場合がある。)であって、当該レートの運営者が提供するもの又は当該レートの運営者(若しくはその承継運営者)が当該レートを提供しない場合は正規配信者によって公表されるものをいう。」

JPY-TIBOR-TIBM (All Banks)-Bloomberg

セクション7.1 Rate Options

セクション7.1(I)(viii) (「JPY-TIBOR-TIBM (All Banks)-Bloomberg」) の定義は、全体を削除し、かつ、以下のとおり置き換えることにより、修正する²。

「(viii) 「JPY-TIBOR-TIBM (All Banks)-Bloomberg」とは、あるReset Dateにおけるレートが、当該Reset Dateの2東京Banking Days前の日の東京時間午後0:50(又はYen TIBORベンチマーク算定方法においてYen TIBORのベンチマーク運営者が指定する修正された公表時刻)に、「TIBOR FIX」という表題の下でBloomberg Screenの BTMM JNページに表示されるDesignated Maturityの期間に対応するYen TIBORとなることをいう。

Yen TIBORに係るIndex Cessation Effective Dateが未到来の場合

当該Reset Dateの東京時間午後0:50(又はYen TIBORベンチマーク算定方法におい てYen TIBORのベンチマーク運営者が指定する、Yen TIBORに係る修正された公 表時刻(もしあれば))までに、Original JPY TIBOR Fixing Dateに関する Designated Maturityの期間に対応するYen TIBORが「TIBOR FIX」という表題の下 でBloomberg ScreenのBTMM JNページに表示されず、かつ、Index Cessation Effective Dateが到来していない場合、当該Reset Dateにおけるレートは、Yen TIBORの運営者が提供し、正規配信者又はYen TIBORの運営者自らが公表する、 Original JPY TIBOR Fixing Dateに関するDesignated Maturityの期間に対応するYen TIBORとする。ただし、当該Reset Dateの東京時間午後2:00(又はYen TIBORに係 る修正された公表時刻の1時間10分後)までに、Yen TIBORの運営者又は正規配信 者のいずれもOriginal JPY TIBOR Fixing Dateに関するDesignated Maturityの期間に 対応するYen TIBORを提供又は公表せず、かつ、Index Cessation Effective Dateが到 来していない場合、当事者が別途合意しない限り、当該Reset Dateにおけるレート は、(A) Yen TIBORの運営者が公式に利用を推奨するレート又は(B) Yen TIBORの 代替レート(当該レートは、日本銀行又は他の運営者により作成される場合があ る。)を推奨する目的で日本銀行が公式に承認若しくは招集した委員会又はその 他Yen TIBOR若しくはYen TIBORの運営者を監督する責任を負う監督当局が公式 に利用を推奨するレートのいずれかとする。上記のいずれも、Yen TIBORが公表 されない期間中で、かつ、Index Cessation Effective Dateが到来していない限りにお いて適用される。上記サブパラグラフ(A)に定めるレートが利用可能な場合、当該 レートを適用するものとする。上記サブパラグラフ(A)に定めるレートが利用でき ないものの、上記サブパラグラフ(B)に定めるレートが利用可能な場合、当該レー トを適用するものとする。上記サブパラグラフ(A)又はサブパラグラフ(B)に定め るいずれのレートも利用できない場合、中央清算機関又は先物取引所で利用され るレートで、いずれの場合も、Yen TIBORを参照するデリバティブ取引又は先物 取引の取引量が十分にあるため当該レートが代替レートとして代表的であると Calculation Agentが考えるレートを考慮し、Calculation AgentがYen TIBORの代替レ ートとして商業的に合理的であるレートを決定するものとする。

 $^{^2}$ 2006 ISDA Definitions に関するサプルメント第 47 号は、2006 ISDA Definitions において本 Rate Option よりも前に存在していたある JPY Rate Options を削除した。これに伴い、「JPY-TIBOR-17097」を含むセクションの番号はセクション 7.1(I)(xviii)に変更されるべきであったが、サプルメント第 47 号ではこの点について手当てがなされなかった。しかしながら、本サプルメントではセクション 7.1(I)(xviii)を参照することとした。

Index Cessation Eventの発生後、Index Cessation Effective Dateから2以上の東京 Banking Days後に到来するあるReset Dateにおけるレートは、JPY-TIBOR-TIBM (All Banks)-Bloombergへの参照に代わり、Original JPY TIBOR Fixing Dateに一致する「Original IBOR Rate Record Day」に対応するFallback Rate (TONA)であって、関連するFallback Observation Dayの東京時間午後0:30時点において提供又は公表されている直近のレートを参照して決定される。そのような「Original IBOR Rate Record Day」に対応するFallback Rate (TONA)が、関連するFallback Observation Dayの東京時間午後0:30までに、Bloomberg Index Services Limited(又はISDAが随時承認若しくは指名するその承継情報提供者)により提供されず、また、正規配信者により公表されず、かつ、Fallback Rate (TONA)に係るFallback Index Cessation Effective Dateが到来していない場合、当該Reset Dateにおけるレートは、当該時点で提供又は公表されているFallback Rate (TONA)の中で直近の「Original IBOR Rate Record Day」(当該「Original IBOR Rate Record Day」がOriginal JPY TIBOR Fixing Dateと一致しないことにかかわらない。)に対応するものであって、当該時点で提供又は公表されている直近のレートとする。

Fallback Rate (TONA)に係るFallback Index Cessation Effective Dateが到来した場合

Fallback Rate (TONA)に係るFallback Index Cessation Eventの発生後、Fallback Rate (TONA)に係るIndex Cessation Effective Date以降にFallback Observation Dayが到来する Calculation Period (又は当該 Calculation Periodに含まれるいずれかの Compounding Period)に係るあるReset Dateにおけるレートは、日本銀行(又はその承継運営者)が運営・管理するTokyo Overnight Average Rate(以下「TONA」という。)につき、Calculation Agentが、Fallback Rate (TONA)と比較した期間構造又はテナーの違いに対応するために必要な調整をBloomberg IBOR Fallback Rate Adjustments Rule Bookを参照した上でTONAに対して行った後、Fallback Rate (TONA)に係るFallback Index Cessation Effective Dateにおいて直近に公表されたスプレッド(Fallback Rate (TONA)の定義において言及される。)を適用したものとする。

TONAに係るFallback Index Cessation Effective Dateが未到来の場合

運営者又は正規配信者のいずれもTONAを提供又は公表せず、かつ、TONAに係るFallback Index Cessation Effective Dateが到来していない場合、TONAを必要とする基準日について、TONAへの参照は、最後に提供又は公表されたTONAへの参照とみなされるものとする。

TONAに係るFallback Index Cessation Effective Dateが到来した場合

Fallback Rate (TONA)及びTONAのそれぞれに係るFallback Index Cessation Effective Dateが到来した場合、Fallback Rate (TONA)に係るFallback Index Cessation Effective Date (又はTONAに係るFallback Index Cessation Effective Dateが後に到来する場合、当該日)以降にFallback Observation Dayが到来するCalculation Period (又は当該 Calculation Periodに含まれるいずれかのCompounding Period) に係るあるReset Date におけるレートは、JPY Recommended Rateにつき、Calculation Agentが、Fallback Rate (TONA)と比較した期間構造又はテナーの違いに対応するために必要な調整を Bloomberg IBOR Fallback Rate Adjustments Rule Book を参照した上でJPY

Recommended Rateに対して行った後、Fallback Rate (TONA)に係るFallback Index Cessation Effective Dateにおいて直近に公表されたスプレッド(Fallback Rate (TONA)の定義において言及される。)を適用したものとする。

JPY Recommended Rate に係るFallback Index Cessation Effective Date が未到来の場合

運営者又は正規配信者のいずれもJPY Recommended Rateを提供又は公表せず、かつ、JPY Recommended Rateに係るFallback Index Cessation Effective Dateが到来していない場合、JPY Recommended Rateを必要とする基準日について、JPY Recommended Rateへの参照は、最後に提供又は公表されたJPY Recommended Rateへの参照であるものとみなされるものとする。

本Rate Optionsに定める規定は、セクション7.8、セクション7.9及びセクション8.5 (これらに限らない。)の対象とする。

あるReset Dateにおけるレートが、Fallback Rate (TONA)を参照し決定される場合、セクション7.6は適用されないものとする。

本Rate Optionにおいて、また、本Rate Optionの規定の中でのFallback Observation Dayへの言及において、「Business Days」への言及は、本Rate Optionsの規定を参照し計算される支払債務について適用されるBusiness Daysへの言及とし、「Original IBOR Rate Record Day」への言及はFallback Rate (TONA) Screenで使用される当該用語への言及とする。

定義

以下のとおり定義する。

「Original JPY TIBOR Fixing Date」とは、あるReset Dateについて、別途合意されない限り、当該Reset Dateの2東京Banking Days前の日をいう。

「Yen TIBOR」とは、当該ベンチマークの運営者としてのJapanese Bankers Association TIBOR Administration(又はその承継運営者)が提供するJapan Yen Tokyo Interbank Offered Rateと称される、日本の無担保コール市場での実勢市場レートをいう。

「Fallback Rate (TONA)」とは、期間調整を行ったTONAのレートに、Yen TIBOR に関するスプレッド(いずれも、Designated Maturityの期間に対応するもの)を加えたものであって、期間調整を行ったTONA及び当該スプレッドの提供者としてのBloomberg Index Services Limited(又はISDAが随時承認若しくは指名するその承継情報提供者)によって、Fallback Rate (TONA) Screenにおいて(若しくはその他の手段で)提供され、又は正規配信者に対して提供され、かつ、正規配信者が公表するものをいう。

「Fallback Rate (TONA) Screen」とは、Designated Maturityの期間に対応するYen TIBORに関するフォールバックのBloombergティッカーに対応するBloomberg Screenで、Bloomberg Screen <FBAK> <GO>ページ(若しくは、適用ある場合、Bloomberg Screen <HP> <GO>)を通じてアクセス可能なもの又はBloomberg Index Services Limited(若しくはISDAが随時承認若しくは指名するその承継情報提供者)が指定する他の公表された情報源をいう。

「JPY Recommended Rate」とは、TONAの代替レートを推奨する目的で日本銀行が公式に承認又は招集した委員会によってTONAの代替レートとして推奨されるレート(あらゆるスプレッド又は調整を含む。)(当該レートは、日本銀行又は他の運営者により作成される場合がある。)であって、当該レートの運営者が提供するもの又は当該レートの運営者(若しくはその承継運営者)が当該レートを提供しない場合は正規配信者によって公表されるものをいう。」

Euroyen TIBOR

JPY-TIBOR-ZTIBOR

セクション7.1 Rate Options

セクション7.1(l)(ix) (「JPY-TIBOR-ZTIBOR」) は、全体を削除し、かつ、以下のとおり置き換えることにより、修正する³。

「(ix) 「JPY-TIBOR-ZTIBOR」とは、あるReset Dateにおけるレートが、当該Reset Date の2東京Banking Days前の日の東京時間午後0:50(又はEuroyen TIBORベンチマーク算定方法においてEuroyen TIBORのベンチマーク運営者が指定する修正された公表時刻)に、Reuters ScreenのZTIBORページに表示されるDesignated Maturityの期間に対応するEuroyen TIBORとなることをいう。

Euroyen TIBORに係るIndex Cessation Effective Dateが未到来の場合

当該Reset Dateの東京時間午後0:50 (又はEuroyen TIBORベンチマーク算定方法に おいてEuroyen TIBORのベンチマーク運営者が指定する、Euroyen TIBORに係る修 正された公表時刻(もしあれば))までに、Original Euroyen TIBOR Fixing Dateに 関するDesignated Maturityの期間に対応するEuroyen TIBORがReuters Screenの ZTIBORページに表示されず、かつ、Index Cessation Effective Dateが到来していな い場合、当該Reset Dateにおけるレートは、Euroyen TIBORの運営者が提供し、正 規配信者又はEuroyen TIBORの運営者自らが公表する、Original Euroyen TIBOR Fixing Dateに関するDesignated Maturityの期間に対応するEuroyen TIBORとする。た だし、当該Reset Dateの東京時間午後2:00 (又はEuroyen TIBORに係る修正された 公表時刻の1時間10分後)までに、Euroyen TIBORの運営者又は正規配信者のいず れもOriginal Euroyen TIBOR Fixing Dateに関するDesignated Maturityの期間に対応す るEuroyen TIBORを提供又は公表せず、かつ、Index Cessation Effective Dateが到来 していない場合、当事者が別途合意しない限り、当該Reset Dateにおけるレートは、 (A) Euroyen TIBORの運営者が公式に利用を推奨するレート又は(B) Euroyen TIBOR の代替レート(当該レートは、日本銀行又は他の運営者により作成される場合が ある。)を推奨する目的で日本銀行が公式に承認若しくは招集した委員会又はそ の他Euroyen TIBOR若しくはEuroyen TIBORの運営者を監督する責任を負う監督当 局が公式に利用を推奨するレートのいずれかとする。上記のいずれも、Euroyen TIBORが公表されない期間中で、かつ、Index Cessation Effective Dateが到来してい ない限りにおいて適用される。上記サブパラグラフ(A)に定めるレートが利用可能 な場合、当該レートを適用するものとする。上記サブパラグラフ(A)に定めるレー トが利用できないものの、上記サブパラグラフ(B)に定めるレートが利用可能な場 合、当該レートを適用するものとする。上記サブパラグラフ(A)又はサブパラグラ フ(B)に定めるいずれのレートも利用できない場合、中央清算機関又は先物取引所 で利用されるレートで、いずれの場合も、Euroyen TIBORを参照するデリバティ ブ取引又は先物取引の取引量が十分にあるため当該レートが代替レートとして代 表的であるとCalculation Agentが考えるレートを考慮し、Calculation Agentが Euroyen TIBORの代替レートとして商業的に合理的であるレートを決定するもの とする。

^{3 2006} ISDA Definitions に関するサプルメント第 47 号は、2006 ISDA Definitions において本 Rate Option よりも前に存在していたある JPY Rate Options を削除した。これに伴い、「JPY-TIBOR-17097」を含むセクションの番号はセクション7.1(I)(xviii)に変更されるべきであったが、サプルメント第 47 号ではこの点について手当てがなされなかった。しかしながら、本サプルメントではセクション7.1(I)(xviii)を参照することとした。

Index Cessation Eventの発生後、Index Cessation Effective Dateから2以上の東京 Banking Days後に到来するあるReset Dateにおけるレートは、JPY-TIBOR-ZTIBOR への参照に代わり、Original Euroyen TIBOR Fixing Dateに一致する「Original IBOR Rate Record Day」に対応するFallback Rate (TONA)であって、関連するFallback Observation Dayの東京時間午後0:30時点において提供又は公表されている直近のレートを参照して決定される。そのような「Original IBOR Rate Record Day」に対応するFallback Rate (TONA)が、関連するFallback Observation Dayの東京時間午後0:30までに、Bloomberg Index Services Limited(又はISDAが随時承認若しくは指名するその承継情報提供者)により提供されず、また、正規配信者により公表されず、かつ、Fallback Rate (TONA)に係るFallback Index Cessation Effective Dateが到来していない場合、当該Reset Dateにおけるレートは、当該時点で提供又は公表されているFallback Rate (TONA)の中で直近の「Original IBOR Rate Record Day」(当該「Original IBOR Rate Record Day」がOriginal Euroyen TIBOR Fixing Dateと一致しないことにかかわらない。)に対応するものであって、当該時点で提供又は公表されている直近のレートとする。

Fallback Rate (TONA)に係るFallback Index Cessation Effective Date が到来した場合

Fallback Rate (TONA)に係るFallback Index Cessation Eventの発生後、Fallback Rate (TONA)に係るIndex Cessation Effective Date以降にFallback Observation Dayが到来する Calculation Period (又は当該 Calculation Periodに含まれるいずれかの Compounding Period)に係るあるReset Dateにおけるレートは、日本銀行(又はその承継運営者)が運営・管理するTokyo Overnight Average Rate(以下「TONA」という。)につき、Calculation Agentが、Fallback Rate (TONA)と比較した期間構造又はテナーの違いに対応するために必要な調整をBloomberg IBOR Fallback Rate Adjustments Rule Bookを参照した上でTONAに対して行った後、Fallback Rate (TONA)に係るFallback Index Cessation Effective Dateにおいて直近に公表されたスプレッド(Fallback Rate (TONA)の定義において言及される。)を適用したものとする。

TONAに係るFallback Index Cessation Effective Dateが未到来の場合

運営者又は正規配信者のいずれもTONAを提供又は公表せず、かつ、TONAに係るFallback Index Cessation Effective Dateが到来していない場合、TONAを必要とする基準日について、TONAへの参照は、最後に提供又は公表されたTONAへの参照とみなされるものとする。

TONAに係るFallback Index Cessation Effective Dateが到来した場合

Fallback Rate (TONA)及びTONAのそれぞれに係るFallback Index Cessation Effective Dateが到来した場合、Fallback Rate (TONA)に係るFallback Index Cessation Effective Date (又はTONAに係るFallback Index Cessation Effective Dateが後に到来する場合、当該日)以降にFallback Observation Dayが到来するCalculation Period (又は当該Calculation Periodに含まれるいずれかのCompounding Period) に係るあるReset Date におけるレートは、JPY Recommended Rateにつき、Calculation Agentが、Fallback Rate (TONA)と比較した期間構造又はテナーの違いに対応するために必要な調整を

Bloomberg IBOR Fallback Rate Adjustments Rule Book を参照した上でJPY Recommended Rateに対して行った後、Fallback Rate (TONA)に係るFallback Index Cessation Effective Dateにおいて直近に公表されたスプレッド(Fallback Rate (TONA)の定義において言及される。)を適用したものとする。

JPY Recommended Rate に係るFallback Index Cessation Effective Date が未到来の場合

運営者又は正規配信者のいずれもJPY Recommended Rateを提供又は公表せず、かつ、JPY Recommended Rateに係るFallback Index Cessation Effective Dateが到来していない場合、JPY Recommended Rateを必要とする基準日について、JPY Recommended Rateへの参照は、最後に提供又は公表されたJPY Recommended Rateへの参照であるものとみなされるものとする。

本Rate Optionsに定める規定は、セクション7.8、セクション7.9及びセクション8.5 (これらに限らない。)の対象とする。

あるReset Dateにおけるレートが、Fallback Rate (TONA)を参照し決定される場合、セクション7.6は適用されないものとする。

本Rate Optionにおいて、また、本Rate Optionの規定の中でのFallback Observation Dayへの言及において、「Business Days」への言及は、本Rate Optionsの規定を参照し計算される支払債務について適用されるBusiness Daysへの言及とし、「Original IBOR Rate Record Day」への言及はFallback Rate (TONA) Screenで使用される当該用語への言及とする。

定義

以下のとおり定義する。

「Original Euroyen TIBOR Fixing Date」とは、あるReset Dateについて、別途合意されない限り、当該Reset Dateの2東京Banking Days前の日をいう。

「Euroyen TIBOR」とは、当該ベンチマークの運営者としてのJapanese Bankers Association TIBOR Administration(又はその承継運営者)が提供するEuroyen Tokyo Interbank Offered Rateと称される、日本のオフショア市場におけるプライムバンク取引の実勢市場レートをいう。

「Fallback Rate (TONA)」とは、期間調整を行ったTONAのレートに、Euroyen TIBORに関するスプレッド(いずれも、Designated Maturityの期間に対応するもの)を加えたものであって、期間調整を行ったTONA及び当該スプレッドの提供者としてのBloomberg Index Services Limited(又はISDAが随時承認若しくは指名するその承継情報提供者)によって、Fallback Rate (TONA) Screenにおいて(若しくはその他の手段で)提供され又、は正規配信者に対して提供され、かつ、正規配信者が公表するものをいう。

「Fallback Rate (TONA) Screen」とは、Designated Maturityの期間に対応するEuroyen TIBORに関するフォールバックのBloombergティッカーに対応するBloomberg Screenで、Bloomberg Screen <FBAK> <GO>ページ(若しくは、適用ある場合、Bloomberg Screen <HP> <GO>)を通じてアクセス可能なもの又は

Bloomberg Index Services Limited (若しくはISDAが随時承認若しくは指名するその承継情報提供者)が指定する他の公表された情報源をいう。

「JPY Recommended Rate」とは、TONAの代替レートを推奨する目的で日本銀行が公式に承認又は招集した委員会によってTONAの代替レートとして推奨されるレート(あらゆるスプレッド又は調整を含む。)(当該レートは、日本銀行又は他の運営者により作成される場合がある。)であって、当該レートの運営者が提供するもの又は当該レートの運営者(若しくはその承継運営者)が当該レートを提供しない場合は正規配信者によって公表されるものをいう。」

BBSW

AUD-BBR-AUBBSW

セクション7.1 Rate Options

セクション7.1(a)(iii) (「AUD-BBR-AUBBSW」) は、全体を削除し、かつ、以下のとおり置き換えることにより、修正する。

「(iii) 「AUD-BBR-AUBBSW」とは、あるReset Dateにおけるレートが、当該Reset Date のシドニー時間正午まで(又はBBSWベンチマーク算定方法においてBBSWのベンチマーク運営者が指定する再公表締切時刻)に、Reuters Screenの0#AUBBSW=ページに「Last」レートとして指定されるDesignated Maturityの期間に対応するBBSWとなることをいう。

BBSWに係るIndex Cessation Effective Date が未到来の場合

当該Reset Dateのシドニー時間正午(又はBBSWベンチマーク算定方法において BBSWのベンチマーク運営者が指定する、BBSWに係る修正された再公表締切時 刻(もしあれば))までに、当該Reset Dateに関するDesignated Maturityの期間に 対応するBBSWがReuters Screenの0#AUBBSW=ページに表示されず、また「Last」 レートとして指定されず、かつ、Index Cessation Effective Dateが到来していない場 合、当該Reset Dateにおけるレートは、BBSWの運営者が提供し、正規配信者又は BBSWの運営者自らが公表する、当該Reset Dateに関するDesignated Maturityの期間 に対応するBBSWとする。ただし、当該Reset Dateのシドニー時間正午(又は BBSWに係る修正された再公表締切時刻)までに、BBSWの運営者又は正規配信 者のいずれも当該Reset Dateに関するDesignated Maturityの期間に対応するBBSWを 提供又は公表せず、かつ、Index Cessation Effective Dateが到来していない場合、当 事者が別途合意しない限り、当該Reset Dateにおけるレートは、(A) BBSWの運営 者が公式に利用を推奨するレート又は(B) Australian Securities and Investments Commission (又はBBSWの監督当局としての役割を担うAustralian Securities and Investments Commissionの承継者)が公式に利用を推奨するレートのいずれかとす る。上記のいずれも、BBSWが公表されない期間中で、かつ、Index Cessation Effective Dateが到来していない限りにおいて適用される。上記サブパラグラフ(A) に定めるレートが利用可能な場合、当該レートを適用するものとする。上記サブ パラグラフ(A)に定めるレートが利用できないものの、上記サブパラグラフ(B)に 定めるレートが利用可能な場合、当該レートを適用するものとする。上記サブパ ラグラフ(A)又はサブパラグラフ(B)に定めるいずれのレートも利用できない場合、 中央清算機関又は先物取引所で利用されるレートで、いずれの場合も、BBSWを 参照するデリバティブ取引又は先物取引の取引量が十分にあるため当該レートが 代替レートとして代表的であるとCalculation Agentが考えるレートを考慮し、 Calculation AgentがBBSWの代替レートとして商業的に合理的であるレートを決定 するものとする。

BBSWに係るIndex Cessation Effective Date が到来した場合

Index Cessation Eventの発生後、Index Cessation Effective Date以降に到来するある Reset Dateにおけるレートは、AUD-BBR-AUBBSWへの参照に代わり、Original AUD Fixing Dateに一致する「Original IBOR Rate Record Day」に対応するFallback Rate (AONIA)であって、関連するFallback Observation Dayのロンドン時間午前

11:30時点において提供又は公表されている直近のレートを参照して決定される。そのような「Original IBOR Rate Record Day」に対応するFallback Rate (AONIA)が、関連するFallback Observation Dayのロンドン時間午前11:30までに、Bloomberg Index Services Limited(又はISDAが随時承認若しくは指名するその承継情報提供者)により提供されず、また、正規配信者により公表されず、かつ、Fallback Rate (AONIA)に係るFallback Index Cessation Effective Dateが到来していない場合、当該 Reset Dateにおけるレートは、当該時点で提供又は公表されているFallback Rate (AONIA)の中で直近の「Original IBOR Rate Record Day」(当該「Original IBOR Rate Record Day」がOriginal AUD Fixing Dateと一致しないことにかかわらない。)に対応するものであって、当該時点で提供又は公表されている直近のレートとする。

Fallback Rate (AONIA)に係るFallback Index Cessation Effective Date が到来した場合

Fallback Rate (AONIA)に係るFallback Index Cessation Eventの発生後、Fallback Rate (AONIA)に係るIndex Cessation Effective Date以降にFallback Observation Dayが到来するCalculation Period(又は当該Calculation Periodに含まれるいずれかのCompounding Period)に係るあるReset Dateにおけるレートは、Reserve Bank of Australia(又はその承継運営者)が運営・管理する銀行間翌日物キャッシュレート(以下「AONIA」という。)につき、Calculation Agentが、Fallback Rate (AONIA)と比較した期間構造又はテナーの違いに対応するために必要な調整をBloomberg IBOR Fallback Rate Adjustments Rule Bookを参照した上でAONIAに対して行った後、Fallback Rate (AONIA)に係るFallback Index Cessation Effective Dateにおいて直近に公表されたスプレッド(Fallback Rate (AONIA)の定義において言及される。)を適用したものとする。

AONIAに係るFallback Index Cessation Effective Dateが未到来の場合

運営者又は正規配信者のいずれもAONIAを提供又は公表せず、かつ、AONIAに係るFallback Index Cessation Effective Dateが到来していない場合、AONIAを必要とする基準日について、AONIAへの参照は、最後に提供又は公表されたAONIAへの参照とみなされるものとする。

AONIAに係るFallback Index Cessation Effective Dateが到来した場合

Fallback Rate (AONIA)及びAONIAのそれぞれに係るFallback Index Cessation Effective Dateが到来した場合、Fallback Rate (AONIA)に係るFallback Index Cessation Effective Date (又はAONIAに係るFallback Index Cessation Effective Dateが後に到来する場合、当該日)以降にFallback Observation Dayが到来するCalculation Period (又は当該Calculation Periodに含まれるいずれかのCompounding Period) に係るあるReset Dateにおけるレートは、RBA Recommended Rateにつき、Calculation Agentが、Fallback Rate (AONIA)と比較した期間構造又はテナーの違いに対応するために必要な調整をBloomberg IBOR Fallback Rate Adjustments Rule Bookを参照した上でRBA Recommended Rateに対して行った後、Fallback Rate (AONIA)に係るFallback Index Cessation Effective Dateにおいて直近に公表されたスプレッド(Fallback Rate (AONIA)の定義において言及される。)を適用したものとする。

RBA Recommended Rate に係るFallback Index Cessation Effective Dateが未到来の場合

運営者又は正規配信者のいずれもRBA Recommended Rateを提供又は公表せず、かつ、RBA Recommended Rateに係るFallback Index Cessation Effective Dateが到来していない場合、RBA Recommended Rateを必要とする基準日について、RBA Recommended Rateへの参照は、最後に提供又は公表されたRBA Recommended Rateへの参照であるものとみなされるものとする。

本Rate Optionsに定める規定は、セクション7.8、セクション7.9及びセクション8.5 (これらに限らない。)の対象とする。

あるReset Dateにおけるレートが、Fallback Rate (AONIA)を参照し決定される場合、セクション7.6は適用されないものとする。

本Rate Optionにおいて、また、本Rate Optionの規定の中でのFallback Observation Dayへの言及において、「Business Days」への言及は、本Rate Optionsの規定を参照し計算される支払債務について適用されるBusiness Daysへの言及とし、「Original IBOR Rate Record Day」への言及はFallback Rate (AONIA) Screenで使用される当該用語への言及とする。

定義

以下のとおり定義する。

「Original AUD Fixing Date」とは、あるReset Dateについて、別途合意されない限り、当該Reset Dateをいう。

「BBSW」とは、当該ベンチマークの運営者としてのASX Benchmarks Limited(又はその承継運営者)が提供するBank Bill Swap Rateと称される、Australian Dollarに係るプライムバンク適格証券レートをいう。

「Fallback Rate (AONIA)」とは、期間調整を行ったAONIAのレートに、BBSWに関するスプレッド(いずれも、Designated Maturityの期間に対応するもの)を加えたものであって、期間調整を行ったAONIA及び当該スプレッドの提供者としてのBloomberg Index Services Limited(又はISDAが随時承認若しくは指名するその承継情報提供者)によって、Fallback Rate (AONIA) Screenにおいて(若しくはその他の手段で)提供され、又は正規配信者に対して提供され、かつ、正規配信者が公表するものをいう。

「Fallback Rate (AONIA) Screen」とは、Designated Maturityの期間に対応するBBSWに関するフォールバックのBloombergティッカーに対応するBloomberg Screenで、Bloomberg Screen <FBAK> <GO>ページ(若しくは、適用ある場合、Bloomberg Screen <HP> <GO>)を通じてアクセス可能なもの又はBloomberg Index Services Limited(若しくはISDAが随時承認若しくは指名するその承継情報提供者)が指定する他の公表された情報源をいう。

「RBA Recommended Rate」とは、Reserve Bank of AustraliaによってANONIAの代替レートとして推奨されるレート(あらゆるスプレッド又は調整を含む。)(当該レートはReserve Bank of Australia又は他の運営者により作成される場合がある。)であって、当該レートの運営者が提供するもの又は当該レートの運営者(若しくはその承継運営者)が当該レートを提供しない場合は正規配信者によって公表されるものをいう。」

AUD-BBR-BBSW

セクション7.1 Rate Options

セクション7.1(a)(iv)(「AUD-BBR-BBSW」)は、全体を削除し、かつ、以下のとおり置き換えることにより、修正する。

「(iv) 「AUD-BBR-BBSW」とは、あるReset Dateにおけるレートが、当該Reset Dateのシドニー時間正午まで(又はBBSWベンチマーク算定方法においてBBSWのベンチマーク運営者が指定する再公表締切時刻)に、Reuters ScreenのBBSWページに「AVG MID」として指定されるDesignated Maturityの期間に対応するBBSWとなることをいう。

BBSWに係るIndex Cessation Effective Date が未到来の場合

当該Reset Dateのシドニー時間正午(又はBBSWベンチマーク算定方法において BBSWのベンチマーク運営者が指定する、BBSWに係る修正された再公表締切時 刻(もしあれば))までに、当該Reset Dateに関するDesignated Maturityの期間に 対応するBBSWがReuters ScreenのBBSWページに表示されず、また「AVG MID」 として指定されず、かつ、Index Cessation Effective Dateが到来していない場合、当 該Reset Dateにおけるレートは、BBSWの運営者が提供し、正規配信者又はBBSW の運営者自らが公表する、当該Reset Dateに関するDesignated Maturityの期間に対 応するBBSWとする。ただし、当該Reset Dateのシドニー時間正午(又はBBSWに 係る修正された再公表締切時刻)までに、BBSWの運営者又は正規配信者のいず れも当該Reset Dateに関するDesignated Maturityの期間に対応するBBSWを提供又は 公表せず、かつ、Index Cessation Effective Dateが到来していない場合、当事者が別 途合意しない限り、当該Reset Dateにおけるレートは、(A) BBSWの運営者が公式 に利用を推奨するレート又は(B) Australian Securities and Investments Commission (又はBBSWの監督当局としての役割を担うAustralian Securities and Investments Commissionの承継者)が公式に利用を推奨するレートのいずれかとする。上記の いずれも、BBSWが公表されない期間中で、かつ、Index Cessation Effective Dateが 到来していない限りにおいて適用される。上記サブパラグラフ(A)に定めるレート が利用可能な場合、当該レートを適用するものとする。上記サブパラグラフ(A)に 定めるレートが利用できないものの、上記サブパラグラフ(B)に定めるレートが利 用可能な場合、当該レートを適用するものとする。上記サブパラグラフ(A)又はサ ブパラグラフ(B)に定めるいずれのレートも利用できない場合、中央清算機関又は 先物取引所で利用されるレートで、いずれの場合も、BBSWを参照するデリバテ ィブ取引又は先物取引の取引量が十分にあるため当該レートが代替レートとして 代表的であるとCalculation Agentが考えるレートを考慮し、Calculation Agentが BBSWの代替レートとして商業的に合理的であるレートを決定するものとする。

BBSWに係るIndex Cessation Effective Date が到来した場合

Index Cessation Eventの発生後、Index Cessation Effective Date以降に到来するある Reset Dateにおけるレートは、AUD-BBR-BBSWへの参照に代わり、Original AUD Fixing Dateに一致するOriginal IBOR Rate Record Day」に対応するFallback Rate (AONIA)であって、関連するFallback Observation Dayのロンドン時間午前11:30時点において提供又は公表されている直近のレートを参照して決定される。そのような「Original IBOR Rate Record Day」に対応するFallback Rate (AONIA)が、関連

するFallback Observation Dayのロンドン時間午前11:30までに、Bloomberg Index Services Limited (又はISDAが随時承認若しくは指名するその承継情報提供者) により提供されず、また、正規配信者により公表されず、かつ、Fallback Rate (AONIA)に係るFallback Index Cessation Effective Dateが到来していない場合、当該 Reset Dateにおけるレートは、当該時点で提供又は公表されているFallback Rate (AONIA)の中で直近の「Original IBOR Rate Record Day」(当該「Original IBOR Rate Record Day」がOriginal AUD Fixing Dateと一致しないことにかかわらない。)に対応するものであって、当該時点で提供又は公表されている直近のレートとする。

Fallback Rate (AONIA)に係るFallback Index Cessation Effective Date が到来した場合

Fallback Rate (AONIA)に係るFallback Index Cessation Eventの発生後、Fallback Rate (AONIA)に係るIndex Cessation Effective Date以降にFallback Observation Dayが到来するCalculation Period (又は当該Calculation Periodに含まれるいずれかのCompounding Period)に係るあるReset Dateにおけるレートは、Reserve Bank of Australia(又はその承継運営者)が運営・管理する銀行間翌日物キャッシュレート(以下「AONIA」という。)につき、Calculation Agentが、Fallback Rate (AONIA)と比較した期間構造又はテナーの違いに対応するために必要な調整をBloomberg IBOR Fallback Rate Adjustments Rule Bookを参照した上でAONIAに対して行った後、Fallback Rate (AONIA)に係るFallback Index Cessation Effective Dateにおいて直近に公表されたスプレッド(Fallback Rate (AONIA)の定義において言及される。)を適用したものとする。

AONIAに係るFallback Index Cessation Effective Dateが未到来の場合

運営者又は正規配信者のいずれもAONIAを提供又は公表せず、かつ、AONIAに係るFallback Index Cessation Effective Dateが到来していない場合、AONIAを必要とする基準日について、AONIAへの参照は、最後に提供又は公表されたAONIAへの参照とみなされるものとする。

AONIAに係るFallback Index Cessation Effective Dateが到来した場合

Fallback Rate (AONIA)及びAONIAのそれぞれに係るFallback Index Cessation Effective Dateが到来した場合、Fallback Rate (AONIA)に係るFallback Index Cessation Effective Date (又はAONIAに係るFallback Index Cessation Effective Dateが後に到来する場合、当該日)以降にFallback Observation Dayが到来するCalculation Period (又は当該Calculation Periodに含まれるいずれかのCompounding Period) に係るあるReset Dateにおけるレートは、RBA Recommended Rateにつき、Calculation Agentが、Fallback Rate (AONIA)と比較した期間構造又はテナーの違いに対応するために必要な調整をBloomberg IBOR Fallback Rate Adjustments Rule Bookを参照した上でRBA Recommended Rateに対して行った後、Fallback Rate (AONIA)に係るFallback Index Cessation Effective Dateにおいて直近に公表されたスプレッド(Fallback Rate (AONIA)の定義において言及される。)を適用したものとする。

RBA Recommended Rate に係るFallback Index Cessation Effective Date が未到来の場合

運営者又は正規配信者のいずれもRBA Recommended Rateを提供又は公表せず、かつ、RBA Recommended Rateに係るFallback Index Cessation Effective Dateが到来して

いない場合、RBA Recommended Rateを必要とする基準日について、RBA Recommended Rateへの参照は、最後に提供又は公表されたRBA Recommended Rate への参照であるものとみなされるものとする。

本Rate Optionsに定める規定は、セクション7.8、セクション7.9及びセクション8.5 (これらに限らない。)の対象とする。

あるReset Dateにおけるレートが、Fallback Rate (AONIA)を参照し決定される場合、セクション7.6は適用されないものとする。

本Rate Optionにおいて、また、本Rate Optionの規定の中でのFallback Observation Dayへの言及において、「Business Days」への言及は、本Rate Optionsの規定を参照し計算される支払債務について適用されるBusiness Daysへの言及とし、「Original IBOR Rate Record Day」への言及はFallback Rate (AONIA) Screenで使用される当該用語への言及とする。

定義

以下のとおり定義する。

「Original AUD Fixing Date」とは、あるReset Dateについて、別途合意されない限り、当該Reset Dateをいう。

「BBSW」とは、当該ベンチマークの運営者としてのASX Benchmarks Limited(又はその承継運営者)が提供するBank Bill Swap Rateと称される、Australian Dollarに係るプライム銀行適格証券レートをいう。

「Fallback Rate (AONIA)」とは、期間調整を行ったAONIAのレートに、BBSWに関するスプレッド(いずれも、Designated Maturityの期間に対応するもの)を加えたものであって、期間調整を行ったAONIA及び当該スプレッドの提供者としてのBloomberg Index Services Limited(又はISDAが随時承認若しくは指名するその承継情報提供者)によって、Fallback Rate (AONIA) Screenにおいて(若しくはその他の手段で)提供され、又は正規配信者に対して提供され、かつ、正規配信者が公表するものをいう。

「Fallback Rate (AONIA) Screen」とは、Designated Maturityの期間に対応するBBSWに関するフォールバックのBloombergティッカーに対応するBloomberg Screenで、Bloomberg Screen <FBAK> <GO>ページ(若しくは、適用ある場合、Bloomberg Screen <HP> <GO>)を通じてアクセス可能なもの又はBloomberg Index Services Limited(若しくはISDAが随時承認若しくは指名するその承継情報提供者)が指定する他の公表された情報源をいう。

「RBA Recommended Rate」とは、Reserve Bank of AustraliaによってANONIAの代替レートとして推奨されるレート(あらゆるスプレッド又は調整を含む。)(当該レートはReserve Bank of Australia又は他の運営者により作成される場合がある。)であって、当該レートの運営者が提供するもの又は当該レートの運営者(若しくはその承継運営者)が当該レートを提供しない場合は正規配信者によって公表されるものをいう。」

AUD-BBR-BBSW-Bloomberg

セクション7.1 Rate Options

セクション7.1(a)(v)(「AUD-BBR-BBSW-Bloomberg」)は、全体を削除し、かつ、以下のとおり置き換えることにより、修正する。

「(v) 「AUD-BBR-BBSW-Bloomberg」とは、あるReset Dateにおけるレートが、当該 Reset Dateのシドニー時間正午まで(又はBBSWベンチマーク算定方法において BBSWのベンチマーク運営者が指定する再公表締切時刻)に、Bloomberg Screen GDCOの36965ページに「Mid」レートとして指定されるDesignated Maturityの期間 に対応するBBSWとなることをいう。

BBSWに係るIndex Cessation Effective Date が未到来の場合

当該Reset Dateのシドニー時間正午(又はBBSWベンチマーク算定方法において BBSWのベンチマーク運営者が指定する、BBSWに係る修正された再公表締切時 刻(もしあれば))までに、当該Reset Dateに関するDesignated Maturityの期間に 対応するBBSWがBloomberg Screen GDCOの36965ページに表示されず、また「Mid」 レートとして指定されず、かつ、Index Cessation Effective Dateが到来していない場 合、当該Reset Dateにおけるレートは、BBSWの運営者が提供し、正規配信者又は BBSWの運営者自らが公表する、当該Reset Dateに関するDesignated Maturityの期間 に対応するBBSWとする。ただし、当該Reset Dateのシドニー時間正午(又は BBSWに係る修正された再公表締切時刻)までに、BBSWの運営者又は正規配信 者のいずれも当該Reset Dateに関するDesignated Maturityの期間に対応するBBSWを 提供又は公表せず、かつ、Index Cessation Effective Dateが到来していない場合、当 事者が別途合意しない限り、当該Reset Dateにおけるレートは、(A) BBSWの運営 者が公式に利用を推奨するレート又は(B) Australian Securities and Investments Commission (又はBBSWの監督当局としての役割を担うAustralian Securities and Investments Commissionの承継者)が公式に利用を推奨するレートのいずれかとす る。上記のいずれも、BBSWが公表されない期間中で、かつ、Index Cessation Effective Dateが到来していない限りにおいて適用される。上記サブパラグラフ(A) に定めるレートが利用可能な場合、当該レートを適用するものとする。上記サブ パラグラフ(A)に定めるレートが利用できないものの、上記サブパラグラフ(B)に 定めるレートが利用可能な場合、当該レートを適用するものとする。上記サブパ ラグラフ(A)又はサブパラグラフ(B)に定めるいずれのレートも利用できない場合、 中央清算機関又は先物取引所で利用されるレートで、いずれの場合も、BBSWを 参照するデリバティブ取引又は先物取引の取引量が十分にあるため当該レートが 代替レートとして代表的であるとCalculation Agentが考えるレートを考慮し、 Calculation AgentがBBSWの代替レートとして商業的に合理的であるレートを決定 するものとする。

BBSWに係るIndex Cessation Effective Dateが到来した場合

Index Cessation Eventの発生後、Index Cessation Effective Date以降に到来するある Reset Dateにおけるレートは、AUD-BBR-BBSW-Bloombergへの参照に代わり、Original AUD Fixing Dateに一致する「Original IBOR Rate Record Day」に対応する Fallback Rate (AONIA)であって、関連するFallback Observation Dayのロンドン時間 午前11:30時点において提供又は公表されている直近のレートを参照して決定され

る。そのような「Original IBOR Rate Record Day」に対応するFallback Rate (AONIA)が、関連するFallback Observation Dayのロンドン時間午前11:30までに、Bloomberg Index Services Limited(又はISDAが随時承認若しくは指名するその承継情報提供者)により提供されず、また、正規配信者により公表されず、かつ、Fallback Rate (AONIA)に係るFallback Index Cessation Effective Dateが到来していない場合、当該 Reset Dateにおけるレートは、当該時点で提供又は公表されているFallback Rate (AONIA)の中で直近の「Original IBOR Rate Record Day」(当該「Original IBOR Rate Record Day」がOriginal AUD Fixing Dateと一致しないことにかかわらない。)に対応するものであって、当該時点で提供又は公表されている直近のレートとする。

Fallback Rate (AONIA)に係るFallback Index Cessation Effective Dateが到来した場合

Fallback Rate (AONIA)に係るFallback Index Cessation Eventの発生後、Fallback Rate (AONIA)に係るIndex Cessation Effective Date以降にFallback Observation Dayが到来するCalculation Period (又は当該Calculation Periodに含まれるいずれかのCompounding Period)に係るあるReset Dateにおけるレートは、Reserve Bank of Australia (又はその承継運営者)が運営・管理する銀行間翌日物キャッシュレート(以下「AONIA」という。)につき、Calculation Agentが、Fallback Rate (AONIA)と比較した期間構造又はテナーの違いに対応するために必要な調整をBloomberg IBOR Fallback Rate Adjustments Rule Bookを参照した上でAONIAに対して行った後、Fallback Rate (AONIA)に係るFallback Index Cessation Effective Dateにおいて直近に公表されたスプレッド(Fallback Rate (AONIA)の定義において言及される。)を適用したものとする。

AONIAに係るFallback Index Cessation Effective Dateが未到来の場合

運営者又は正規配信者のいずれもAONIAを提供又は公表せず、かつ、AONIAに係るFallback Index Cessation Effective Dateが到来していない場合、AONIAを必要とする基準日について、AONIAへの参照は、最後に提供又は公表されたAONIAへの参照とみなされるものとする。

AONIAに係るFallback Index Cessation Effective Dateが到来した場合

Fallback Rate (AONIA)及びAONIAのそれぞれに係るFallback Index Cessation Effective Dateが到来した場合、Fallback Rate (AONIA)に係るFallback Index Cessation Effective Date (又はAONIAに係るFallback Index Cessation Effective Dateが後に到来する場合、当該日)以降にFallback Observation Dayが到来するCalculation Period (又は当該Calculation Periodに含まれるいずれかのCompounding Period) に係るあるReset Dateにおけるレートは、RBA Recommended Rateにつき、Calculation Agentが、Fallback Rate (AONIA)と比較した期間構造又はテナーの違いに対応するために必要な調整をBloomberg IBOR Fallback Rate Adjustments Rule Bookを参照した上でRBA Recommended Rateに対して行った後、Fallback Rate (AONIA)に係るFallback Index Cessation Effective Dateにおいて直近に公表されたスプレッド(Fallback Rate (AONIA)の定義において言及される。)を適用したものとする。

RBA Recommended Rateに係るFallback Index Cessation Effective Dateが未到来の場合

運営者又は正規配信者のいずれもRBA Recommended Rateを提供又は公表せず、かつ、RBA Recommended Rateに係るFallback Index Cessation Effective Dateが到来していない場合、RBA Recommended Rateを必要とする基準日について、RBA Recommended Rateへの参照は、最後に提供又は公表されたRBA Recommended Rateへの参照であるものとみなされるものとする。

本Rate Optionsに定める規定は、セクション7.8、セクション7.9及びセクション8.5 (これらに限らない。)の対象とする。

あるReset Dateにおけるレートが、Fallback Rate (AONIA)を参照し決定される場合、セクション7.6は適用されないものとする。

本Rate Optionにおいて、また、本Rate Optionの規定の中でのFallback Observation Dayへの言及において、「Business Days」への言及は、本Rate Optionsの規定を参照し計算される支払債務について適用されるBusiness Daysへの言及とし、「Original IBOR Rate Record Day」への言及はFallback Rate (AONIA) Screenで使用される当該用語への言及とする。

定義

以下のとおり定義する。

「Original AUD Fixing Date」とは、あるReset Dateについて、別途合意されない限り、当該Reset Dateをいう。

「BBSW」とは、当該ベンチマークの運営者としてのASX Benchmarks Limited(又はその承継運営者)が提供するBank Bill Swap Rateと称される、Australian Dollarに係るプライム銀行適格証券レートをいう。

「Fallback Rate (AONIA)」とは、期間調整を行ったAONIAのレートに、BBSWに関するスプレッド(いずれも、Designated Maturityの期間に対応するもの)を加えたものであって、期間調整を行ったAONIA及び当該スプレッドの提供者としてのBloomberg Index Services Limited(又はISDAが随時承認若しくは指名するその承継情報提供者)によって、Fallback Rate (AONIA) Screenにおいて(若しくはその他の手段で)提供され、又は正規配信者に対して提供され、かつ、正規配信者が公表するものをいう。

「Fallback Rate (AONIA) Screen」とは、Designated Maturityの期間に対応するBBSWに関するフォールバックのBloombergティッカーに対応するBloomberg Screenで、Bloomberg Screen <FBAK> <GO>ページ(若しくは、適用ある場合、Bloomberg Screen <HP> <GO>)を通じてアクセス可能なもの又はBloomberg Index Services Limited(若しくはISDAが随時承認若しくは指名するその承継情報提供者)が指定する他の公表された情報源をいう。

「RBA Recommended Rate」とは、Reserve Bank of AustraliaによってANONIAの代替レートとして推奨されるレート(あらゆるスプレッド又は調整を含む。)(当該レートはReserve Bank of Australia又は他の運営者により作成される場合がある。)であって、当該レートの運営者が提供するもの又は当該レートの運営者(若しく

はその承継運営者) れるものをいう。」	が当該レートを提供しない場合は正規配信者によって公表さ

CDOR

CAD-BA-CDOR

セクション7.1 Rate Options

セクション7.1(b)(i) (「CAD-BA-CDOR」) は、全体を削除し、かつ、以下のとおり置き換えることにより、修正する。

「(i) 「CAD-BA-CDOR」とは、あるReset Dateにおけるレートが、当該Reset Dateのトロント時間午前10:15 (又はCDORベンチマーク算定方法においてCDORのベンチマーク運営者が指定する修正された公表時刻)付けで、Reuters ScreenのCDORページに表示されるDesignated Maturityの期間に対応するCDORとなることをいう。

CDORに係るIndex Cessation Effective Date が未到来の場合

当該Reset Dateのトロント時間午前10:15(又はCDORベンチマーク算定方法におい てCDORのベンチマーク運営者が指定する、CDORに係る修正された公表時刻 (もしあれば)) までに、当該Reset Dateに関するDesignated Maturityの期間に対 応するCDORがReuters ScreenのCDORページに表示されず、かつ、Index Cessation Effective Dateが到来していない場合、当該Reset Dateにおけるレートは、CDORの 運営者が提供し、正規配信者又はCDORの運営者自らが公表する、当該Reset Date に関するDesignated Maturityの期間に対応するCDORとする。ただし、当該Reset Dateのトロント時間正午(又はCDORに係る修正された公表時刻の1時間45分後) までに、CDORの運営者又は正規配信者のいずれも当該Reset Dateに関する Designated Maturityの期間に対応するCDORを提供又は公表せず、かつ、Index Cessation Effective Dateが到来していない場合、当事者が別途合意しない限り、 CDORが公表されず、かつ、Index Cessation Effective Dateが到来していない期間に おいて適用される当該Reset Dateにおけるレートは、CDORの運営者が公式に利用 を推奨するレートとする。当該レートを利用できない場合、中央清算機関又は先 物取引所で利用されるレートで、いずれの場合も、CDORを参照するデリバティ ブ取引又は先物取引の取引量が十分にあるため当該レートが代替レートとして代 表的であるとCalculation Agentが考えるレートを考慮し、Calculation AgentがCDOR の代替レートとして商業的に合理的であるレートを決定するものとする。

CDORに係るIndex Cessation Effective Dateが到来した場合

Index Cessation Eventの発生後、Index Cessation Effective Date以降に到来するある Reset Dateにおけるレートは、CAD-BA-CDORへの参照に代わり、Original CAD Fixing Dateに一致する「Original IBOR Rate Record Day」に対応するFallback Rate (CORRA)であって、関連するFallback Observation Dayのトロント時間午前11:30時点において提供又は公表されている直近のレートを参照して決定される。そのような「Original IBOR Rate Record Day」に対応するFallback Rate (CORRA)が、関連するFallback Observation Dayのトロント時間午前11:30までに、Bloomberg Index Services Limited(又はISDAが随時承認若しくは指名するその承継情報提供者)により提供されず、また、正規配信者により公表されず、かつ、Fallback Rate (CORRA)に係るFallback Index Cessation Effective Dateが到来していない場合、当該Reset Dateにおけるレートは、当該時点で提供又は公表されているFallback Rate (CORRA)の中で直近の「Original IBOR Rate Record Day」(当該「Original IBOR Rate Record Day」がOriginal CAD Fixing Dateと一致しないことにかかわらない。)

に対応するものであって、当該時点で提供又は公表されている直近のレートとする。

Fallback Rate (CORRA)に係るFallback Index Cessation Effective Dateが到来した場合

Fallback Rate (CORRA)に係るFallback Index Cessation Eventの発生後、Fallback Rate (CORRA)に係るIndex Cessation Effective Date以降にFallback Observation Dayが到来する Calculation Period (又は当該 Calculation Periodに含まれるいずれかの Compounding Period)に係るあるReset Dateにおけるレートは、Bank of Canada(又はその承継運営者)が運営・管理するCanadian Overnight Repo Rate Average(以下「CORRA」という。)につき、Calculation Agentが、Fallback Rate (CORRA)と比較した期間構造又はテナーの違いに対応するために必要な調整をBloomberg IBOR Fallback Rate Adjustments Rule Bookを参照した上でCORRAに対して行った後、Fallback Rate (CORRA)に係るFallback Index Cessation Effective Dateにおいて直近に公表されたスプレッド(Fallback Rate (CORRA)の定義において言及される。)を適用したものとする。

CORRAに係るFallback Index Cessation Effective Dateが未到来の場合

運営者又は正規配信者のいずれもCORRAを提供又は公表せず、かつ、CORRAに係るFallback Index Cessation Effective Dateが到来していない場合、CORRAを必要とする基準日について、CORRAへの参照は、最後に提供又は公表されたCORRAへの参照とみなされるものとする。

CORRAに係るFallback Index Cessation Effective Dateが到来した場合

Fallback Rate (CORRA)及びCORRAのそれぞれに係るFallback Index Cessation Effective Dateが到来した場合、Fallback Rate (CORRA)に係るFallback Index Cessation Effective Date (又はCORRAに係るFallback Index Cessation Effective Dateが後に到来する場合、当該日)以降にFallback Observation Dayが到来するCalculation Period (又は当該Calculation Periodに含まれるいずれかのCompounding Period) に係るあるReset Dateにおけるレートは、CAD Recommended Rateにつき、Calculation Agentが、Fallback Rate (CORRA)と比較した期間構造又はテナーの違いに対応するために必要な調整をBloomberg IBOR Fallback Rate Adjustments Rule Bookを参照した上でCAD Recommended Rateに対して行った後、Fallback Rate (CORRA)に係るFallback Index Cessation Effective Dateにおいて直近に公表されたスプレッド (Fallback Rate (CORRA)の定義に定める。)を適用したものとする。

CAD Recommended Rate に係るFallback Index Cessation Effective Date が未到来の場合

Fallback Rate (CORRA)に係るFallback Index Cessation Effective Dateの後に到来する最初のトロントBanking Dayの終わりまで(又はCORRAに係るFallback Index Cessation Effective Dateの後に到来する最初のトロントBanking Dayが後に到来する場合、当該日の終わりまで)にCAD Recommended Rateが存在するものの、運営者又は正規配信者のいずれもCAD Recommended Rateを提供又は公表せず、かつ、CAD Recommended Rateに係るFallback Index Cessation Effective Dateが到来していない場合、CAD Recommended Rateを必要とする基準日について、CAD Recommended Rateへの参照は、最後に提供又は公表されたCAD Recommended Rateへの参照は、最後に提供又は公表されたCAD Recommended Rateへの参照であるものとみなされるものとする。

CAD Recommended Rateが不存在又はCAD Recommended Rateに係るFallback Index Cessation Effective Dateが未到来の場合

(A) Fallback Rate (CORRA)に係るFallback Index Cessation Effective Dateの後に到来す る最初のトロントBanking Dayの終わりまで(若しくはCORRAに係るFallback Index Cessation Effective Dateの後に到来する最初のトロントBanking Dayが後に到 来する場合、当該日の終わりまで)にCAD Recommended Rateが存在しない場合、 又は(B) CAD Recommended Rateが存在し、当該レートに係るFallback Index Cessation Effective Dateが以後到来する場合、それぞれFallback Rate (CORRA)に係 るFallback Index Cessation Effective Date (若しくはCORRAに関するFallback Index Cessation Effective Dateが後に到来する場合、当該日)又はCAD Recommended Rate に係るFallback Index Cessation Effective Date以降にFallback Observation Dayが到来す る Calculation Period (又は当該 Calculation Periodに含まれるいずれかの Compounding Period) に係るあるReset Dateにおけるレートは、Bank of Canadaによ って設定され、Bank of Canada's Websiteで公表されるBank of Canada's Target for the Overnight Rate(以下「BOC Target Rate」という。)につき、Calculation Agentが、 Fallback Rate (CORRA)と比較した期間構造又はテナーの違いに対応するために必 要な調整をBloomberg IBOR Fallback Rate Adjustments Rule Bookを参照した上でUK Bank Rateに対して行った後、Fallback Rate (CORRA)に係るFallback Index Cessation Effective Dateにおいて直近に公表されたスプレッド (Fallback Rate (CORRA)の定 義において言及される。)を適用したものとする。

BOC Target Rateに係るFallback Index Cessation Effective Dateが未到来の場合

運営者又は正規配信者のいずれもBOC Target Rateを提供又は公表せず、かつ、BOC Target Rateに係るFallback Index Cessation Effective Dateが到来していない場合、BOC Target Rateを必要とする基準日について、BOC Target Rateへの参照は、最後に提供又は公表されたBOC Target Rateへの参照とみなされるものとする。

本Rate Optionsに定める規定は、セクション7.8、セクション7.9及びセクション8.5 (これらに限らない。)の対象とする。

あるReset Dateにおけるレートが、Fallback Rate (CORRA)を参照し決定される場合、セクション7.6は適用されないものとする。

本Rate Optionにおいて、また、本Rate Optionの規定の中でのFallback Observation Dayへの言及において、「Business Days」への言及は、本Rate Optionsの規定を参照し計算される支払債務について適用されるBusiness Daysへの言及とし、「Original IBOR Rate Record Day」への言及はFallback Rate (CORRA) Screenで使用される当該用語への言及とする。

定義

以下のとおり定義する。

「Original CAD Fixing Date」とは、あるReset Dateについて、別途合意されない限り、当該Reset Dateをいう。

「CDOR」とは、当該ベンチマークの運営者としてのRefinitiv Benchmark Services (UK) Limited (又はその承継運営者) が提供するCanadian Dollar Offered Rateと称される、Canadian Dollarに係る銀行引受借入に係るレートをいう。

「Fallback Rate (CORRA)」とは、期間調整を行ったCORRAのレートに、CDORに関するスプレッド(いずれも、Designated Maturityの期間に対応するもの)を加えたものであって、期間調整を行ったCORRA及び当該スプレッドの提供者としてのBloomberg Index Services Limited(又はISDAが随時承認若しくは指名するその承継情報提供者)によって、Fallback Rate (CORRA) Screenにおいて(若しくはその他の手段で)提供され、又は正規配信者に対して提供され、かつ、正規配信者が公表するものをいう。

「Fallback Rate (CORRA) Screen」とは、Designated Maturityの期間に対応する CDORに関するフォールバックのBloombergティッカーに対応するBloomberg Screenで、Bloomberg Screen <FBAK> <GO>ページ(若しくは、適用ある場合、Bloomberg Screen <HP> <GO>)を通じてアクセス可能なもの又はBloomberg Index Services Limited(若しくはISDAが随時承認若しくは指名するその承継情報提供者)が指定する他の公表された情報源をいう。

「CAD Recommended Rate」とは、CORRAの代替レートを推奨する目的でBank of Canadaが公式に承認又は招集した委員会によってCORRAの代替レートとして推奨されるレート(あらゆるスプレッド又は調整を含む。)(当該レートはBank of Canada又は他の運営者により作成される場合がある。)であって、当該レートの運営者が提供するもの又は当該レートの運営者(若しくはその承継運営者)が当該レートを提供しない場合は正規配信者によって公表されるものをいう。」

CAD-BA-CDOR-Bloomberg

セクション7.1 Rate Options

セクション7.1(b)(ii) (「CAD-BA-CDOR-Bloomberg」) は、全体を削除し、かつ、以下のとおり置き換えることにより、修正する。

「(ii) 「CAD-BA-CDOR-Bloomberg」とは、あるReset Dateにおけるレートが、当該Reset Dateのトロント時間午前10:15 (又はCDORベンチマーク算定方法においてCDOR のベンチマーク運営者が指定する修正された公表時刻) 付けで、Bloomberg Screen のALLX CDOR<GO> ページに表示されるDesignated Maturityの期間に対応する CDORとなることをいう。

CDORに係るIndex Cessation Effective Date が未到来の場合

当該Reset Dateのトロント時間午前10:15 (又はCDORベンチマーク算定方法におい てCDORのベンチマーク運営者が指定する、CDORに係る修正された公表時刻 (もしあれば))までに、当該Reset Dateに関するDesignated Maturityの期間に対 応するCDORがBloomberg ScreenのALLX CDOR<GO>に表示されず、かつ、Index Cessation Effective Dateが到来していない場合、当該Reset Dateにおけるレートは、 CDORの運営者が提供し、正規配信者又はCDORの運営者自らが公表する、当該 Reset Dateに関するDesignated Maturityの期間に対応するCDORとする。ただし、当 該Reset Dateのトロント時間正午(又はCDORに係る修正された公表時刻の1時間 45分後) までに、CDORの運営者又は正規配信者のいずれも当該Reset Dateに関す るDesignated Maturityの期間に対応するCDORを提供又は公表せず、かつ、Index Cessation Effective Dateが到来していない場合、当事者が別途合意しない限り、 CDORが公表されず、かつ、Index Cessation Effective Dateが到来していない期間に おいて適用される当該Reset Dateにおけるレートは、CDORの運営者が公式に利用 を推奨するレートとする。当該レートを利用できない場合、中央清算機関又は先 物取引所で利用されるレートで、いずれの場合も、CDORを参照するデリバティ ブ取引又は先物取引の取引量が十分にあるため当該レートが代替レートとして代 表的であるとCalculation Agentが考えるレートを考慮し、Calculation AgentがCDOR の代替レートとして商業的に合理的であるレートを決定するものとする。

CDORに係るIndex Cessation Effective Date が到来した場合

Index Cessation Eventの発生後、Index Cessation Effective Date以降に到来するある Reset Dateにおけるレートは、CAD-BA-CDOR-Bloombergへの参照に代わり、Original CAD Fixing Dateに一致する「Original IBOR Rate Record Day」に対応する Fallback Rate (CORRA)であって、関連するFallback Observation Dayのトロント時間 午前11:30時点において提供又は公表されている直近のレートを参照して決定される。そのような「Original IBOR Rate Record Day」に対応するFallback Rate (CORRA)が、関連するFallback Observation Dayのトロント時間午前11:30までに、Bloomberg Index Services Limited(又はISDAが随時承認若しくは指名するその承継情報提供者)により提供されず、また、正規配信者により公表されず、かつ、Fallback Rate (CORRA)に係るFallback Index Cessation Effective Dateが到来していない場合、当該Reset Dateにおけるレートは、当該時点で提供又は公表されているFallback Rate (CORRA)の中で直近の「Original IBOR Rate Record Day」(当該「Original IBOR Rate Record Day」がOriginal CAD Fixing Dateと一致しないことに

かかわらない。) に対応するものであって、当該時点で提供又は公表されている 直近のレートとする。

Fallback Rate (CORRA)に係るFallback Index Cessation Effective Dateが到来した場合

Fallback Rate (CORRA)に係るFallback Index Cessation Eventの発生後、Fallback Rate (CORRA)に係るIndex Cessation Effective Date以降にFallback Observation Dayが到来するCalculation Period (又は当該Calculation Periodに含まれるいずれかのCompounding Period)に係るあるReset Dateにおけるレートは、Bank of Canada (又はその承継運営者)が運営・管理するCanadian Overnight Repo Rate Average (以下「CORRA」という。)につき、Calculation Agentが、Fallback Rate (CORRA)と比較した期間構造又はテナーの違いに対応するために必要な調整をBloomberg IBOR Fallback Rate Adjustments Rule Bookを参照した上でCORRAに対して行った後、Fallback Rate (CORRA)に係るFallback Index Cessation Effective Dateにおいて直近に公表されたスプレッド(Fallback Rate (CORRA)の定義において言及される。)を適用したものとする。

CORRAに係るFallback Index Cessation Effective Dateが未到来の場合

運営者又は正規配信者のいずれもCORRAを提供又は公表せず、かつ、CORRAに係るFallback Index Cessation Effective Dateが到来していない場合、CORRAを必要とする基準日について、CORRAへの参照は、最後に提供又は公表されたCORRAへの参照とみなされるものとする。

CORRAに係るFallback Index Cessation Effective Dateが到来した場合

Fallback Rate (CORRA)及びCORRAのそれぞれに係るFallback Index Cessation Effective Dateが到来した場合、Fallback Rate (CORRA)に係るFallback Index Cessation Effective Date (又はCORRAに係るFallback Index Cessation Effective Dateが後に到来する場合、当該日)以降にFallback Observation Dayが到来するCalculation Period (又は当該Calculation Periodに含まれるいずれかのCompounding Period) に係るあるReset Dateにおけるレートは、CAD Recommended Rateにつき、Calculation Agentが、Fallback Rate (CORRA)と比較した期間構造又はテナーの違いに対応するために必要な調整をBloomberg IBOR Fallback Rate Adjustments Rule Bookを参照した上でCAD Recommended Rateに対して行った後、Fallback Rate (CORRA)に係るFallback Index Cessation Effective Dateにおいて直近に公表されたスプレッド (Fallback Rate (CORRA)の定義において言及される。)を適用したものとする。

CAD Recommended Rate に係るFallback Index Cessation Effective Date が未到来の場合

Fallback Rate (CORRA)に係るFallback Index Cessation Effective Dateの後に到来する最初のトロントBanking Dayの終わりまで(又はCORRAに係るFallback Index Cessation Effective Dateの後に到来する最初トロントBanking Dayが後に到来する場合、当該日の終わりまで)にCAD Recommended Rateが存在するものの、運営者又は正規配信者のいずれもCAD Recommended Rateを提供又は公表せず、かつ、CAD Recommended Rateに係るFallback Index Cessation Effective Dateが到来していない場合、CAD Recommended Rateを必要とする基準日について、CAD Recommended Rateへの参照は、最後に提供又は公表されたCAD Recommended Rateへの参照であるものとみなされるものとする。

CAD Recommended Rateが不存在又はCAD Recommended Rateに係るFallback Index Cessation Effective Dateが未到来の場合

(A) Fallback Rate (CORRA)に係るFallback Index Cessation Effective Dateの後に到来す る最初のトロントBanking Dayの終わりまで(若しくはCORRAに係るFallback Index Cessation Effective Dateの後に到来する最初のトロントBanking Dayが後に到 来する場合、当該日の終わりまで)にCAD Recommended Rateが存在しない場合、 又は(B) CAD Recommended Rateが存在し、当該レートに係るFallback Index Cessation Effective Dateが以後到来する場合、それぞれFallback Rate (CORRA)に係 るFallback Index Cessation Effective Date (若しくはCORRAに関するFallback Index Cessation Effective Dateが後に到来する場合、当該日)又はCAD Recommended Rate に係るFallback Index Cessation Effective Date以降にFallback Observation Dayが到来す る Calculation Period (又は当該 Calculation Periodに含まれるいずれかの Compounding Period) に係るあるReset Dateにおけるレートは、Bank of Canadaによ って設定され、Bank of Canada's Websiteで公表されるBank of Canada's Target for the Overnight Rate(以下「BOC Target Rate」という。)につき、Calculation Agentが、 Fallback Rate (CORRA)と比較した期間構造又はテナーの違いに対応するために必 要な調整をBloomberg IBOR Fallback Rate Adjustments Rule Bookを参照した上でUK Bank Rateに対して行った後、Fallback Rate (CORRA)に係るFallback Index Cessation Effective Dateにおいて直近に公表されたスプレッド (Fallback Rate (CORRA)の定 義において言及される。)を適用したものとする。

BOC Target Rate に係るFallback Index Cessation Effective Date が未到来の場合

運営者又は正規配信者のいずれもBOC Target Rateを提供又は公表せず、かつ、BOC Target Rateに係るFallback Index Cessation Effective Dateが到来していない場合、BOC Target Rateを必要とする基準日について、BOC Target Rate への参照は、最後に提供又は公表されたBOC Target Rate への参照とみなされるものとする。

本Rate Optionsに定める規定は、セクション7.8、セクション7.9及びセクション8.5 (これらに限らない。)の対象とする。

あるReset Dateにおけるレートが、Fallback Rate (CORRA)を参照し決定される場合、セクション7.6は適用されないものとする。

本Rate Optionにおいて、また、本Rate Optionの規定の中でのFallback Observation Dayへの言及において、「Business Days」への言及は、本Rate Optionsの規定を参照し計算される支払債務について適用されるBusiness Daysへの言及とし、「Original IBOR Rate Record Day」への言及はFallback Rate (CORRA) Screenで使用される当該用語への言及とする。

定義

以下のとおり定義する。

「Original CAD Fixing Date」とは、あるReset Dateについて、別途合意されない限り、当該Reset Dateをいう。

「CDOR」とは、当該ベンチマークの運営者としてのRefinitiv Benchmark Services (UK) Limited (又はその承継運営者) が提供するCanadian Dollar Offered Rateと称される、Canadian Dollarに係る銀行引受借入に係るレートをいう。

「Fallback Rate (CORRA)」とは、期間調整を行ったCORRAのレートに、CDORに関するスプレッド(いずれも、Designated Maturityの期間に対応するもの)を加えたものであって、期間調整を行ったCORRA及び当該スプレッドの提供者としてのBloomberg Index Services Limited(又はISDAが随時承認若しくは指名するその承継情報提供者)によって、Fallback Rate (CORRA) Screenにおいて(若しくはその他の手段で)提供され、又は正規配信者に対して提供され、かつ、正規配信者が公表するものをいう。

「Fallback Rate (CORRA) Screen」とは、Designated Maturityの期間に対応する CDORに関するフォールバックのBloombergティッカーに対応するBloomberg Screenで、Bloomberg Screen <FBAK> <GO>ページ(若しくは、適用ある場合、Bloomberg Screen <HP> <GO>)を通じてアクセス可能なもの又はBloomberg Index Services Limited(若しくはISDAが随時承認若しくは指名するその承継情報提供者)が指定する他の公表された情報源をいう。

「CAD Recommended Rate」とは、CORRAの代替レートを推奨する目的でBank of Canadaが公式に承認又は招集した委員会によってCORRAの代替レートとして推奨されるレート(あらゆるスプレッド又は調整を含む。)(当該レートはBank of Canada又は他の運営者により作成される場合がある。)であって、当該レートの運営者が提供するもの又は当該レートの運営者(若しくはその承継運営者)が当該レートを提供しない場合は正規配信者によって公表されるものをいう。」

HIBOR

HKD-HIBOR-HKAB

セクション7.1 Rate Options

セクション7.1(g)(iii)(「HKD-HIBOR-HKAB」)は、全体を削除し、かつ、以下のとおり置き換えることにより、修正する。

「(iii) 「HKD-HIBOR-HKAB」とは、あるReset Dateにおけるレートが、当該Reset Dateの香港時間午前11:15(又はHIBORベンチマーク算定方法においてHIBORのベンチマーク運営者が指定する修正された公表時刻)付けで、Reuters ScreenのHKABHIBORページに表示されるDesignated Maturityの期間に対応するHIBORとなることをいう。

HIBORに係るIndex Cessation Effective Date が未到来の場合

当該Reset Dateの香港時間午後2:30(又はHong Kong Association of Bank(又はその 承継者)の台風及び暴風雨対策に基づき香港時間午後2:30に代わって指定された 時間)までに、当該Reset Dateに関するDesignated Maturityの期間に対応する HIBORがReuters ScreenのHKABHIBORページに表示されず、かつ、Index Cessation Effective Dateが到来していない場合、当該Reset Dateにおけるレートは、HIBORの 運営者が提供し、正規配信者又はHIBORの運営者自らが公表する、当該Reset Date に関するDesignated Maturityの期間に対応するHIBORとする(なお、セクション 7.7に従う。)。ただし、当該Reset Dateの香港時間午後2:30 (又はHong Kong Association of Bank (又はその承継者) の台風及び暴風雨対策に基づき香港時間午 後2:30に代わって指定された時間)までに、HIBORの運営者又は正規配信者のい ずれも当該Reset Dateに関するDesignated Maturityの期間に対応するHIBORを提供 又は公表せず、かつ、Index Cessation Effective Dateが到来していない場合、当事者 が別途合意しない限り、HIBORが公表されず、かつ、Index Cessation Effective Date が到来していない期間において適用される当該Reset Dateにおけるレートは、 HIBORの運営者が公式に利用を推奨するレートとする。。当該レートも利用でき ない場合、中央清算機関又は先物取引所で利用されるレートで、いずれの場合も、 HIBORを参照するデリバティブ取引又は先物取引の取引量が十分にあるため当該 レートが代替レートとして代表的であるとCalculation Agentが考えるレートを考慮 し、Calculation AgentがHIBORの代替レートとして商業的に合理的であるレートを 決定するものとする。

HIBORに係るIndex Cessation Effective Dateが到来した場合

Index Cessation Eventの発生後、Index Cessation Effective Date以降に到来するある Reset Dateにおけるレートは、HKD-HIBOR-HKABへの参照に代わり、Original HKD Fixing Dateに一致する「Original IBOR Rate Record Day」に対応するFallback Rate (HONIA)であって、関連するFallback Observation Dayの香港時間午後7:30時点において提供又は公表されている直近のレートを参照して決定される。そのような「Original IBOR Rate Record Day」に対応するFallback Rate (HONIA)が、関連するFallback Observation Dayの香港時間午後7:30までに、Bloomberg Index Services Limited(又はISDAが随時承認若しくは指名するその承継情報提供者)により提供されず、また、正規配信者により公表されず、かつ、Fallback Rate (HONIA)に係るFallback Index Cessation Effective Dateが到来していない場合、当該Reset Dateに

おけるレートは、当該時点で提供又は公表されているFallback Rate (HONIA)の中で直近の「Original IBOR Rate Record Day」(当該「Original IBOR Rate Record Day」がOriginal HKD Fixing Dateと一致しないことにかかわらない。)に対応するものであって、当該時点で提供又は公表されている直近のレートとする。

Fallback Rate (HONIA)に係るFallback Index Cessation Effective Date が到来した場合

Fallback Rate (HONIA)に係るFallback Index Cessation Eventの発生後、Fallback Rate (HONIA)に係るIndex Cessation Effective Date以降にFallback Observation Dayが到来するCalculation Period (又は当該Calculation Periodに含まれるいずれかのCompounding Period)に係るあるReset Dateにおけるレートは、Treasury Markets Association(又はその承継運営者)が運営・管理するHong Kong Dollar Overnight Index Average (以下「HONIA」という。)につき、Calculation Agentが、Fallback Rate (HONIA)と比較した期間構造又はテナーの違いに対応するために必要な調整をBloomberg IBOR Fallback Rate Adjustments Rule Bookを参照した上でHONIAに対して行った後、Fallback Rate (HONIA)に係るFallback Index Cessation Effective Dateにおいて直近に公表されたスプレッド(Fallback Rate (HONIA)の定義において言及される。)を適用したものとする。

HONIAに係るFallback Index Cessation Effective Date が未到来の場合

運営者又は正規配信者のいずれもHONIAを提供又は公表せず、かつ、HONIAに係るFallback Index Cessation Effective Dateが到来していない場合、HONIAを必要とする基準日について、HONIAへの参照は、最後に提供又は公表されたHONIAへの参照とみなされるものとする。

HONIAに係るFallback Index Cessation Effective Date が到来した場合

Fallback Rate (HONIA)及びHONIAのそれぞれに係るFallback Index Cessation Effective Dateが到来した場合、Fallback Rate (HONIA)に係るFallback Index Cessation Effective Date (又はHONIAに係るFallback Index Cessation Effective Dateが後に到来する場合、当該日)以降にFallback Observation Dayが到来するCalculation Period (又は当該Calculation Periodに含まれるいずれかのCompounding Period) に係るあるReset Dateにおけるレートは、HKD Recommended Rateにつき、Calculation Agentが、Fallback Rate (HONIA)と比較した期間構造又はテナーの違いに対応するために必要な調整をBloomberg IBOR Fallback Rate Adjustments Rule Bookを参照した上でHKD Recommended Rateに対して行った後、Fallback Rate (HONIA)に係るFallback Index Cessation Effective Dateにおいて直近に公表されたスプレッド(Fallback Rate (HONIA)の定義に定める。)を適用したものとする。

HKD Recommended Rate に係るFallback Index Cessation Effective Date が未到来の場合

運営者又は正規配信者のいずれもHKD Recommended Rateを提供又は公表せず、かつ、HKD Recommended Rateに係るFallback Index Cessation Effective Dateが到来していない場合、HKD Recommended Rateを必要とする基準日について、HKD Recommended Rateへの参照は、最後に提供又は公表されたHKD Recommended Rateへの参照であるものとみなされるものとする。

本Rate Optionsに定める規定は、セクション7.8、セクション7.9及びセクション8.5 (これらに限らない。) の対象とする。

あるReset Dateにおけるレートが、Fallback Rate (HONIA)を参照し決定される場合、セクション7.6は適用されないものとする。

本Rate Optionにおいて、また、本Rate Optionの規定の中でのFallback Observation Dayへの言及において、「Business Days」への言及は、本Rate Optionsの規定を参照し計算される支払債務について適用されるBusiness Daysへの言及とし、「Original IBOR Rate Record Day」への言及はFallback Rate (HONIA) Screenで使用される当該用語への言及とする。

定義

以下のとおり定義する。

「Original HKD Fixing Date」とは、あるReset Dateについて、別途合意されない限り、当該Reset Dateをいう。

「HIBOR」とは、当該ベンチマークの運営者としてのTreasury Markets Association (又はその承継運営者) が提供するHong Kong Interbank Offered Rateと称される、Hong Kong Dollarのローンに係るインターバンク市場における銀行間オファードレートをいう。

「Fallback Rate (HONIA)」とは、期間調整を行ったHONIAのレートに、HIBORに関するスプレッド(いずれも、Designated Maturityの期間に対応するもの)を加えたものであって、期間調整を行ったHONIA及び当該スプレッドの提供者としてのBloomberg Index Services Limited(又はISDAが随時承認若しくは指名するその承継情報提供者)によって、Fallback Rate (HONIA) Screenにおいて(若しくはその他の手段で)提供され、又は正規配信者に対して提供され、かつ、正規配信者が公表するものをいう。

「Fallback Rate (HONIA) Screen」とは、Designated Maturityの期間に対応する HIBORに関するフォールバックのBloombergティッカーに対応するBloomberg Screenで、Bloomberg Screen <FBAK> <GO>ページ(若しくは、適用ある場合、Bloomberg Screen <HP> <GO>)を通じてアクセス可能なもの又はBloomberg Index Services Limited(若しくはISDAが随時承認若しくは指名するその承継情報提供者)が指定する他の公表された情報源をいう。

「HKD Recommended Rate」とは、HONIAの運営者又はHONIAの代替レートを推奨する目的でHONIAの運営者が公式に承認若しくは招集した委員会によってHONIAの代替レートとして推奨されるレート(あらゆるスプレッド又は調整を含む。)(当該レートは、HONIAの運営者又は他の運営者により作成される場合がある。)であって、当該レートの運営者が提供するもの又は当該レートの運営者(若しくはその承継運営者)が当該レートを提供しない場合は正規配信者によって公表されるものをいう。」

HKD-HIBOR-HKAB-Bloomberg

セクション7.1 Rate Options

セクション7.1(g)(iv)(「HKD-HIBOR-HKAB- Bloomberg」)は、全体を削除し、かつ、以下のとおり置き換えることにより、修正する。

「(iv) 「HKD-HIBOR-HKAB- Bloomberg」とは、あるReset Dateにおけるレートが、当該 Reset Dateの香港時間午前11:15(又はHIBORベンチマーク算定方法において HIBORのベンチマーク運営者が指定する修正された公表時刻)付けで、 Bloomberg ScreenのBTMM HKページの「HIBOR」という表題の下に表示される Designated Maturityの期間に対応するHIBORとなることをいう。

HIBORに係るIndex Cessation Effective Date が未到来の場合

当該Reset Dateの香港時間午後2:30 (又はHong Kong Association of Bank (又はその 承継者)の台風及び暴風雨対策に基づき香港時間午後2:30に代わって指定された 時間)までに、当該Reset Dateに関するDesignated Maturityの期間に対応する HIBORがBloomberg ScreenのBTMM HKページの「HIBOR」という表題の下に表示 されず、かつ、Index Cessation Effective Dateが到来していない場合、当該Reset Dateにおけるレートは、HIBORの運営者が提供し、正規配信者又はHIBORの運営 者自らが公表する、当該Reset Dateに関するDesignated Maturityの期間に対応する HIBORとする(なお、セクション7.7に従う。)。ただし、当該Reset Dateの香港 時間午後2:30 (又はHong Kong Association of Bank (又はその承継者) の台風及び 暴風雨対策に基づき香港時間午後2:30に代わって指定された時間)までに、 HIBORの運営者又は正規配信者のいずれも当該Reset Dateに関するDesignated Maturityの期間に対応するHIBORを提供又は公表せず、かつ、Index Cessation Effective Dateが到来していない場合、当事者が別途合意しない限り、HIBORが公 表されず、かつ、Index Cessation Effective Dateが到来していない期間において適用 される当該Reset Dateにおけるレートは、HIBORの運営者が公式に利用を推奨する レートとする。当該レートも利用できない場合、中央清算機関又は先物取引所で 利用されるレートで、いずれの場合も、HIBORを参照するデリバティブ取引又は 先物取引の取引量が十分にあるため当該レートが代替レートとして代表的である とCalculation Agentが考えるレートを考慮し、Calculation AgentがHIBORの代替レ ートとして商業的に合理的であるレートを決定するものとする。

HIBORに係るIndex Cessation Effective Dateが到来した場合

Index Cessation Eventの発生後、Index Cessation Effective Date以降に到来するある Reset Dateにおけるレートは、HKD-HIBOR-HKAB- Bloombergへの参照に代わり、Original HKD Fixing Dateに一致する「Original IBOR Rate Record Day」に対応する Fallback Rate (HONIA)であって、関連するFallback Observation Dayの香港時間午後7:30時点において提供又は公表されている直近のレートを参照して決定される。そのような「Original IBOR Rate Record Day」に対応するFallback Rate (HONIA)が、関連するFallback Observation Dayの香港時間午後7:30までに、Bloomberg Index Services Limited(又はISDAが随時承認若しくは指名するその承継情報提供者)により提供されず、また、正規配信者により公表されず、かつ、Fallback Rate (HONIA)に係るFallback Index Cessation Effective Dateが到来していない場合、当該Reset Dateにおけるレートは、当該時点で提供又は公表されているFallback Rate

(HONIA)の中で直近の「Original IBOR Rate Record Day」(当該「Original IBOR Rate Record Day」がOriginal HKD Fixing Dateと一致しないことにかかわらない。)に対応するものであって、当該時点で提供又は公表されている直近のレートとする。

Fallback Rate (HONIA)に係るFallback Index Cessation Effective Date が到来した場合

Fallback Rate (HONIA)に係るFallback Index Cessation Eventの発生後、Fallback Rate (HONIA)に係るIndex Cessation Effective Date以降にFallback Observation Dayが到来するCalculation Period (又は当該Calculation Periodに含まれるいずれかのCompounding Period)に係るあるReset Dateにおけるレートは、Treasury Markets Association(又はその承継運営者)が運営・管理するHong Kong Dollar Overnight Index Average (以下「HONIA」という。)につき、Calculation Agentが、Fallback Rate (HONIA)と比較した期間構造又はテナーの違いに対応するために必要な調整をBloomberg IBOR Fallback Rate Adjustments Rule Bookを参照した上でHONIAに対して行った後、Fallback Rate (HONIA)に係るFallback Index Cessation Effective Dateにおいて直近に公表されたスプレッド(Fallback Rate (HONIA)の定義において言及される。)を適用したものとする。

HONIAに係るFallback Index Cessation Effective Date が未到来の場合

運営者又は正規配信者のいずれもHONIAを提供又は公表せず、かつ、HONIAに係るFallback Index Cessation Effective Dateが到来していない場合、HONIAを必要とする基準日について、HONIAへの参照は、最後に提供又は公表されたHONIAへの参照とみなされるものとする。

HONIAに係るFallback Index Cessation Effective Dateが到来した場合

Fallback Rate (HONIA)及びHONIAのそれぞれに係るFallback Index Cessation Effective Dateが到来した場合、Fallback Rate (HONIA)に係るFallback Index Cessation Effective Date (又はHONIAに係るFallback Index Cessation Effective Dateが後に到来する場合、当該日)以降にFallback Observation Dayが到来するCalculation Period (又は当該Calculation Periodに含まれるいずれかのCompounding Period) に係るあるReset Dateにおけるレートは、HKD Recommended Rateにつき、Calculation Agentが、Fallback Rate (HONIA)と比較した期間構造又はテナーの違いに対応するために必要な調整をBloomberg IBOR Fallback Rate Adjustments Rule Bookを参照した上でHKD Recommended Rateに対して行った後、Fallback Rate (HONIA)に係るFallback Index Cessation Effective Dateにおいて直近に公表されたスプレッド(Fallback Rate (HONIA)の定義に定める。)を適用したものとする。

HKD Recommended Rate に係るFallback Index Cessation Effective Date が未到来の場合

運営者又は正規配信者のいずれもHKD Recommended Rateを提供又は公表せず、かつ、HKD Recommended Rateに係るFallback Index Cessation Effective Dateが到来していない場合、HKD Recommended Rateを必要とする基準日について、HKD Recommended Rateへの参照は、最後に提供又は公表されたHKD Recommended Rateへの参照であるものとみなされるものとする。

本Rate Optionsに定める規定は、セクション7.8、セクション7.9及びセクション8.5 (これらに限らない。)の対象とする。

あるReset Dateにおけるレートが、Fallback Rate (HONIA)を参照し決定される場合、セクション7.6は適用されないものとする。

本Rate Optionにおいて、また、本Rate Optionの規定の中でのFallback Observation Dayへの言及において、「Business Days」への言及は、本Rate Optionsの規定を参照し計算される支払債務について適用されるBusiness Daysへの言及とし、「Original IBOR Rate Record Day」への言及はFallback Rate (HONIA) Screenで使用される当該用語への言及とする。

定義

以下のとおり定義する。

「Original HKD Fixing Date」とは、あるReset Dateについて、別途合意されない限り、当該Reset Dateをいう。

「HIBOR」とは、当該ベンチマークの運営者としてのTreasury Markets Association (又はその承継運営者) が提供するHong Kong Interbank Offered Rateと称される、Hong Kong Dollarのローンに係るインターバンク市場における銀行間オファードレートをいう。

「Fallback Rate (HONIA)」とは、期間調整を行ったHONIAのレートに、HIBORに関するスプレッド(いずれも、Designated Maturityの期間に対応するもの)を加えたものであって、期間調整を行ったHONIA及び当該スプレッドの提供者としてのBloomberg Index Services Limited(又はISDAが随時承認若しくは指名するその承継情報提供者)によって、Fallback Rate (HONIA) Screenにおいて(若しくはその他の手段で)提供され、又は正規配信者に対して提供され、かつ、正規配信者が公表するものをいう。

「Fallback Rate (HONIA) Screen」とは、Designated Maturityの期間に対応する HIBORに関するフォールバックのBloombergティッカーに対応するBloomberg Screenで、Bloomberg Screen <FBAK> <GO>ページ(若しくは、適用ある場合、Bloomberg Screen <HP> <GO>)を通じてアクセス可能なもの又はBloomberg Index Services Limited(若しくはISDAが随時承認若しくは指名するその承継情報提供者)が指定する他の公表された情報源をいう。

「HKD Recommended Rate」とは、HONIAの運営者又はHONIAの代替レートを推奨する目的でHONIAの運営者が公式に承認若しくは招集した委員会によってHONIAの代替レートとして推奨されるレート(あらゆるスプレッド又は調整を含む。)(当該レートは、HONIAの運営者又は他の運営者により作成される場合がある。)であって、当該レートの運営者が提供するもの又は当該レートの運営者(若しくはその承継運営者)が当該レートを提供しない場合は正規配信者によって公表されるものをいう。」

SOR

SGD-SOR-VWAP

セクション7.1 Rate Options

セクション7.1(t)(iii)(「SGD-SOR-VWAP」)は、全体を削除し、かつ、以下のとおり置き換えることにより、修正する。

「(iii) 「SGD-SOR-VWAP」とは、あるReset Dateにおけるレートが、当該Reset Dateの2 シンガポール及びロンドンBanking Days前の日のロンドン時間午後12:00 (正午) (又はSORベンチマーク算定方法においてSORのベンチマーク運営者が指定する修正された公表時刻)付けで、Reuters ScreenのABSFIX01ページの「SGD SOR rates」の表題の下に表示されるDesignated Maturityの期間に対応するSORとなることをいう。

Index Cessation Effective Date が未到来の場合

かかるレートがReuters ScreenのABSFIX01ページに表示されず、かつ、Index Cessation Effective Dateが到来していない場合、当該Reset Dateにおけるレートは、 ABS Benchmarks Administration Co Pte. Ltd. (又は当該レートの運営者若しくはスポ ンサーとしての承継者) が発表する代替レートとする。ただし、当該Reset Dateの 2シンガポール及びロンドンBanking Days前の日のシンガポール時間午後9:00まで に、ABS Benchmarks Administration Co Pte. Ltd. (又は当該レートの運営者若しくは スポンサーとしての承継者)がかかるレートを発表せず、かつ、Index Cessation Effective Dateが到来していない場合、当事者が別途合意しない限り、当該Reset Dateにおけるレートは、(A) SORの運営者が公式に利用を推奨するレート又は(B) Monetary Authority of Singapore (若しくはSOR若しくはSORの運営者を監督する責 任を負う他の監督当局)若しくはMonetary Authority of Singapore(若しくはSOR若 しくはSORの運営者を監督する責任を負う他の監督当局)により正式に承認若し くは招集された委員会が公式に利用を推奨するレートのいずれかとする。上記の いずれも、SORが公表されない期間中で、かつ、Index Cessation Effective Dateが到 来していない限りにおいて適用される。上記サブパラグラフ(A)に定めるレートが 利用可能な場合、当該レートを適用するものとする。上記サブパラグラフ(A)に定 めるレートが利用できないものの、上記サブパラグラフ(B)に定めるレートが利用 可能な場合、当該レートを適用するものとする。上記サブパラグラフ(A)又はサブ パラグラフ(B)に定めるいずれのレートも利用できない場合、中央清算機関又は先 物取引所で利用されるレートで、いずれの場合も、SORを参照するデリバティブ 取引又は先物取引の取引量が十分にあるため当該レートが代替レートとして代表 的であるとCalculation Agentが考えるレートを考慮し、Calculation AgentがSORの代 替レートとして商業的に合理的であるレートを決定するものとする。

Index Cessation Effective Date が到来した場合

Index Cessation Eventの発生後、Index Cessation Effective Dateの2シンガポール及びロンドンBanking Days後の日又はそれ以降に到来するあるReset Dateにおけるレートは、SGD-SOR-VWAPへの参照に代わり、Original SOR Fixing Dateに係る「Original SOR Rate Record Day」に対応するFallback Rate (SOR)であって、関連するFallback Observation Dayのニューヨークシティ時間午前11:30時点において提供又は公表されている直近のレートを参照して決定される。当該「Original SOR

Rate Record Day」に対応するFallback Rate (SOR)が、関連するFallback Observation Dayのニューヨークシティ時間午前11:30までに、ABS Benchmarks Administration Co Pte. (又はその承継情報提供者) により提供されず、また、正規配信者により公表されず、かつ、Fallback Rate (SOR)に係るFallback Index Cessation Effective Date が到来していない場合、当該Reset Dateにおけるレートは、当該時点で提供又は公表されているFallback Rate (SOR)の中で直近の「Original IBOR Rate Record Day」(当該「Original IBOR Rate Record Day」がOriginal SOR Fixing Dateと一致しないことにかかわらない。)に対応するものであって、当該時点で提供又は公表されている直近のレートとする。

本Rate Optionに限り、当該Designated Maturityの期間に対応するSORがReuters ScreenのABSFIX01ページに表示されず、かつ、当該Reset Dateの2シンガポール及びロンドンBanking Days前の日において、当該Designated Maturityの期間に対応するU.S. Dollar LIBORが恒久的に廃止された場合、又は当該Designated Maturityの期間に対応するU.S. Dollar LIBORがNon-Representativeであって、当該Designated Maturityより長い期間に対応する恒久的に廃止されておらず、かつ、Non-RepresentativeでないU.S. Dollar LIBOR若しくは当該Designated Maturityより短い期間に対応する恒久的に廃止されておらず、かつ、Non-RepresentativeでないU.S. Dollar LIBORのいずれかが存在しない場合にも、Index Cessation Eventが発生するものとする。関連するIndex Cessation Effective Dateは、当該より長い期間又はより短い期間に対応するレートが存在しなくなった最初の日(又は当該Designated Maturityの期間に対応するU.S. Dollar LIBORが恒久的に利用不能若しくはNon-Representativeとなった最初の日が後に到来する場合、当該日)とする。

Fallback Rate (SOR)に係るFallback Index Cessation Effective Date が到来した場合

Fallback Rate (SOR)に係るFallback Index Cessation Eventの発生後、Fallback Rate (SOR)に係るIndex Cessation Effective Date以降にFallback Observation Dayが到来する Calculation Period (又は当該Calculation Periodに含まれるいずれかのCompounding Period) に係るあるReset Dateにおけるレートは、MAS Recommended Rateとする。

MAS Recommended Rate に係るFallback Index Cessation Effective Date が未到来の場合

Fallback Rate (SOR)に係るFallback Index Cessation Effective Dateが到来した後の最初のシンガポールBanking Dayの終わりまでにMAS Recommended Rateが存在するものの、運営者又は正規配信者のいずれもMAS Recommended Rateを提供又は公表せず、かつ、MAS Recommended Rateに係るFallback Index Cessation Effective Dateが到来していない場合、MAS Recommended Rateを必要とする基準日について、MAS Recommended Rateへの参照は、最後に提供又は公表されたMAS Recommended Rateへの参照とみなされるものとする。

MAS Recommended Rateが不存在又はMAS Recommended Rateに係るFallback Index Cessation Effective Dateが未到来の場合

(A) Fallback Rate (SOR)に係るFallback Index Cessation Effective Dateの後に到来する最初のシンガポールBanking Dayの終わりまでにMAS Recommended Rateが存在しない場合、又は(B) MAS Recommended Rateが存在し、当該レートに係るFallback Index Cessation Effective Dateが以後到来する場合、それぞれFallback Rate (SOR)に係るFallback Index Cessation Effective Date又はMAS Recommended Rateに係る

Fallback Index Cessation Effective Date以降にFallback Observation Dayが到来する Calculation Period (又は当該Calculation Periodに含まれるいずれかのCompounding Period) に係るあるReset Dateにおけるレートは、Monetary Authority of Singapore (又はその承継運営者) によってMonetary Authority of Singapore's Websiteにおいて提供される(又はその正規配信者によって公表される)Singapore Overnight Rate Average (以下「SORA」という。)に対し、Calculation AgentがFallback Rate (SOR)と比較した期間構造又はテナーの違いに対応するために必要な調整を Calculation Methodology for Fallback Rate (SOR)を参照した上で行ったものとする。

SORAに係るFallback Index Cessation Effective Dateが未到来の場合

SORAの運営者及び正規配信者がSORAを提供及び公表せず、かつ、SORAのFallback Index Cessation Effective Dateが到来していない場合、SORAを必要とする基準日について、SORAへの参照は、最後に提供又は公表されたSORAへの参照とみなされるものとする。

本Rate Optionsに定める規定は、セクション7.8、セクション7.10及びセクション7.11 (これらに限らない。) の対象となる。

あるReset Dateにおけるレートが、Fallback Rate (SOR)を参照し決定される場合、セクション7.6は適用されないものとする。

本Rate Optionにおいて、また、本Rate Optionの規定の中でのFallback Observation Dayへの言及において、「Business Days」への言及は、本Rate Optionsの規定を参照し計算される支払債務について適用されるBusiness Daysへの言及とし、「Original SOR Rate Record Day」への言及はFallback Rate (SOR) Screenで使用される当該用語への言及とする。

定義

以下のとおり定義する。

「Original SOR Fixing Date」とは、あるReset Dateについて、別途合意されない限り、当該Reset Dateの2シンガポール及びロンドンBanking Days前の日をいう。

「SOR」とは、当該ベンチマークの運営者としてのABS Benchmarks Administration Co Pte. Ltd. (又はその承継運営者) が提供するSingapore Dollar Swap Offer Rateと称される、Singapore Dollars建ての預金に係る合成レートをいう。

「Fallback Rate (SOR)」とは、U.S. Dollar/Singapore Dollarの外国為替スワップ市場における実取引及び「Fallback Rate (SOFR)」(「USD-LIBOR-BBA」の定義に定める。)(当該定義に従い適用され得るフォールバック・レートを含む。)を参照して計算されたU.S. Dollar利息に基づくDesignated Maturityに対応するレートであって、Fallback Rate (SOR)の提供者としてのABS Benchmarks Administration CoPte. Ltd. (又はその承継情報提供者)によって、Fallback Rate (SOR) Screenにおいて(若しくはその他の手段で)提供され、又は正規配信者に対して提供され、かつ、正規配信者が公表するものをいう。

「Fallback Rate (SOR) Screen」とは、Designated Maturityの期間に対応するSORに関するフォールバックのRefinitivティッカーに対応するRefinitiv Screenで、Refinitiv

Screen <FBKSORFIX>(若しくは、適用ある場合、関連の「price history」に係る Refinitiv Screen)を通じてアクセス可能なもの又はABS Benchmarks Administration Co Pte. Ltd. (若しくはその承継情報提供者)が指定する他の公表された情報源をいう。

「Calculation Methodology for Fallback Rate (SOR)」とは、ABS Benchmarks Administration Co Pte. Ltd.により公表され、随時更新されるCalculation Methodology for Fallback Rate (SOR)をいう。

「MAS Recommended Rate」とは、Monetary Authority of Singapore又はMonetary Authority of Singaporeが正式に承認若しくは招集した委員会によってFallback Rate (SOR)の代替レートとして推奨されるレート(あらゆるスプレッド又は調整を含む。)(当該レートはMonetary Authority of Singapore若しくは他の運用者により作成される場合がある。)であって、当該レートの運営者が当該Reset Dateにつき提供するもの又は当該レートの運営者(若しくはその承継運営者)が当該レートを提供しない場合は正規配信者によって公表されるものをいう。」

THBFIX

THB-THBFIX-Reuters

セクション7.1 Rate Options

セクション7.1(aa)(i) (「THB-THBFIX-Reuters」) は、全体を削除し、かつ、以下のとおり置き換えることにより、修正する。

「(i) 「THB-THBFIX-Reuters」とは、あるReset Dateにおけるレートが、当該Reset Date の2バンコクBanking Days前の日のロンドン時間午前11:55 (又はTHBFIXベンチマーク算定方法においてTHBFIXのベンチマーク運営者が指定する修正された公表時刻)付けで、Reuters ScreenのTHBFIXページに表示されるDesignated Maturityの期間に対応するTHBFIXとなることをいう。

Index Cessation Effective Date が未到来の場合

当該レートがReuters ScreenのTHBFIXページに表示されず、かつ、Index Cessation Effective Dateが到来していない場合、当該Reset Dateに対応するレートは、当事者が関連するFloating Rate Optionとして「THB-THBFIX-Reference Banks」を指定していたものとして決定される。「THB-THBFIX-Reference Banks」に従い当該レートを決定することができず、かつ、Index Cessation Effective Dateが到来していない場合、当該Reset Dateに対応するレートは、Calculation Agentが誠実に関連するものと考えるすべての利用可能な情報を勘案して決定するものとする。

Index Cessation Effective Date が到来した場合

Index Cessation Eventの発生後、Index Cessation Effective Dateの2バンコクBanking Days後の日又はそれ以降に到来するあるReset Dateにおけるレートは、THB-THBFIX-Reutersへの参照に代わり、Original THBFIX Fixing Dateに係る「Original THBFIX Rate Record Day」に対応するFallback Rate (THBFIX)であって、関連するFallback Observation Dayのバンコク時間午前10:00時点において提供又は公表されている直近のレートを参照して決定される。当該「Original THBFIX Rate Record Day」に対応するFallback Rate (THBFIX)が、関連するFallback Observation Dayのバンコク時間午前10:00までに、Bank of Thailand(又はその承継情報提供者)により提供されず、また、正規配信者により公表されず、かつ、Fallback Rate (THBFIX)に係るFallback Index Cessation Effective Dateが到来していない場合、当該Reset Dateにおけるレートは、当該時点で提供又は公表されているFallback Rate (THBFIX)の中で直近の「Original IBOR Rate Record Day」がOriginal THBFIX Fixing Dateと一致しないことにかかわらない。)に対応するものであって、当該時点で提供又は公表されている直近のレートとする。

本Rate Optionに限り、当該Designated Maturityの期間に対応するTHBFIXがReuters ScreenのTHBFIXページに表示されず、かつ、当該Reset Dateの2バンコクBanking Days前の日において、当該Designated Maturityの期間に対応するU.S. Dollar LIBORが恒久的に廃止された場合、又は当該Designated Maturityの期間に対応するU.S. Dollar LIBORがNon-Representativeであって、当該Designated Maturityより長い期間に対応する恒久的に廃止されておらず、かつ、Non-RepresentativeでないU.S. Dollar LIBOR若しくは当該Designated Maturityより短い期間に対応する恒久的に廃止されておらず、かつ、Non-RepresentativeでないU.S. Dollar LIBORのいずれかが

存在しない場合にも、Index Cessation Eventが発生するものとする。関連するIndex Cessation Effective Dateは、当該より長い期間又はより短い期間に対応するレートが存在しなくなった最初の日(又は当該Designated Maturityの期間に対応するU.S. Dollar LIBORが恒久的に利用不能若しくはNon-Representativeとなった最初の日が後に到来する場合、当該日)とする。

Fallback Rate (THBFIX)に係るFallback Index Cessation Effective Dateが到来した場合

Fallback Rate (THBFIX)に係るFallback Index Cessation Eventの発生後、Fallback Rate (THBFIX)に係るIndex Cessation Effective Date以降にFallback Observation Dayが到来する Calculation Period (又は当該 Calculation Periodに含まれるいずれかの Compounding Period) に係るあるReset Dateにおけるレートは、BOT Recommended Rateとする。

BOT Recommended Rate に係るFallback Index Cessation Effective Date が未到来の場合

Fallback Rate (THBFIX)に係るFallback Index Cessation Effective Dateが到来した後の最初のバンコクBanking Dayの終わりまでにBOT Recommended Rateが存在するものの、運営者又は正規配信者のいずれもBOT Recommended Rateを提供又は公表せず、かつ、BOT Recommended Rateに係るFallback Index Cessation Effective Dateが到来していない場合、BOT Recommended Rateを必要とする基準日について、BOT Recommended Rateへの参照は、最後に提供又は公表されたBOT Recommended Rateへの参照とみなされるものとする。

BOT Recommended Rate が不存在又はBOT Recommended Rate に係るFallback Index Cessation Effective Date が未到来の場合

(A) Fallback Rate (THBFIX)に係るFallback Index Cessation Effective Dateの後に到来する最初のバンコクBanking Dayの終わりまでにBOT Recommended Rateが存在しない場合、又は(B) BOT Recommended Rateが存在し、当該レートに係るFallback Index Cessation Effective Dateが以後到来する場合、それぞれFallback Rate (THBFIX)に係るFallback Index Cessation Effective Date又はBOT Recommended Rateに係るFallback Index Cessation Effective Date以降にFallback Observation Dayが到来するCalculation Period(又は当該Calculation Periodに含まれるいずれかのCompounding Period)に係るあるReset Dateにおけるレートは、Bank of Thailand(又はその承継運営者)が当該ベンチマークの運用者としてのBank of Thailand (又はその承継運営者)が当該ベンチマークの運用者としてのBank of Thailand (以下「THOR」という。)に対し、Calculation AgentがFallback Rate (以下「THOR」という。)に対し、Calculation AgentがFallback Rate (THBFIX)と比較した期間構造又はテナーの違いに対応するために必要な調整をBank of Thailand THBFIX Fallback Rate Adjustments Rule Bookを参照した上で行ったものとする。

THORに係るFallback Index Cessation Effective Dateが未到来の場合UK Bank Rate

THORの運営者及び正規配信者がTHORを提供及び公表せず、かつ、THORのFallback Index Cessation Effective Dateが到来していない場合、THORを必要とする基準日について、THORへの参照は、最後に提供又は公表されたTHORへの参照とみなされるものとする。

本Rate Optionsに定める規定は、セクション7.8、セクション7.10及びセクション7.11 (これらに限らない。) の対象となる。

あるReset Dateにおけるレートが、Fallback Rate (THBFIX)を参照し決定される場合、セクション7.6は適用されないものとする。

本Rate Optionにおいて、また、本Rate Optionの規定の中でのFallback Observation Dayへの言及において、「Business Days」への言及は、本Rate Optionsの規定を参照し計算される支払債務について適用されるBusiness Daysへの言及とし、「Original THBFIX Rate Record Day」への言及はFallback Rate (THBFIX) Screenで使用される当該用語への言及とする。

定義

以下のとおり定義する。

「Original THBFIX Fixing Date」とは、あるReset Dateについて、別途合意されない限り、当該Reset Dateの2バンコクBanking Days前の日をいう。

「THBFIX」とは、当該ベンチマークの運営者としてのBank of Thailand (又はその承継運営者) が提供するThai Baht Interest Rate Fixingと称される、スワップオファードポイントに由来するThai Baht建ての預金に係る合成レートをいう。

「Fallback Rate (THBFIX)」とは、U.S. Dollar/Thai Bahtの外国為替スワップ市場における実取引及び「Fallback Rate (SOFR)」(「USD-LIBOR-BBA」の定義に定める。)(当該定義に従い適用され得るフォールバック・レートを含む。)を参照して計算されたU.S. Dollar利息に基づくDesignated Maturityに対応するレートであって、Fallback Rate (THBFIX)の提供者としてのBank of Thailand(又はその承継情報提供者)によって、Fallback Rate (THBFIX) Screenにおいて(若しくはその他の手段で)提供され、又は正規配信者に対して提供され、かつ、正規配信者が公表するものをいう。

「Fallback Rate (THBFIX) Screen」とは、Designated Maturityの期間に対応するTHBFIXに関するフォールバックのRefinitivティッカーに対応するRefinitiv Screenで、Refinitiv Screen <FBKTHBFIX>(若しくは、適用ある場合、関連の「price history」に係るRefinitiv Screen)を通じてアクセス可能なもの又はBank of Thailand(若しくはその承継情報提供者)が指定する他の公表された情報源をいう。

「Bank of Thailand THBFIX Fallback Rate Adjustments Rule Book」とは、Bank of Thailandにより公表され、随時更新されるTHBFIX Fallback Rate Adjustments Rule Bookをいう。

「BOT Recommended Rate」とは、Bank of Thailand又はBank of Thailandが正式に承認若しくは招集した委員会によってFallback Rate (THBFIX)の代替レートとして推奨されるレート(あらゆるスプレッド又は調整を含む。)(当該レートはBank of Thailand若しくは他の運用者により作成される場合がある。)であって、当該レートの運営者が当該Reset Dateにつき提供するもの又は当該レートの運営者(若しくはその承継運営者)が当該レートを提供しない場合は正規配信者によって公表されるものをいう。」

Floating Rate Optionsに関連する一般的な定義

(a) セクション7.2(a)は、以下の新たなセクション7.2(a) $(xxix)^4$ を追加することにより、変更する。

「Refinitive Screen」とは、指定されたページ及びいずれかのFloating Rate Optionに関連して用いられる場合、Refinitiveサービスにおいてそのように指定された表示ページ又はあらゆるSuccessor Sourceをいう。

- (b) セクション7.3は、セクション7.3(h)の直後に以下を追加することにより、変更する。
 - 「(i) 「Index Cessation Event」とは、あるApplicable Rateにつき、以下のいずれかをいう。
 - (i) 当該Applicable Rateの運営者自らの又は当該運営者の代理による公式の声明又は情報の公表であって、当該運営者は当該Applicable Rateの提供を恒久的又は無期限に停止した又は停止する旨を発表するもの(ただし、当該声明又は公表時において、当該Applicable Rateの提供を継続する承継運営者が存在しない場合に限る。)。
 - (ii) 当該Applicable Rateの運営者に係る規制監督当局、当該Applicable Rateの通貨に係る中央銀行、当該Applicable Rateの運営者に対する管轄権を有する倒産管財人、当該Applicable Rateの運営者に対する管轄権を有する破綻処理当局又は類似の倒産若しくは破綻処理に係る権限を有する裁判所若しくは機関による公式の声明又は情報の公表であって、当該運営者は当該Applicable Rateの提供を恒久的又は無期限に停止した又は停止する旨を述べるもの(ただし、当該声明又は公表時において、当該Applicable Rateの提供を継続する承継運営者が存在しない場合に限る。)。
 - (iii) 当該Applicable RateがSterling LIBOR、Swiss Franc LIBOR、U.S. Dollar LIBOR、Euro LIBOR又はYen LIBORである場合に限り、当該Applicable Rateの運営者に係る規制監督当局による公式の声明又は情報の公表であって、(A)当該規制監督当局が、当該Applicable Rateが測定しようとする対象の市場及び経済的実態を当該Applicable Rateはもはや反映していない又は将来の特定の時点において反映しなくなる、そしてその指標性は回復されないと判断したこと、並びに(B)当該声明又は公表が、各種契約において規定された、当該監督当局による公表停止前の宣言によって発効するフォールバックを適用させる契約上の条件(実際にどのように規定されているかを問わない。)を満たすこととなることを認識した上でなされるということが言及されているもの。

Index Cessation Eventは、セクション7.1(t)(iii)、セクション7.1(aa)(i)又はセクション8.5に従って発生する場合もある。

(j) 「Index Cessation Effective Date」とは、あるApplicable Rate及び1以上のIndex Cessation Eventsにつき、当該Applicable Rateが提供されなくなった最初の日又

²⁰⁰⁶ ISDA Definitions 関するサプルメント第 19 号は、一定の情報源をセクション 7.2(a)(xiv)、(xv)及び(xvi)に追加した。これらの情報源はセクション 7.2(a)(xvi)、(xvii)及び(xviii)に追加すべきものであった。後続のサプルメントは、サプルメント第 19 号における番号の過誤を引き継いでいる。もっとも、ここではセクション 7.2(a)(xxix)(正しいセクション番号)を参照している。

はLIBOR Rate Option(セクション8.6(q)において定義される。)については、(i)当該Applicable Rateがセクション7.3(i)(iii)において企図される最新の声明若しくは公表を参照してNon-Representativeとなる最初の日(当該日において当該Applicable Rateの公表が継続しているか否かにかかわらない。)若しくは(ii)当該 Applicable Rateが提供されなくなった最初の日をいう。ただし、当該Applicable RateがRelevant Original Fixing Dateにおいて提供されなくなるにもかかわらず、当該Rate Optionの条件に従い観測されるべき時点において、当該Applicable Rateが提供された場合(かつ、LIBOR Rate Optionについては、それがNon-Representativeでない場合)、Index Cessation Effective Dateは当該レートが通常であれば次に公表されたであろう日とする。あるIndex Cessation Event Dateは、セクション7.1(t)(iii)、セクション7.1(aa)(i)又はセクション8.5に従って到来する場合もある。

- (k) 「Applicable Rate」とは、あるSwap Transactionに関し、以下の各セクションと の関係でそれぞれに定めるものをいう。
 - (i) セクション7.1(w)(i)及びセクション7.1(w)(ii)につき、Sterling LIBOR
 - (ii) セクション7.1(y)(i)及びSection 7.1(y)(ii)につき、Swiss Franc LIBOR
 - (iii) セクション7.1(ab)(xxii)及びセクション7.1(ab)(xxiii)につき、U.S. Dollar LIBOR
 - (iv) セクション7.1(f)(v)及びセクション7.1(f)(vi)につき、Euro LIBOR
 - (v) セクション7.1(f)(i)につき、EURIBOR
 - (vi) セクション7.1(l)(iii)、セクション7.1(l)(iv)及びセクション7.1(l)(v)につき、 Yen LIBOR
 - (vii) セクション7.1(l)(xviii)及びセクション7.1(l)(viii)につき、Yen TIBOR
 - (viii) セクション7.1(l)(ix)につき、Euroyen TIBOR
 - (ix) セクション7.1(a)(iii)、セクション7.1(a)(iv)及びセクション7.1(a)(v)につき、BBSW
 - (x) セクション7.1(b)(i)及びセクション7.1(b)(ii)につき、CDOR
 - (xi) セクション7.1(g)(iii)及びセクション7.1(g)(iv)につき、HIBOR
 - (xii) セクション7.1(t)(iii)及びセクション7.1(aa)(i)につき、U.S. Dollar LIBOR
- (l) 「Fallback Index Cessation Event」とは、あるApplicable Fallback Rateにつき、以下のいずれかをいう。
 - (i) 当該Applicable Fallback Rateの運営者若しくは提供者自らの又は当該運営者若しくは提供者の代理による公式の声明又は情報の公表であって、当該運営者又は提供者は当該Applicable Rateの提供を恒久的又は無期限に停止した又は停止する旨を発表するもの(ただし、当該声明又は情報の公

表時において、当該Applicable Rateの提供を継続する承継運営者又は承継提供者が存在しない場合に限る。)。

(ii)

- (A) 当該 Applicable Fallback Rate が Fallback Rate (SONIA)、Fallback Rate (SARON)、Fallback Rate (SOFR)、Fallback Rate (EuroSTR)、Fallback Rate (TONA)、Fallback Rate (AONIA)、Fallback Rate (CORRA)又は Fallback Rate (HONIA)である場合、その Underlying Rate の運営者に係る規制監督当局、当該 Underlying Rate の運営者に対する管轄権を有する倒産管財人、当該 Underlying Rate の運営者に対する管轄権を有する破綻処理当局又は類似の倒産若しくは破綻処理に係る権限を有する裁判所若しくは機関による公式の声明又は情報の公表であって、当該運営者は当該 Underlying Rate の提供を恒久的又は無期限に停止した又は停止する旨を述べるもの(ただし、当該声明又は情報の公表時において、当該 Underlying Rate の提供を継続する承継運営者が存在しない場合に限る。)。
- (B) 当該 Applicable Fallback Rate が SONIA、GBP Recommended Rate、 SARON, NWG Recommended Rate, Modified SNB Policy Rate, SOFR, Fed Recommended Rate, OBFR, FOMC Target Rate, EuroSTR, ECB Recommended Rate, Modified EDFR, TONA, JPY Recommended Rate, AONIA, RBA Recommended Rate, CORRA, CAD Recommended Rate, BOC Target Rate, HONIA, HKD Recommended Rate, Fallback Rate (SOR), MAS Recommended Rate, SORA, Fallback Rate (THBFIX)、BOT Recommended Rate 又は THOR である場合、当該 Applicable Fallback Rate の運営者に係る規制監督当局、当該 Underlying Rate の通貨に係る中央銀行、当該 Applicable Fallback Rate の運営者に対する管轄権を有する倒産管財人、当該 Applicable Fallback Rate の運営者に対する管轄権を有する破綻処理当局又は類 似の倒産若しくは破綻処理に係る権限を有する裁判所若しくは機関 による公式の声明又は情報の公表であって、当該運営者は当該 Applicable Fallback Rate の提供を恒久的又は無期限に停止した又は停 止する旨を述べるもの(ただし、当該声明又は情報の公表時におい て、当該 Applicable Fallback Rate の提供を継続する承継運営者又は 承継提供者が存在しない場合に限る。)。

当該Applicable Fallback RateがModified SNB Policy Rate又はModified EDFRである場合、本セクション7.3(l)における当該レートの運営者又は提供者への言及は、Modified SNB Policy Rate又はModified EDFRの定義においてそれぞれ参照されるインデックス、ベンチマーク又は他の価格情報源の運営者又は提供者への言及とみなすものとする。

(m) 「Fallback Index Cessation Effective Date」とは、あるFallback Index Cessation Eventにつき、Applicable Fallback Rateが提供されなくなった最初の日をいう。 仮に、関連するRate Optionの条件に基づきあるReset Dateに対応するレートを 決定すべき同じ日に当該Applicable Fallback Rateの提供が停止されたものの、 当該関連のRate Optionの条件に基づきレートが観測されるべき時刻(又は当

該関連のRate Optionの条件においてかかる時刻が指定されていない場合、レートが通常であれば公表される時刻)においてレートが提供された場合、Fallback Index Cessation Effective Dateは当該レートが通常であれば次に公表されたであろう日とする。Applicable Fallback RateがModified SNB Policy Rate又はModified EDFRである場合、本セクション7.3(m)における当該Applicable Fallback Rateへの言及は、Modified SNB Policy Rate又はModified EDFRの定義においてそれぞれ言及されるインデックス、ベンチマーク又は他の価格情報源への言及とみなす。

- (n) 「Applicable Fallback Rate」とは、あるSwap Transactionに関し、以下の各セクションとの関係でそれぞれに定めるもの又はそれぞれにつき各セクション内で企図された他のそれに続くフォールバックをいう。
 - (i) セクション7.1(w)(i) 及びセクション7.1(w)(ii) につき、Fallback Rate (SONIA)
 - (ii) セクションSection 7.1(y)(i)及びセクション7.1(y)(ii)につき、Fallback Rate (SARON)
 - (iii) セクション7.1(ab)(xxii)及びセクション7.1(ab)(xxiii)につき、Fallback Rate (SOFR)
 - (iv) セクション7.1(f)(v)、Section 7.1(f)(vi)及びセクション7.1(f)(i)につき、Fallback Rate (EuroSTR)
 - (v) セクション 7.1(l)(iii)、Section 7.1(l)(iv)、Section 7.1(l)(v)、Section 7.1(l)(xviii)、Section 7.1(l)(viii)及びセクション7.1(l)(ix)につき、Fallback Rate (TONA)
 - (vi) セクション7.1(a)(iii)、Section 7.1(a)(iv)及びセクション7.1(a)(v)につき、Fallback Rate (AONIA)
 - (vii) セクション7.1(b)(i)及びセクション7.1(b)(ii)につき、Fallback Rate (CORRA)
 - (viii) セクション7.1(g)(iii) 及びセクション7.1(g)(iv) につき、Fallback Rate (HONIA)
 - (ix) セクション7.1(t)(iii)につき、Fallback Rate (SOR)
 - (x) セクション7.1(aa)(i)につき、Fallback Rate (THBFIX)
- (o) 「Underlying Rate」とは、(i) Applicable Fallback RateがFallback Rate (SONIA)である場合、SONIAを、(ii) Applicable Fallback RateがFallback Rate (SARON)である場合、SARONを、(iii) Applicable Fallback RateがFallback Rate (SOFR)である場合、SOFRを、(iv) Applicable Fallback RateがFallback Rate (EuroSTR)である場合、EuroSTRを、(v) Applicable Fallback RateがFallback Rate (TONA)である場合、TONAを、(vi) Applicable Fallback RateがFallback Rate (AONIA)である場合、AONIAを、(vii) Applicable Fallback RateがFallback Rate (CORRA)である場合、CORRAを、及び(viii) Applicable Fallback RateがFallback Rate (HONIA)である場合、HONIAをいう。

- (p) 「Relevant Original Fixing Date」とは、以下の各セクションとの関係でそれぞれに定めるものをいう。
 - (i) セクション7.1(w)(i)及びセクション7.1(w)(ii)につき、Original GBP Fixing Date
 - (ii) セクション7.1(y)(i)及びセクション7.1(y)(ii)につき、Original CHF Fixing Date
 - (iii) セクション7.1(ab)(xxii)及びセクション7.1(ab)(xxiii)につき、Original USD Fixing Date
 - (iv) セクション7.1(f)(v)、セクション7.1(f)(vi)及びセクション7.1(f)(i)につき、 Original EUR Fixing Date
 - (v) セクション7.1(l)(iii)、セクション7.1(l)(iv)及びセクション7.1(l)(v)につき、 Original JPY LIBOR Fixing Date
 - (vi) セクション7.1(l)(xviii)及びセクション7.1(l)(viii)につき、Original JPY TIBOR Fixing Date
 - (vii) セクション7.1(l)(ix)につき、Original Euroyen TIBOR Fixing Date
 - (viii) セクション7.1(a)(iii)、セクション7.1(a)(iv)及びセクション7.1(a)(v)につき、 Original AUD Fixing Date
 - (ix) セクション7.1(b)(i)及びセクション7.1(b)(ii)につき、Original CAD Fixing Date
 - (x) セクション7.1(g)(iii)及びセクション7.1(g)(iv)につき、Original HKD Fixing Date
 - (xi) セクション7.1(t)(iii)につき、Original SOR Fixing Date
 - (xii) セクション7.1(aa)(i)につき、Original THBFIX Fixing Date
- (q) 「Non-Representative」とは、あるLIBOR Rate Option(セクション8.6(p)において定義される。)につき、Applicable Rateの運営者に係る規制監督当局が、(i) 当該Applicable Rateが測定しようとする市場及び経済的実態を当該Applicable Rateはもはや反映しておらず、そしてその指標性は回復されないと判断し、かつ、(ii)各種契約において規定された、当該監督当局による公表停止前の宣言によって発効するフォールバックを適用させる契約上の条件(実際にどのように規定されているかを問わない。)を満たすこととなった又はなることを認識していることをいう。ただし、当該Applicable Rateはセクション7.3(i)(iii)において企図される最新の声明又は公表において示された日を参照してNon-Representativeとなる。
- (r) セクション7.1(t)(iii)、セクション7.1(aa)(i)、セクション7.9、セクション7.10、セクション8.5及びセクション8.6につき、Non-Representativeの定義における Applicable Rateへの言及はApplicable Rateの該当するテナーへの言及とみなす。

- (s) セクション7.1(t)(iii)、セクション7.1(aa)(i)、セクション7.9、セクション7.10、セクション7.11、セクション8.5及びセクション8.6につき、恒久的に利用不能となる、恒久的に廃止される又は恒久的に公表が停止するレートに対する言及は、Section 7.3(i)(i)又は(ii)に基づきレートの該当するテナーにつきIndex Cessation Eventを構成するであろう公式の声明又は情報の公表後に恒久的に利用不能となる、恒久的に廃止される又は恒久的に公表が停止する当該テナーに係るレートへの言及とみなすものとする。
- (t) 「Fallback Observation Day」とは、あるReset Date及び当該Reset Dateに関連する Calculation Period (又は当該Calculation Periodに含まれるいずれかの Compounding Period) につき、別段の合意のない限り、関連するPayment Date の2 Business Days前の日をいう。
- (u) 「Bloomberg IBOR Fallback Rate Adjustments Rule Book」とは、Bloomberg Index Services Limited(又はISDAが随時承認若しくは指名するその承継情報提供者)によって公表され、かつ、その条件に従い随時更新されるIBOR Fallback Rate Adjustments Rule Bookをいう。
- (c) セクション7.6(a)は、「から得られる情報」(「is based on information obtained from the」)の語句の直前に「Refinitiv Screen、New York Fed's Website、Federal Reserve's Website」を追加することにより、変更する。
- (d) セクション7.7は、当該セクション7.7の末尾に「適用されるFloating Rate Optionが「HKD-HIBOR-HKAB」 Rate Option又は「HKD-HIBOR-HKAB-Bloomberg」 Rate Optionのいずれかを参照することにより指定され、かつ、HIBORにつき Index Cessation Effective Dateが到来した場合、本セクション7.7はそれらのRate Optionsには適用されなくなるものとする。」(「If the applicable Floating Rate Option is specified by reference to either the "HKD-HIBOR-HKAB" or "HKD-HIBOR-HKAB-Bloomberg" Rate Option and an Index Cessation Effective Date in respect of HIBOR has occurred, this Section 7.7 shall cease to apply with respect to those Rate Options.」)の一文を追加することにより、変更する。
- (e) アーティクル7は、セクション7.7の直後に以下を追加することにより、変更する。

「7.8 Floating Rate Option に対する修正に係る事前の承認

- (a) あるSwap Transactionにつき、定義、算定方法、計算式又はFloating Rate Optionを算出する他の方法(又は、適用ある場合、Floating Rate Optionにおいて言及されるインデックス、ベンチマーク又は他の価格情報源)が修正された場合であっても、当該Floating Rate Option(又は当該Floating Rate Optionにおいて言及されるインデックス、ベンチマーク又は他の価格情報源)への言及は、修正後の、Floating Rate Optionにおいて言及されるインデックス、ベンチマーク又は他の価格情報源)への言及とすることを、各当事者は別段の指定又は合意のない限り予め認める。
- (b) セクション7.8の規定とSection 7.1におけるRate Optionの規定(セクション7.1において用いられる用語及びセクション7.3において定義される用語を含み、かつ、当該Rate Optionに適用されるセクション8.5を含む。) との間

に齟齬がある場合、当該Rate Optionの規定(当該Rate Optionに適用されるセクション8.5を含む。)が優先するものとする。

7.9 「Linear Interpolation」が適用されると指定されたCalculation Periodに対応する主要なIBOR Rate Optionのフォールバック

- (a) Linear Interpolationが適用されると指定されたいずれかのCalculation Period につき、当該Calculation Period又は当該Calculation Periodに含まれるいずれかのCompounding Periodに係るReset DateにおけるRelevant Rateが、セクション7.3(k)(i)から(xi)において言及されるセクションのいずれかに定めるRate Optionを参照して決定されるべき場合、以下の規定を適用する。
 - (i) 以下のサブセクション(ii)に服することを前提として、セクション 8.3を適用するものとする。ただし、当該適用の際に、以下の規定 を適用する。
 - (A) ある LIBOR Rate Option (セクション 8.6(p)において定義される。) につき、「及び Non-Representative でない」(「and which are not Non-Representative」)という語句を、セクション 8.3 の「次に短い」(「next shorter」)及び「次に長い」(「next longer」)の語句の前に挿入したものとみなす。
 - (B) セクション8.3における「当該Floating Rate Option」(「relevant Floating Rate Option」)への言及は、当該Floating Rate Optionのために指定された第一階層のレートがAdministrator(セクション8.6(a)において定義される。)により提供されていない、指定された情報源(指定されたスクリーン又は指定されたページを含む。)に表示されていない又はNon-Representativeである場合、当該Floating Rate Optionにつき指定されたいかなるフォールバックも考慮しないものとする。
 - (C) セクション8.3に基づき、当事者により、Relevant Rateを決定する基準である代替のDesignated Maturitiesが1つ以上合意されており、かつ、当該Designated Maturityのいずれかに対応するRate Optionに係るApplicable Rateが恒久的に廃止された場合(又はLIBOR Rate Optionについては、Non-Representativeである場合)、セクション8.5を適用するものとする(ただし、セクション8.5のサブパラグラフ(iii)の直後のパラグラフは適用しないものとする。)。
 - (ii) (A)あるReset Dateに対応するレートを決定するために用いるべき Rate Optionに係るApplicable Rateのテナーが恒久的に廃止され(若しくはLIBOR Rate Optionについては、Non-Representativeであり)、(B) 当該 Reset Dateにおいて、(I) Calculation Period若しくは Compounding Periodの長さより次に短い利用可能なレート(若しくはLIBOR Rate Optionについては、Non-Representativeでない利用可能なレート)若しくはCalculation Period若しくはCompounding Periodの長さより次に長い利用可能なレート(若しくはLIBOR Rate Optionについては、Non-Representativeでない利用可能なレート)のいずれか

が存在しない、若しくは(II)当事者により、Relevant Rateを決定する 基準である代替のDesignated Maturitiesが1つ以上合意されており、 かつ、かかる特定のDesignated Maturitiesを有する当該Rate Optionに 対応するApplicable Rateが恒久的に廃止された(若しくはLIBOR Rate Optionについては、Non-Representativeである)ことにより、セクション8.3を適用せず、かつ、(C)当該Reset Dateにつき、Nearest Long Rate若しくはNearest Short Rateのいずれかがないことにより、 (上記サブセクション(i)により修正されたとみなす)セクション 8.5を適用しない場合、

当該Rate Optionの規定にかかわらず、当該Calculation Period又は当該Calculation Periodに含まれるいずれかのCompounding Periodに係るReset DateにおけるRelevant Rateは、以下の計算式により決定されるものとする。

Adjusted RFR + Interpolated Spread

上記につき以下を適用する。

「Adjusted RFR」とは、以下の計算式により決定されるものとする。

$$\frac{Day \ Count_{IBOR}}{Day \ Count_{RFR}} \times \frac{Day \ Count_{RFR}}{d} \times \left[\prod_{i=1}^{d_0} \left(1 + \frac{RFR_i \times n_i}{Day \ Count_{RFR}} \right) - 1 \right];$$

「 d_0 」とは、該当する Observation Period 中の Reference Rate Business Days の日数をいう。

「Observation Period」とは、あらゆる Calculation Period 又は Compounding Periodにつき、Observation Period Start Date (同日を含む。) からObservation Period End Date (同日を含まない。) までの期間をいう。

「Observation Period Start Date」とは、該当するCalculation Period又はCompounding Periodの初日の2 Applicable Reference Rate Business Days前の日をいう。

「Observation Period End Date」とは、該当するCalculation Period又は Compounding Periodの終端におけるPeriod End Date又はCompounding Dateの2 Applicable Reference Rate Business Days前の日をいう。ただ し、最終のCalculation Period又はCompounding Periodについては、 Termination Dateの2 Applicable Reference Rate Business Days前の日を いう。

「i」とは、1からdoまでの一連の整数をいい、それぞれ、該当する Observation Periodにおける最初のApplicable Reference Rate Business Day(同日を含む。)からの日付順のReference Rate Business Dayを 意味するものとする。 「RFR_i」とは、Observation Period中の「i」に相当する日につき、以下に定めるレートに等しいものであって、いずれの場合にも当該レートの運営者により当該日に係るものとして提供されたものをいう。

- (a) Floating Rate Option が GBP-LIBOR-BBA 又は GBP-LIBOR-BBA-Bloomberg である場合、SONIA(当該 Rate Option において定義される。)
- (b) Floating Rate Option が CHF-LIBOR-BBA 又は CHF-LIBOR-BBA-Bloomberg である場合、SARON(当該 Rate Option において定義される。)
- (c) Floating Rate Option が USD-LIBOR-BBA 又は USD-LIBOR-BBA-Bloomberg である場合、SOFR(当該 Rate Option において定義される。)
- (d) Floating Rate Option が UR-LIBOR-BBA、EUR-LIBOR-BBA-Bloomberg 又は EUR-EURIBOR-Reuters である場合、EuroSTR (当該 Rate Option において定義される。)
- (e) Floating Rate Optionが JPY-LIBOR-FRASETT、JPY-LIBOR-BBA、JPY-LIBOR-BBA-Bloomberg、JPY-TIBOR-17097、JPY-TIBOR-TIBM (All Banks)-Bloomberg 又は JPY-TIBOR-ZTIBOR である場合、TONA(当該 Rate Option において定義される。)
- (f) Floating Rate Optionが AUD-BBR-AUBBSW、AUD-BBR-BBSW 又は AUD-BBR-BBSW-Bloomberg である場合、AONIA(当該 Rate Option において定義される。)
- (g) Floating Rate Option が CAD-BA-CDOR 又は CAD-BA-CDOR-Bloomberg である場合、CORRA(当該 Rate Option において定義される。)
- (h) Floating Rate Option が HKD-HIBOR-HKAB 又は HKD-HIBOR-HKAB-Bloomberg である場合、HONIA(当該 Rate Option において定義される。)

 $\lceil n_i \rceil$ とは、iの日(同日を含む。)から次のReference Rate Business Day(同日を含まない。)までの暦日の日数をいう。

「Day Count_{RFR}」とは、RFR_iに係る日数計算の基準(Bloomberg IBOR Fallback Rate Adjustments Rule BookのAppendix A (*Rate Adjustment Information*)中のTable 4 (*Reference Rate Information*)に示される。)をいう。

「Day Count_{IBOR}」とは、該当する「IBOR」に係る日数計算の基準 (Bloomberg IBOR Fallback Rate Adjustments Rule BookのAppendix A (*Rate Adjustment Information*)中のTable 2 (*IBOR Information*)に示され る。)をいう。 「d」とは、該当するObservation Period中の暦日の日数をいう。

「Applicable Reference Rate Business Day」とは、該当するRate Option を参照して計算される支払債務に適用されるReference Rate Business Dayであり、かつ、該当するRate Optionを参照して計算される支払債務に適用されるBusiness Dayである日をいう。

「Reference Rate Business Day」とは、Bloomberg IBOR Fallback Rate Adjustments Rule Bookにおいて当該用語につき定められたものを意味する。

「Spread Adjustment」 と は 、Bloomberg IBOR Fallback Rate Adjustments Rule Bookにおいて当該用語につき定められたものを意味する。

「Spread Adjustment Fixing Date」とは、Bloomberg IBOR Fallback Rate Adjustments Rule Bookにおいて当該用語につき定められたものを意味する。

「Interpolated Spread」とは、該当するFloating Rate Option及び Applicable Rateにつき、(a) Observation Period End Date以前に、該当 するCalculation Period又はCompounding Periodの長さより短いTenor と長いTenorの両方につきSpread Adjustment Fixing Datesが到来した 場合、Bloomberg Index Services Limited(又はISDAが随時承認若し くは指名するその承継情報提供者) によりRelevant Spread Screenに おいてそれぞれ公表された2つのSpread Adjustments(うち一方は当 該Calculation Period又はCompounding Periodの長さより次に短い Tenorに対応するものとし、他方は当該Calculation Period又は Compounding Periodの長さより次に長いTenorに対応するものとす る。)を参照して直線補間の方法によりCalculation Agentにより決 定されるレートをいい、(b)該当するCalculation Period又は Compounding Periodの長さより短いTenor又は当該Calculation Period 又はCompounding Periodの長さより長いTenorのいずれか一方のみに つきSpread Adjustment Fixing Datesが到来した場合、Bloomberg Index Services Limited (又はISDAが随時承認若しくは指名するその承継情 報提供者) によりRelevant Spread Screenにおいて公表された、当該 Calculation Period又はCompounding Periodの長さより、場合に応じて、 次に短い又は次に長いTenorに対応するSpread Adjustmentに等しいレ ートをいう。

「Tenor」とは、Bloomberg IBOR Fallback Rate Adjustments Rule Book において当該用語につき定められたものを意味する。

「Relevant Spread Screen」とは、以下に定めるものをいう。

(a) Floating Rate Option が GBP-LIBOR-BBA 又は GBP-LIBOR-BBA-Bloomberg の場合、Fallback Rate (SONIA) Screen(当該 Rate Option において定義される。)

- (b) Floating Rate Option が CHF-LIBOR-BBA 又は CHF-LIBOR-BBA-Bloomberg の場合、Fallback Rate (SARON) Screen (当該 Rate Option において定義される。)
- (c) Floating Rate Option が USD-LIBOR-BBA 又は USD-LIBOR-BBA-Bloomberg の場合、Fallback Rate (SOFR) Screen(当該 Rate Option において定義される。)
- (d) Floating Rate Option が EUR-LIBOR-BBA、EUR-LIBOR-BBA-Bloomberg 又は EUR-EURIBOR-Reuters の場合、Fallback Rate (EuroSTR) Screen(当該 Rate Option において定義される。)
- (e) Floating Rate Optionが JPY-LIBOR-FRASETT、JPY-LIBOR-BBA、JPY-LIBOR-BBA-Bloomberg、JPY-TIBOR-17097、JPY-TIBOR-TIBM (All Banks)-Bloomberg 又は JPY-TIBOR-ZTIBOR の場合、Fallback Rate (TONA) Screen(当該 Rate Option において定義される。)
- (f) Floating Rate Option が AUD-BBR-AUBBSW、AUD-BBR-BBSW 又は AUD-BBR-BBSW-Bloomberg の場合、Fallback Rate (AONIA) Screen(当該 Rate Option において定義される。)
- (g) Floating Rate Option が CAD-BA-CDOR 又は CAD-BA-CDOR-Bloomberg の場合、Fallback Rate (CORRA) Screen (当該 Rate Option において定義される。)
- (h) Floating Rate Option が HKD-HIBOR-HKAB 又は HKD-HIBOR-HKAB-Bloomberg の場合、Fallback Rate (HONIA) Screen(当該 Rate Option において定義される。)
- (iii) Bloomberg IBOR Fallback Rate Adjustments Rule Bookが改定され、上記サブセクション(ii)において用いる定義された用語がBloomberg IBOR Fallback Rate Adjustments Rule Bookにおいて定義されなくなった場合、又はBloomberg IBOR Fallback Rate Adjustments Rule Bookが差し替えられた場合、上記サブセクション(ii)に定める計算式を適用するため、Calculation Agentは当該差異又は差替えに対応するため必要な調整を行うものとする。
- (b) 本セクション7.9の規定とセクション7.3(k)(i)から(xi)において言及される セクションのいずれかに定めるあるRate Optionの規定(なお、あるRate Optionの規定が、当該レートが恒久的に利用不能となる場合、又は LIBOR Rate OptionについてはNon-Representativeとなる場合におけるフォ ールバックを定めている場合、これを含む。)との間に齟齬がある場合、 該当するCalculation Period又はCompounding Periodのそれぞれについては 本セクション7.9が優先するものとする。
- 7.10 「Linear Interpolation」が適用されると指定されたCalculation Periodに対応するSGD-SOR-VWAP及びTHB-THBFIX-Reutersのフォールバック

- (a) Linear Interpolationが適用されると指定されたいずれかのCalculation Period につき、当該Calculation Period又は当該Calculation Periodに含まれるいずれかのCompounding Periodに係るReset DateにおけるRelevant RateがSGD-SOR-VWAP又はTHB-THBFIX-Reutersを参照して決定されるべき場合、以下を適用する。
 - (i) セクション8.3を適用するものとする。ただし、セクション8.3における「該当するFloating Rate Option」(「relevant Floating Rate Option」)への言及は、当該Floating Rate Optionのために指定された第一階層のレートがAdministrator(セクション8.6(a)において定義される。)により提供されていない又は指定された情報源に表示されていない場合、当該Floating Rate Optionにつき指定されたいかなるフォールバックも考慮しないものとする。
 - (ii) (A) Calculation Period若しくはCompounding Periodの長さより次に短い利用可能なレート若しくはCalculation Period若しくはCompounding Periodの長さより次に長い利用可能なレートのいずれかが存在しない、又は(B)当事者により、Relevant Rateを決定する基準である代替のDesignated Maturitiesが1つ以上合意されており、かつ、かかる特定のDesignated Maturitiesを有するSOR若しくはTHBFIXがそれぞれ恒久的に廃止されたことにより、セクション8.3を適用しない場合、当該Calculation Period又は当該Calculation Periodに含まれるいずれかのCompounding Periodに係る当該Reset Dateにおけるレートは、以下の計算式により決定されるものとする。

$$\left\{ \left[\left(\frac{\text{Averaged}}{\text{Spot Rate}} + \frac{\text{Interpolated}}{\text{Forward Points}} \right) \times \left(1 + \frac{\text{USD Rate X # days}}{360} \right) \right] - 1 \right\} \times \frac{365}{\text{# days}} \times 100$$

上記につき以下を適用する。

「Averaged Spot Rate」とは、以下に定めるものをいう。

- (a) Relevant Rate が SGD-SOR-VWAP を参照して決定すべきものである場合、Original SOR Fixing Date のシンガポール時間午後4:45 時点で Reuters Screen <ABSFIX01>の「SGD Reference」の項目の下にそれぞれそのとおり公表される、該当するCalculation Period 又は Compounding Period の長さより次に短いFX スワップの短期レグに対応する USD/SGD のスポットレートと当該 Calculation Period 又は Compounding Period の長さより次に長いFX スワップの短期レグに対応する USD/SGD のスポットレートの平均値
- (b) Relevant Rate が THB-THBFIX-Reuters を参照して決定すべきものである場合、Original THBFIX Fixing Date のバンコク時間午後3:30時点で Reuters Screen < THBFIX>において公表されているUSD/THBのスポットレート

「Interpolated Forward Points」とは、Original SOR Fixing Date のシンガポール時間午後 4:45 時点で Reuters Screen <ABSFIX01>の「SGD Fwd Pts」の項目の下に又は Original THBFIX Fixing Date のバンコク時間午後 3:30 時点で Reuters Screen <THBFIX>において、それぞれそのとおり公表される、該当する Calculation Period 又は Compounding Period の長さより次に短い FX スワップの長期レグに対応する USD/SGD 又は USD/THB のそれぞれの FX フォワードポイントと当該 Calculation Period 又は Compounding Period の長さより次に長い FX スワップの長期レグに対応する USD/SGD 又は USD/THB のそれぞれの FX フォワードポイントの直線補間をいう。

「USD Rate」とは、以下に定めるものをいう。

- (a) 2 つの U.S. Dollar LIBOR レート(うち一方は Designated Maturity が、恒久的に廃止されておらず、かつ、Non-Representative でもない U.S. Dollar LIBOR に対する期間であって該当する Calculation Period 又は Compounding Period の長さより次に短いものであると仮定して決定されるものとし、他方は Designated Maturityが、恒久的に廃止されておらずかつ Non-Representative でもない U.S. Dollar LIBOR に対する期間であって該当する Calculation Period 又は Compounding Period の長さより次に長いものであると仮定して決定されるものとする。)を参照して直線補間の方法により決定されるレートをいう。
- (b) かかる短期又は長期の U.S. Dollar LIBOR レートが利用不能である場合、USD-LIBOR-BBA が適用される Floating Rate Optionであり、かつ、以下が適用されると仮定して、当該 Calculation Period (又は当該 Calculation Period に含まれるいずれかの Compounding Period) に係るセクション 7.9(a)(ii)に定める計算式に従い決定されるレートをいう。
 - (i) 「Observation Period Start Date」は、該当する Calculation Period 又は Compounding Period の初日の 2 Observation Period Business Days 前の日である。ただし、当該日が U.S. Government Securities Business Day でない場合、 Observation Period Start Date は当該日の直前の U.S. Government Securities Business Day である日とする。
 - (ii) 「Observation Period End Date」は、該当する Calculation Period 又は Compounding Period の終端における Period End Date 又は Compounding Date の 2 Observation Period Business Days 前の日であり、最終の Calculation Period 又は Compounding Period については、Termination Date の 2 Observation Period Business Days 前の日である。ただし、各場合において、当該日が U.S. Government Securities Business Day でない場合、Observation Period End Date は当該日の直前の U.S. Government Securities Business Day である日とする。

「Observation Period Business Day」とは、(a) Singapore Business Day 又は Bangkok Business Day のそれぞれであって、かつ、(B)該当する Rate Option を参照して計算される支払債務に適用される Business Day である日をいう。

「#days」とは、計算が行われる Calculation Period 又は Compounding Period 中の暦日の日数をいう。

- (b) 本セクション7.10の規定とセクション7.1(t)(iii) (「SGD-SOR-VWAP」) 又はセクション7.1(aa)(i) (「THB-THBFIX-Reuters」) のそれぞれの規定 (なお、セクション7.1(t)(iii)又はセクション7.1(aa)(i)のそれぞれの規定が、 SOR又はTHBFIXが利用不能となる場合におけるフォールバックを定め ている場合、これを含む。) との間に齟齬がある場合、該当する Calculation Period又はCompounding Periodのそれぞれについては本セクション7.10が優先するものとする。
- 7.11 「Linear Interpolation」が適用されると指定されておらず、かつ、Designated Maturityより短いCalculation Periodに対応するSGD-SOR-VWAP及びTHB-THBFIX-Reutersのフォールバック
 - (a) 「Linear Interpolation」が適用されると指定されておらず、かつ、Designated Maturityの長さより短いあらゆるCalculation Periodにつき、当該Calculation Period又は当該Calculation Periodに含まれるいずれかのCompounding Periodに係る当該Reset DateにおけるRelevant Rateが、SGD-SOR-VWAP Rate Optionに基づくFallback Rate (SOR)又はTHB-THBFIX-Reuters Rate Optionに基づくFallback Rate (THBFIX)を参照して決定すべきものである場合、Calculation Agentは、Fallback Rate (SOR)又はFallback Rate (THBFIX)をそれぞれ当該Rate Optionの規定に従って適用するか又はModified Fallback (SOR)又はModified Fallback Rate (THBFIX)をそれぞれ適用するか決定するものとする。

本セクション 7.11 において、以下を適用する。

「Modified Fallback Rate (SOR)」は、FX Data を、SOR Cut-off Time において直近で提供又は公表された、Original SOR Fixing Date に一致する「Original IBOR Rate Record Day」に係る Designated Maturity の期間に対応する Fallback Rate (SOFR)(「USD-LIBOR-BBA」の定義において定められる。)に適用することで決定される。ただし、当該「Original IBOR Rate Record Day」に対応する Fallback Rate (SOFR)が SOR Cut-off Time において提供又は公表されていない場合、「Modified Fallback Rate (SOR)」は、FX Data を、当該時点で提供又は公表されている Fallback Rate (SOFR)の中で直近の「Original IBOR Rate Record Day」(当該「Original IBOR Rate Record Day」が Original SOR Fixing Date と一致しないことにかかわらない。)に対応するものであって、当該時点で提供又は公表されている直近のレートに適用することで決定される。

「SOR Cut-off Time」とは、Fallback Observation Day におけるニューヨークシティ時間午前 11:30 をいう。

「Modified Fallback Rate (THBFIX)」は、FX Data を、THBFIX Cut-off Time において直近で提供又は公表された、Original THBFIX Fixing Date に一致 する「Original IBOR Rate Record Day」に係る Designated Maturity の期間に 対応する Fallback Rate (SOFR)(「USD-LIBOR-BBA」の定義において定められる。)に適用することで決定される。ただし、当該「Original IBOR Rate Record Day」に対応する Fallback Rate (SOFR)が THBFIX Cut-off Time において提供又は公表されていない場合、「Modified Fallback Rate (THBFIX)」は、FX Data を、当該時点で提供又は公表されている Fallback Rate (SOFR)の中で直近の「Original IBOR Rate Record Day」(当該「Original IBOR Rate Record Day」が Original THBFIX Fixing Date と一致しないことにかかわらない。)に対応するものであって、当該時点で提供又は公表されている直近のレートに適用することで決定される。

「THBFIX Cut-off Time」とは、Fallback Observation Day におけるバンコク時間午前 10:00 をいう。

「FX Data」とは、(i) Modified Fallback Rate (SOR)につき、Original SOR Fixing Date に、Reuters Screen <ABSFIX01>において、ABS Benchmarks Administration Co Pte. Ltd. (又はその承継運営者) によって提供される Designated Maturity の期間に対応する USD/SGD の FX スポットレート及 びフォワードポイントを、(ii) Modified Fallback Rate (THBFIX)につき、Original THBFIX Fixing Date に、Reuters Screen <THBFIX> において、Bank of Thailand(又はその承継運営者)によって提供される Designated Maturity の期間に対応する USD/THB の FX スポットレート及びフォワードポイントをいう。

(b) 本セクション7.11の規定とセクション7.1(t)(iii) (「SGD-SOR-VWAP」) 又はセクション7.1(aa)(i) (「THB-THBFIX-Reuters」) のそれぞれの規定 (なお、セクション7.1(t)(iii)又はセクション7.1(aa)(i)のそれぞれの規定が、 SOR又はTHBFIXが利用不能となる場合におけるフォールバックを定め ている場合、これを含む。) との間に齟齬がある場合、該当する Calculation Period又はCompounding Periodのそれぞれについては本セクション7.11が優先するものとする。」

廃止された金利期間に係る規定の適用

アーティクル8は、セクション8.4の直後に以下を追加することにより、変更する。

- 「8.5 廃止された金利期間 あるSwap Transactionにつき、Covered Swap Transactionに係るあるReset Dateに対応するDiscontinue Rate又はAffected Interpolated Rateを決定すべき場合において、当該Covered Swap Transactionに(a) Overriding Fallback Provisionが設けられておらず、かつ、(b)当該Affected Discontinue Rate(s)に係るDiscontinuation Date以降にFixing Date(s)が到来する場合、本Definitionsの別段の定めにかかわらず、当該Reset Dateに対応する当該Affected Discontinued Rate又は当該Affected Interpolated Rateのそれぞれに代えて用いられるレートは、当該Reset Dateに対応する、当該Affected Discontinued Rate又は当だする、当該Affected Discontinued Rate又は当該Affected Interpolated Rateのそれぞれに関連するInterpolated Rateとする。また、以下を適用する。
 - (i) 本セクション 8.5 の規定とセクション 7.1 に定めるある Rate Option の規定 (セクション 7.1 において用いられる用語及びセクション 7.3 において定義される用語を含み、なお、ある Rate Option の規定が、当該レートは恒久的に利用不能となる場合、又は LIBOR Rate Option については Non-Representative となる場合におけるフォールバックを定めている場合、これを含む。) との間に齟齬がある場合、本セクション 8.5 が優先するものとする。
 - (ii) 本セクション 8.5 の規定と DRM Protocol の規定又は当該プロトコルと同等の規定(いずれの規定も本(ii)がなければ Swap Transaction に適用されるもの)との間に齟齬がある場合、本セクション 8.5 が優先するものとする。
 - (iii) 本セクション 8.5 の規定とセクション 7.9 の規定との間に齟齬がある場合、セクション 7.9 が優先するものとする。

適用されるFloating Rate Optionがセクション7.3(k)(i)から(xi)において言及されるセクションのいずれかに定めるあるRate Optionを参照して指定されており、Designated Maturityの期間に対応するApplicable Rateが恒久的に利用不能又はLIBOR Rate OptionについてはNon-Representativeとなり、かつ、Nearest Long Rate又はNearest Short Rateが存在しないため当該Swap TransactionがCovered Swap Transactionでない場合、当該Swap Transactionが関連するApplicable RateにつきIndex Cessation Eventが発生したものとみなされ、Index Cessation Effective DateはNearest Long Rate又はNearest Short Rateが存在しないこととなった最初の日(又は当該Designated Maturityの期間に対応するApplicable Rateが恒久的に利用不能となった若しくはLIBOR Rate OptionについてはNon-Representativeとなった最初の日が後に到来する場合、当該日)となるものとする。

本セクション 8.5 の規定は、適用される Floating Rate Option が SGD-SOR-VWAP 又は THB-THBFIX-Reuters である場合、適用されないものとする。

8.6 廃止された金利期間、セクション7.9及びセクション7.10に関する定義

- (a) 「Administrator」とは、ある Floating Rate Option 及びある Designated Maturity に関して決定されるレートにつき、当該レートの定義に定められた、当該レートを運営・管理、提供、算出、公表又は決定する機関をいい、当該レートのフォールバックの運営者を考慮しないものとする。
- (b) 「Affected Discontinued Rate」とは、ある Covered Swap Transaction に係るある Reset Date につき、以下のセクション 8.6(f)において定められたものを意味する。
- (c) 「Affected Fixing Date」とは、ある Covered Swap Transaction に係るある Affected Discontinued Rate 又はある Affected Interpolated Rate につき、以下のセクション 8.6(f) において定められたものを意味する。
- (d) 「Affected Interpolated Rate」とは、ある Covered Swap Transaction に係るある Reset Date につき、2 つの指定されたレートを参照して決定される、当該 Reset Date に対応するあらゆる Relevant Rate 又は Floating Rate であって、(i)当該レートのうち少なくとも 1 つはある Affected Discontinued Rate であり、(ii)当該レートがそれぞれ同じ Floating Rate Option であり、かつ、(iii)当該レートのそれぞれの Affected Fixing Date が Fixing Date であるものをいう。
- (e) 「Affected Interpolated Rate Period」とは、ある Covered Swap Transaction に係るある Reset Date に対応するある Affected Interpolated Rate につき、当該 Reset Date に対応して計算すべき当該 Affected Interpolated Rate に係る Compounding Period 又は Calculation Period のそれぞれの中の日数をいう。
- 「Covered Swap Transaction」とは、1 つ又は複数のレートを参照して、ある Reset Date に対応するあらゆる Relevant Rate 又は Floating Rate が決定されるあらゆる Swap Transaction であって、当該レートのうち少なくとも 1 つは Discontinued Maturity Rate ((i)当該 Discontinued Maturity Rate に係る Discontinuation Date 以降にある Fixing Date が到来し(かかる Fixing Date を「Affected Fixing Date」という。)、かつ、(ii)1 つの Nearest Long Rate 及び 1 つの Nearest Short Rate が存在するものに限る。かかる Discontinued Maturity Rate を「Affected Discontinued Rate」という。)であるものをいう。
- (g) 「Designated Maturity」とは、セクション 8.5 及びセクション 8.6 のみにおいて、かつ、1 又は複数の期間につきレートが計算され得る Floating Rate Option につき、あらゆるかかる期間をいう。
- (h) 「Discontinuation Date」とは、ある Discontinued Maturity Rate につき、当該 Discontinued Maturity Rate が Administrator により恒久的に提供されなくなる又は LIBOR Rate Option については Non-Representative となる時点の日をいう。
- (i) 「Discontinued Maturity Rate」とは、ある Swap Transaction につき、ある Floating Rate Option 及びある Designated Maturity につき決定されるレートであって、当該 Designated Maturity は、ある日の時点において、(i)恒久的に廃止される若しくは廃止されている又は(ii)LIBOR Rate Option については Non-Representative である若しくは Non-Representative となったものであって、いずれの場合においても、当該 Floating Rate Option につき少なくとも 2 つの別の Designated Maturities(うち少なくとも 1 つは当該 Designated Maturity より短く、かつ、少なくとも 1 つは当該

Designated Maturity よりも長いことを要する。)についてのレートがその Administrator により提供されており、かつ、LIBOR Rate Option についてはいずれのレートも Non-Representative でないものをいう。

- (j) 「DRM Protocol」とは、ISDA が 2013年10月11日に公表した ISDA 2013 Discontinued Rates Maturities Protocol をいう。
- (k) 「Fixing Date」とは、ある Covered Swap Transaction に係るある Relevant Rate 又は Floating Rate 及びある Reset Date につき、当該 Reset Date に対応する当該 Relevant Rate 又は Floating Rate を決めるべき日をいう。
- (I) 「Floating Rate Option」とは、セクション 8.5 及びセクション 8.6 のみにおいて、かっ、ある Covered Swap Transaction に係るある Relevant Rate 又は Floating Rate 及びある Reset Date につき、Confirmation において定められた Floating Rate Option とし、当該定めがある Rate Option を参照している場合、当該 Floating Rate Option のために指定された第一階層のレートが Administrator により提供されていない、指定された情報源(指定されたスクリーン又はページを含む。)に表示されていない又は Non-Representative であるとしても、当該 Rate Option につき定められたフォールバックを考慮しないものとする。
- (m) 「IBOR Fallbacks Protocol」とは、ISDA が 2020年 10月 23日に公表した ISDA 2020 IBOR Fallbacks Protocol をいう。
- (n) 「Interpolation Method」とは、ある Covered Swap Transaction に係るある Affected Discontinued Rate 又は Affected Interpolated Rate のそれぞれ及びある Reset Date につき、当該 Reset Date に対応する Relevant Rate 又は Floating Rate を決定するために「Linear Interpolation」を適用すると指定されている場合、又は補間の方法が指定されていない場合、線形補間をいい、当該 Reset Date に対応する Relevant Rate 又は Floating Rate を決定するために他の補間方法を適用すると指定されている場合、当該補間方法をいう。
- (o) 「Interpolated Rate」とは、ある Covered Swap Transaction に係るある Affected Discontinued Rate 又は Affected Interpolated Rate のそれぞれ及びある Reset Date につき、Interpolation Method、Nearest Long Rate 及び Nearest Short Rate を用いて、補間により当該 Reset Date に対応するものとして決定されるレートをいう。
- (p) 「LIBOR Rate Option」とは、Applicable Rate が Sterling LIBOR、Swiss Franc LIBOR、U.S. Dollar LIBOR、Euro LIBOR 又は Yen LIBOR である、Floating Rate Option をいう。
- (q) 「Nearest Long Rate」とは、以下をいう。
 - (i) ある Swap Transaction であってその Relevant Rate 又は Floating Rate が Affected Interpolated Rate ではないものに係る、ある Affected Discontinued Rate 及びある Reset Date につき、(A) Floating Rate Option は当該 Affected Discontinued Rate に係る Floating Rate Option であり、かつ、(B) Designated Maturity は、当該 Affected Discontinued Rate の Floating Rate Option が Affected Fixing Date において恒久的に廃止されていない(及び LIBOR Rate Option については、Non-Representative でない)期間であって、かつ、当該 Affectied Discontinued Rate に対応する Designated Maturity より次に長い期間であるものとして、当該 Reset Date に対応するものとして決定されるレートをいう。

- (ii) ある Swap Transaction であってその Relevant Rate 又は Floating Rate が Affected Interpolated Rate であるものに係る、ある Affected Discontinued Rate 及びある Reset Date につき、(A) Floating Rate Option は関連する Affected Discontinued Rate(s)に係る Floating Rate Option であり、かつ、(B) Designated Maturity は、 Affected Interpolated Rate Period より次に長い Affected Fixing Date において、当該 Floating Rate Option が Affected Fixing Date において恒久的に廃止されていない(及び LIBOR Rate Optino については、Non-Representative でない)期間であって、かつ、当該 Affected Interpolated Rate Period より次に長い期間であるものとして、当該 Reset Date に対応するものとして決定されるレートをいう。
- (r) 「Nearest Short Rate」とは、以下をいう。
 - (i) ある Swap Transaction であってその Relevant Rate 又は Floating Rate が Affected Interpolated Rate ではないものに係る、ある Affected Discontinued Rate 及びある Reset Date につき、(A) Floating Rate Option は当該 Affected Discontinued Rate に 係る Floating Rate Option であり、かつ、(B) Designated Maturity は、当該 Affected Discontinued Rate の Floating Rate Option が Affected Fixing Date において恒久的に廃止されていない(及び LIBOR Rate Option については、Non-Representative でない)期間であって、かつ、当該 Affectied Discontinued Rate に 対応する Designated Maturity より次に短い期間であるものとして、当該 Reset Date に対応するものとして決定されるレートをいう。
 - (ii) ある Swap Transaction であってその Relevant Rate 又は Floating Rate が Affected Interpolated Rate であるものに係る、ある Affected Discontinued Rate 及びある Reset Date につき、(A) Floating Rate Option は関連する Affected Discontinued Rate(s)に係る Floating Rate Option であり、かつ、(B) Designated Maturity は、Affected Interpolated Rate Period より次に短い Affected Fixing Date において、当該 Floating Rate Option が Affected Fixing Date において恒久的に廃止されていない(及び LIBOR Rate Optino については、Non-Representative でない)期間であって、かつ、当該 Affected Interpolated Rate Period より次に短い期間であるものとして、当該 Reset Date に対応するものとして決定されるレートをいう。
- (s) 「Overriding Fallback Provision」とは、あらゆる Affected Discontinued Rate 又は Affected Interpolated Rate のそれぞれにつき、以下のいずれかをいう。
 - (i) (A)当該 Affected Discontinued Rate(s)の Administrator がある特定の日においてレートを提供しない場合(又は LIBOR Rate Option につき、レートが Non-Representative である場合)に、Reset Date に対応する当該 Affected Discontinued Rate 又は Affected Interpolated Rate に係るレート決定のためのフォールバック 方法を定めている Swap Transaction に係る Confirmation において明示的に定められた規定であって、かつ、(B) Reference Bank Fallback Provision でないもの。
 - (ii) Swap Transaction の両当事者により批准された若しくは締結された DRM Protocol若しくはIBOR Fallbacks Protocol以外のプロトコル又は修正レター(相対のものであるか多数当事者間のものであるかを問わない。) のそれぞれにおいて明示的に定められた規定であって、(A)それが適用されなければCovered Swap Transaction となる、ある Swap Transaction に適用され、(B)当該Swap Transaction の Trade Date 後にかかる当事者によって批准若しくは締結され、かつ、(C)当該 Affected Discontinued Rate(s)の Administrator がある特定の日

においてレートを提供しない場合(若しくは LIBOR Rate Option につき、レートが Non-Representative である場合)に、Reset Date に対応する当該 Affected Discontinued Rate 又は Affected Interpolated Rate に係るレート決定のためのフォールバック方法を定めているもの。

ある Rate Option の規定において、あるレートが一時的若しくは恒久的に利用不能となった場合(又は LIBOR Rate Option につき当該レートが Non-Representative となった場合)に適用すると指定されたフォールバックは、「Overriding Fallback Provisions」ではない。

(t) 「Reference Bank Fallback Provision」とは、ある Swap Transaction につき、Administrator がある Affected Discontinued Rate を提供しなかった場合(又は LIBOR Rate Option につきレートが Non-Representative となった場合)に当該 Affected Discontinued Rate 又は Affected Interpolated Rate に係るレートを決定するフォールバック方法を定める規定であり、Reference Banks から提供された 1 つ又は複数のレートを用いるものをいう。」